○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

(1) 放射線の遮蔽に関する構造 の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。	各号によるものとする。の事業に係るものに限る。)の記載については、次のの事業に係るものに限る。)の記載については、次の第二条 法第五十一条の二第二項の申請書(廃棄物管理の事業の許可の申請)	一〜五 (略) 「一〜五 (略) 「一〜五 (略) 「一〜五 (略) 「一〜五 (略) 「において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。 「法」という。」において使用する用語の例による。 「法」という。」において使用する用語は、核原料物質第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質(定義)	改正案
(1) 放射線のしやへいに関する構造口 廃棄物管理施設の一般構造イ (略)て記載すること。て記載すること。 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設 一 (略)	各号によるものとする。の事業に係るものに限る。)の記載については、次の第二条 法第五十一条の二第二項の申請書(廃棄物管理(廃棄物管理の事業の許可の申請)	一〜五 (略) 「一〜五 (を) 「しゅうない」(を) 「一〜五 (を) 「も) 「も) 「一〜五 (を) 「一〜五 (を) 「しゅうない」(を) 「も) 「一〜五 (を) 「一〜五 (を) 「しゅうない」(を) 「しゅうない」(しゅうない)(も) 「しゅうない」(しゅうない)(も) 「しゅうない」(しゅうない)(しゅうない	現

2 八 げ 原 及 (6) | | | う。 う。 5 ると 子 び 又 前 削 原 5 場は廃六 兀 (5)(4)(3)(2)九の 力 項 月る 種 合 装 棄 お 規 子 0) わる力び 類、 第三 申請 火災及 に 置 りとする。 制 炉 設 物 れ 津 規 耐 (略) 略) 略) 略) 略 る 発 委員会規 \mathcal{O} 管 \mathcal{O} 波 制 備 津 おそ 故理 + 程 生すると想 規 に 委 波 書 \mathcal{O} 度、 び 障施 条 制 に 対 員 基 構 爆 第 れ L 会 準 設 に 添 造 影 発 が 浸 則 関 7 規 に 付 に 響等 \mathcal{O} 水 項 す 則 関 で な 廃 係 す 廃 防 定 に る る 定 ベ 棄 第 す 棄 止 され き 地 設 規 法 物 る \Diamond 物 関する説明書 に 震、 規 る 定 う 管 + 管 備 律 核 関 書類 措置 る 、 廃 火 施 原 理 則 理 \mathcal{O} す 操 行 料 施 号 施 る 棄災 は事 令 物 を 平 作 設 設 構 物 業 上 講 \mathcal{O} 第 成 \mathcal{O} 造 管 以 爆 次 計 安 七 位 \mathcal{O} 理 下 の画 全 置 発 過 核 条 + 施 等 失 各 書 燃 構 性 令 \pm 号にの 造 設 が が 規 年 構 _ 損 造 のあ 物 を 定 原 事つ械 掲他と 質 いな す 子 及 2 七一 げ 原い 及 う。 ると 子 Ü 類 に 又 、発 は 前 六 5 新 原 九 廃 力 兀 (5) (4)(3)(2)項 チ 建 生す 装置 お 規 子 棄 \mathcal{O} 物 度、 りとする。 第三十 炉 の 物 制 申 災略 0) 委員 管 略 請 略 ると想定され \mathcal{O} 略 略 構造 影響等 故理 規 \mathcal{O} 書 会規 障、 防 条 に 施 制 止 設 第に 添 に関 浸 則 関 に 付 関 水係 で 項 す す する説 す に る る る ベ 定 る 廃 地 設 \otimes 規 法き 構

定

す 書

業

書

掲他と

律 核

施 原

令

以

令 そ 号

下 核

燃

料

物

質

物

造

る

類 る 行 料

 \mathcal{O} 画

各

は事

次 計

にの

棄震

災

設がの

0

種合械

故 た の 場

あ過

物

管 火 操

理

施 等

 \mathcal{O}

事

明

備

0

作

上

失、

機

通 す 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 及 び 写 L

3

第

 \mathcal{O}

申

請

書

 \mathcal{O}

提

出

部

数

は

正

本

通

副

本

通

L 項

る

3

更 \mathcal{O} 可 \mathcal{O} 申 請

第

2 な 前条 け 六れ項 ば 0 なら 申略 請 な 書 に は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 L

5 略

物 変 管 爆 \mathcal{O} 理 発 過 更 等失が、 後 施 に 設が あ機 \mathcal{O} お 事 つ械 け た又 故 る 場 は \mathcal{O} 廃 合 種 装 棄 類 に 置 物 発の 管 程 生故理 度、 す 障 施 Ś 設 と浸に 影 響 想水係 等 定 る に さ地 設 関 れ震 備 す る \mathcal{O} る 廃 火 操 説 棄 災 作

3 通 と す 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 及 び 写 L

3

施

設

 \mathcal{O}

事

故

 \mathcal{O}

種

類

程

度、

影

響

等

に

関

する

説

明

明

書

設 計 及 び 工 事 \mathcal{O} 方 法 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申

第

おのに棄 れ次 兀 ば \mathcal{O} に 規物 11 条 な 各 て 関 定 管 5 号 同 す す理法 なに U る施第 る 掲 溶 特 設 五 げ 定に 接 + にの廃関 る 方 事 9 棄 す 項 い法 物 るの 管 設 を 7 を 七 記 認 除理計 第 <_ 。 可 施及 載 設 び項 を L 受 た 以 で エの 申け あ事規 下 請 ょ 9 の定 う 書 のて方に لح を 条溶法 ょ す 提 及 接 n 出 る び を第 者 次す十 特 なは条る一 定 け に も条廃

> 及 び 写 通 す 請

更 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 申

第 三 略

2 な 前条 け 六れ項 ばの な 申 ら請 な書 いに は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 書 類 を 添

付

L

(略

七 等上 変 がの あ過 更 つ失 後 た に 場 機 お 合械に又 け る 発は廃 生 装 棄 す 置 物 る \mathcal{O} 管 لح 故 理 想 障 施 定 設 さ 浸 に れ水係 る る 廃地設 震備 棄 物 0 管 火操 理災作

及 び 第 写 L 項 \mathcal{O} 通 申 と 請 す 書 る \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 副 本 通

計 U 工 事 \mathcal{O} 方 法 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

第 一れ次おのに棄 兀 いに 規 \mathcal{O} 物 条 設 な 各 て 関 定管 5 号 司 す す 理法及 なに U る る施第 掲 溶 特設五 げ 接 定に十 廃 関 る に \mathcal{O} _ 条 方 棄す 0 項 い法 物 る \mathcal{O} を て を 管 設 七 認 除理計 第 記 <_ 載 可 施 及 を 設び項 L た 受 以 エ の で 申け あ事規 下 請 ょ つの 定 書 う のて方に لح 条溶法 を ょ 提 す 及 接 り る 第 び を 出 者 次 す十特 L なは条 る一 定 け 、にも条廃

略

3 2 五. 兀 を 号 係 に 及 \mathcal{O} 치의게미기 る び に \mathcal{O} 適 技 以 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 及 添 前 5 削 方 あ 略 術 付 技 設 合 工 ょ 下 が 項 た 設 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 次 かる この 保安 L 術 計 L 事 0 上 法 0) 略 保安 保 昍 法 \Diamond 計 0 工 \mathcal{O} 等 質保証 な 上 第 安 安 て 事 区 て 申 及 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 及 \mathcal{O} け 活 活 活 活 はの 0 び 組 び 分 1 方 説 基 条 五. 請 ح 方法 に 基 及 動 動 動 略 れ 工 ること 明 準 動 織 法 書 工 +当 ば 0) \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 0) V ょ 事 準 び が に 事 L 実施 · う。 は、 なら 計 評 実 価 施 該 次条に 改 以 る と 条 に 設 た に 善 画 変 特 適 係 を 計 書 0 特 11 下 係 ない う。 。 更 る品 定廃 合 説 七 定 類 当 る 及 E 係 第三 明 そ 該 L び お 設 品 廃 る組 関 係 棄物 棄物 7 質 申 質 L 工 計 0 11 るも する次 管 項 た 事 他 に て 請 管 V 及 管理 書 第 管 ることを 理 \mathcal{O} 適 12 び 理 \mathcal{O} \mathcal{O} 類 当 設 \mathcal{O} 理 \mathcal{O} 方 合 係 工 0 に して 号 事 施 施 方 並 法 該 計 方 る 事 限 設 設 法 \mathcal{U} \mathcal{O} 申 及 0) 設 に 法 る。 項 説 び 技 係 に 等 に 技 請い 計 \mathcal{O} 及 Ĭ 関 明 当 術 に ることを計 変 が 術 る び 及 同 該 係 事 上 び 品 そ 更 す L 申 る 質 る た 0 項 \mathcal{O} 工 \mathcal{O} \mathcal{O} 設 管 第 基 基 事 場 設 書 請 方 検 計 類 準 法 準 \mathcal{O} 理 査 合 2 3 ことを こと る 当 兀 三 に 七 新設 ロイに く く を へ 建 第三 設 お 該 前 及 略 放 計 を 申 び 次 主 項 V 要 要 射 説 工 て 略 及 計 項 請 \mathcal{O} \mathcal{O} な特 な 明 物 て 線 事 び 算 第 に 申 区 L 分に 容 に 工 係 はの に 技 請 よる被 器及 方 定 た 号 略 事 ょ 術 る 書 廃棄 書類 よる 当 に 法 設 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 上 び 該 て 技 (特定 方 \mathcal{O} 計 は 管 を添 物 ば 変 特定 法 基 説 術 及 更に 管 \mathcal{O} < 明準 が び 次 上 理 耐 \mathcal{O} 付 工 廃 技 廃 0 L \mathcal{O} 防止しなけ 係るも 施 圧 棄 術 た と 基 事 各 棄 設 強 書 準 号 物 物 上 7) \mathcal{O} 度 0 う。 管理 管 方 に \mathcal{O} 類 0) れ 耐 以 法 理 基 そ 掲 ば に 施 施 げ 準 が \mathcal{O} 下 ならな 限る。 . の 設 法 設 に 他 に る に \mathcal{O} 適 事 適 当 第 合し 該 合 条 五. 項 変 関 申 及 + に 更 す L る て 請 て び つ 0) 条 次 場 12 設 V

合 計

条

のて

る係る

4 通 第 す 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 及 び 写 L

更 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申

第 5 号 法 受 五 ない。 に に け · 掲 げ つた い特法 る事 て 定第 変 廃 五. 更 棄 + 項 を の物 管 条 記 認 載 可 理の 戦した申請がを受けよいと第二項 うと すの規 書 を 提 す設定 る計に 出 者は、 L ょ り、 な け 工 れ次事 認 ばのの 可 な各方を 第

略

兀 事 に 係 更 る品 係 質 る 管 前 理 条 \mathcal{O} 第 方 法 項 第 兀 号 12 掲 げ る 設 計 及 び 工

五. 略

2 ことが 容に なら 既に 項 原子 で 変 な \mathcal{O} きる。 更が 申 力 請 規 な 書 制 だ に 1 委 と は き 員 会に は 第二 次 に 号に 提出 当 掲 該 げ され · 掲 げ 書 る 類 書 る 類 \mathcal{O} 7 書 添 1 を る当 類 付 添 に を 付 省 該 0 L 書 な 略 11 類 す 7 け るの は れ

て 方 方 説 法 明 ることを説 \mathcal{O} 更 が L 技 に 設計 た書 術 係 上 る 及 類 \mathcal{O} 設 そ 明 び 基 計 準 工 \mathcal{O} 及 た 事 他 に び , の 方 書 の当 適 工 類 合 事 法の 該 し \mathcal{O} 申 7 方 技 請い 法 ること に 術 が 係 上 設 \mathcal{O} る 設 を 計 基 準 及 計 計 · に 適 及 び 工 び 合 ょ 工 事 事 9 \mathcal{O}

が 法 更 第 五. +係 る 設 条 \mathcal{O} 計 七 及 第 び 工 項 事 第 に 係 号 る 品 \mathcal{O} 技 質 術 管 理 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 方 基 準 法 等

> 4 及 び 第 写 L 項 \mathcal{O} 通 申 とす 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 副 本

> > 通

変 更 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

号に掲げ 5 法 受 五 な に け 条 V) つ た い 特 法 て る 定 第 変更 廃 事 五. 項 棄 + の 物管条 を記 載 可を 理の 施七 受け た申 設 第 に ようとする 関項 請 書 す \mathcal{O} る を 規 提 設 定 出 計に 者 及 ょ な はび け 工 れ次事 ばのの可

な各方を

略

(新設

兀 略

2 三 二 一 添 が 明 更 方 法 に 付 技 前 係るも た 術 が L 項 書 技術 な 上 \mathcal{O} け \mathcal{O} 類 申 上の れ そ 基 \mathcal{O} 請 ば 準 \mathcal{O} に 書 他当 基準 な に 0 適 5 1 は な 合し 該 に 7 申 当 適 次 て 合 該 申 請 \mathcal{O} に することを 各 11 請 号 ること 係 る設 に 係 る設 を 計 げ 計 説 及 る び 算 計 明 事 L 工 に 及 項 事 ょ た び 0 書 \mathcal{O} 0 工 う て 事 5 類 方 説 法 \mathcal{O}

- 放 射 線 に る 被 ば \mathcal{O} 止
- 主 要 な 特 定 廃 棄 物管 理 施 設 \mathcal{O} 耐 震 性
- 主 要な容器及び 管の 耐 圧 強 度

適合していることを説明した書類

3 通 と しする。 項の 申 請 書 0 提 出 部 数 は、 正 本 通 及 び 写 L

(使用前検査の実施)

第 棄 八 行う。 各号に 物 条 管 理 法 掲 施 第 げ 設 五. に る +係 事 るも 項 条 に \mathcal{O} 0) 0 八 に 第 い て、 限 る。 項 当 \mathcal{O} 該 以使 各号 下 用 同 前 に U 検 定 査 \Diamond る は 特 と 定 き次廃 第

に

行う。

うとき 材 破 料 壊 放 試 若 射 そ L 線 験 < 0) 遮 は 蔽 機 他 械 部 0) 材 原 試 品 又 子 験 に は 力 関 特 規 耐 す に 制 圧 る 気 事 試 密 委 員 験 項 若 又 숲 L は化 が < 漏 適 学 は 当と 分 え 水 析 密 認 試 試 を 験 要 験 め る を す 行非る

二 (略)

7 に 管 計 関 理 測 す 設 制 る事 備 御 \mathcal{O} 系 項 附 統 属 施 そ 施 設 れぞ 設 放 れ 廃 射 0 棄施設 線 施 管 設が完成し 理 を施除設 < その たとき。 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 組 廃 立棄

四(略

第九条 削除

3 及 び 第 写 L 項 0 通とする。 申 請 書 0) 提 出 部 数 は 正 本 通 副 本 通

(使用前検査の実施)

 \mathcal{O} 棄八 各 物 条 号に 管 理 法 掲 施第 げる事 設 五 に + --条 係 項 るも に \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 八 に 第 1 限 て、 る。 項 当該 \mathcal{O} 以 使 各 下 用 号 同前 に $\overset{\mathbb{C}}{\circ}$ 検 定 査 \Diamond る は と、定き次廃

する材料 るとき を行うと 非 放 破 射 壊 線 きそ 若 試 L 験 Þ L < 0) 機 は 11 他 械 部 材 0) 試 原 品 又 験 は 子 に 関 力 特 規 す に 耐 圧 る 制 気 事 試 密 委 員 験 項 若 会 又 L < は が 化 適 漏 学 は 当 え 分 水 ٧, لح 析 密 認 試 試 を 験 験 要 \otimes

二 (略)

 \mathcal{O} \mathcal{O} 廃棄物 建物、 組 立 て 管 に 計 理 関 測 す 設 制 る 備 御 事 \mathcal{O} 系 項 附 統 属 施 そ 施 設 れ 設 ぞれ (廃 放 射 0) 棄 線 施施 管 設 設 理 が を 施 除く。 完 設 成 そ 0) たし 他

四 (略)

九条 法第五十一条の二(性能の技術上の基準)

第 員 九 係 会 るも 規 則 法 \mathcal{O} で 第五 に 定 める 限 + る。 一条の 技 術 は 上 八 第 \mathcal{O} 基 次 0) 準 項 各号 第 特 号 に 定 廃 掲 0 げ 棄 原 るとお 物 子 管 力 理 規 ŋ 施 制 設 委

する。

添付 他 許 れなけれ 件 一条の二 を 記 7 可 0) 項 五. 法 書類に 非常 確 E 第 第 申 実に 載 請 お 五. 書等 第 + ば機器を作 用装置及 1 項 作 記 た て \mathcal{O} 動 及び 条 載 書 項 変 更 す 類 許 \mathcal{O} \mathcal{O} L ること。 その添 規定に た警 び 可 0) 動 連 第 以 申 許 させ 動装置 報装 請書 下こ 可 付 ょ に 項 ない 置 等 \mathcal{O} ŋ 係 0) 書類に記 条及び あり申 許 許 装置 非 可 可 常 定 請 \mathcal{O} 又 1 を 載した条件 う。 第二 は \mathcal{O} 用 際に付された条 書及び法第六 条件 法 電 、 う。 + 第 源 -条の三 ・ が 充 装置 及びそ 五. $\overline{+}$ 足さ 一その が 第 お \mathcal{O}

書等及び 主 放 一要な 射 性 その 放 廃 棄 射 添付 線 物 管 \mathcal{O} 理 書類に記 廃 **廃棄施設** 施 設 \mathcal{O} 載し 性 \mathcal{O} 処 能 た能 理 が 能 力以 許 力 が 可 申 上であるこ 許可 請 書 申

ること。 びその添 付 書 短類に 記 載 L た 性 能 を 満 足 するもの であ . 等 及

兀 び 空気中 \mathcal{O} 管 理 廃 添付 理を 棄 施 物 設 書 特 管 \mathcal{O} \mathcal{O} 類 放 使 理 に に記 射性 用中 施設 必 要 載し 物質 と 特 中 す に 人 た値以下で る場 \mathcal{O} が 人 濃 常 が 度が 所に 立 時 ち <u>\f</u> お 入 ち あること。 入る 許 る け 可 る 場 中請書等及びる線量当量率及 場 所 そ 所 \mathcal{O} 他 廃 放 棄 射 物

Ŧī. 足するも 核 燃料 可 申 請書等及びその 物質等を限定され のであること。 添 付 た区域に閉じ込める 書類 15 記 載し た能 力能力力

請

機 構 が 行 う 使 用 前 検

第 げ 号 と 廃 法 九 カュ 棄 る 第 が 第 条 う。 検 5 兀 物 独 + \mathcal{O} 管 第 号 立 査 六 に に 三 理 行 条 0 掲 号 施 に の 三 政 法 げ ま 設 行 法 第 て行うも でに に 第 る わ 人原 五 事 係 せ +る 子 撂 項 項 る に げ t 検 力 \mathcal{O} 条 0) る つ 安 \mathcal{O} 査 規 \mathcal{O} とする。 1 事 に に 全 定 八 て行う検 項 限 関 基 に 第 る。 する に 盤 ょ \equiv 機 9 ŋ 項 V 事 構 に は て 査 務 以 原 お \mathcal{O} \mathcal{O} 子 \mathcal{O} 1 うち 下 力 検 第 一 八 部 7 査 規 準 条第 次に 及 機 制 用 $\mathcal{C}_{\mathcal{K}}$ 特 構 委 す 掲同 定 員 る 第

非 定 常 \mathcal{O} 用 条 電 件 源 装 が 充 置 足 そ さ \mathcal{O} れ 他 な 0 非 け れ 常 ば 用 機 装 器 置 を 及 作 び 動 連 3 動 せ 装 な 置

装 放 射 置 性 を 廃 1 う。 棄 物 以 \mathcal{O} 廃 下 棄 同 U 施 設 \mathcal{O} 処 0 作 理 :動検 能 力 \mathcal{O} 查 確 認

四三 廃 主 要な 棄 物 放 管 理 射 線 施 管 設 理 中 施 人 設 が \mathcal{O} 常 性 時 能 77 \mathcal{O} ち 確 入 認 る場 検 査 所 廃 棄 物

び 線 管 管 理 理 施 設 を 特 \mathcal{O} 使 に 必 用 性 要 中 と 特 す に る 人 場 が 所 立 5 入 お け る る線 場 査 所 量 そ 当 0 量 他 率 放 及 射

構 が 行 う 使 用 前 検 査 \mathcal{O} 通 知 書 等

空

気中

0

放

射

物

質

0

濃

度

0

確

認

検

第 九 条 0 提 \mathcal{O} 出 を 受 原 け 子 た 力 場 規 合 制 委 特 員 定 会 廃 は 棄 物 第 管 七 理 条 施 第 設 項 に 係 るも 申 請

> 機 構 が 行 う 使 用 前 検 査

V) 5 第 同 号 廃 と 会 法 九 る 第 カュ 棄 11 が 条 第 条 う。 十六 カュ 5 几 号 物 独 第 \mathcal{O} どう 第 号 兀 管 立 条 号 理 行 ま カュ に 号 施 で 報 に 政 \mathcal{O} に ま 装 掲 設 行 法 に 第 · 人原子· 可 0 で 掲 置 げ に わ 五. \ \ せる に 係 げ に る +て行うも 事 掲 る る 係 げる ŧ 力 性 る 項 検 \mathcal{O} 条 能 ŧ に \mathcal{O} 査 安 規 \mathcal{O} 事 全 定 0 に に \mathcal{O} \mathcal{O} 八 のとする。 限 技 1 項 関 基 に を 第 ĺ る。 する機 て 術 除 ょ り、 行 0 項 上 事 構 う 11 に \mathcal{O} は務 検 \mathcal{T} 原 基 。 以 お \mathcal{O} 子 準 査 \mathcal{O} 及 に \mathcal{C}^{c} \mathcal{O} 検 第 下 力 7 う 査 八 部 規 準 適 第 条 ち 合 並 機 制 用 号 第 構 前 び 特 委 す 員 る 7 カュ 条 に 一定

新設

新 設

検

査

新 設

新 設

九 条 機 \mathcal{O} 構 三 が 行 う 新 使 用 設 前 検 査 0 通 知 書

第

- 8 -

関 法 施 方 第 法そ す す 要 رِّ ک ه る 領 十 限 事 六 書 0) る 条 他 務 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 必 要な 第 第三 五. 部 は 事 +に 係項 項 第 を定 八 る \mathcal{O} 条 条 規 t \mathcal{O} 定に 八 め 各号に \mathcal{O} 第三 た当該 を ょ 除 < 項 ŋ 掲 機 に 申 げ 構 お 請 る を が 事 11 係 定 て 行 項 る検 \Diamond う 準 0 用 検 検 る ŧ す 査 查 查 る 実 \mathcal{O} \mathcal{O}

2 項 務 施 又 す を は \mathcal{O} 設 原 る。 記 に 同 子 載 部 係 条 力 を機 る 第 規 L ŧ た 制 構 通 \bigcirc 項 委 が に \mathcal{O} 員 知 限 書 行 届 会 る。 う に 出 は 場合 を ょ 受け ŋ 第 で に 七 には、 あ た 機 条 つ 場 構 第 て、 合 に 次 \mathcal{O} 対 項 特 各 検 \mathcal{O} 号に 通 査 定 申 に 知 廃 請 す 掲 関 棄 書 る げ す 物 \mathcal{O} ŧ る 管 る 提 事 事 0) 理 出

5 六 略

4 3 事 知 する 項 原 子 を 略 ŧ 変 力規 更し \mathcal{O} とする。 制 委員 たとき 会 は は 速 B か 項 \mathcal{O} 通 そ 知 \mathcal{O} 書 に 旨 を 記 機 載 3 構 に れ 通 た

溶 条 接 \mathcal{O} 方 法 0) 認 可

第 十 五. 略

2 3 第 項の 略

4 通 」する。 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 及 び 写

機 構 が 行 う 施 設 定 期 検査

> とする。 んを記 設 \mathcal{O} は 原 に 同 子 載 係 部 条 力 るも L を 第 規 た 機 制 構 通 \mathcal{O} 項 委 に 員 知 が \mathcal{O} 限 書 届 行 会 は、 ?う場 る。 出を ょ 受け ŋ 合 第 に で 七 あ た 機 は 条 構 場 0 第 て、 に 次 合 \mathcal{O} 対 項 各 検 特 L 0 査 号 定 通 申 知 に に 廃 請 掲 関 す 棄 書 す る げ 物 0 る る ŧ 管 提 の事事理出

項務

施 又

5 六 略

3 2 事 知 項を変 す 原 るも 子力規制 \mathcal{O} 更したとき とする。 委 員 会は は 速 第 B か 項 に、 \mathcal{O} 通 そ 知 \mathcal{O} 書 旨 に を 記 機 載 構 さ に れ

通た

五 溶 条 接 \mathcal{O} 方 法 0 認

可

第 2 + 3 略 略

4 通 とする。 第 項 0) 申 請 書 0) 提 出 部 数 は 正 本 通 及 び 副

本二

機 構 が 行 う 施 設 定 期 検 査

三 \mathcal{O} 員 る 十五 に 슾 + 法 限 が 第 条 条第二 る。 機 + \mathcal{O} 構 六 に 条 一号に 0 行 は、 法 わ 五. 第 せる 掲 第 次 五. に げ 三 十 掲 る 検 項 特査の げ 条 定に 規 る 0) 関 定 検 廃 + に 查 棄 す 第 る に 物 ょ 三 管 事 0 り 項 理務 7) に て 施 \mathcal{O} 原 お 設 子 行 V う に 部 力 7 ŧ 係 規 準 令 る令制を第一 用 \mathcal{O} لح す 第

作 非 動 常 検 用 查 電 源 置 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 非 常 用 装 置 及 び 連 動 装 置

三二 放 射 性 放廃 射棄 物 \mathcal{O} 廃 棄 施 設 \mathcal{O} 処 理 能 力 \mathcal{O} 確 認 検 査

主

要

な

線

管

理

施

設

 \mathcal{O}

性

能

 \mathcal{O}

確

認

検

查

兀 管 理 廃 施 棄 設 物 管 \mathcal{O} 使 理 用 施 中 設 特 中 に 人 が 人 が 常 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 時 5 立 5 入 る場 入 る 所そ 場 所 \mathcal{O} 他 廃 放 棄 射 物

び 線 空 管 気 理 中 を \mathcal{O} 特 放 に 射 必 性 要と 物 質の する 濃 場 度 所 0 に 確 お 認 ける線 検 査 量 当 量 率 及

Ŧī. 他 \mathcal{O} 廃 性 棄 能 物 \mathcal{O} 管 確 理 認 施 検 設 査に お け る火 災 を 防 止 す る 能 力 そ \mathcal{O}

十 機 条 構 のが 三 行 う 施 設 定 期 検 査 \mathcal{O} 通 知 書 等

第 術 \mathcal{O} 申 に 規 上 九 請 定 \mathcal{O} 0) 書 基 す \mathcal{O} に る 淮 提 規 特 に 出 定 適 定 原 を 合 す 廃 受 子 る L 棄 け 力 7 原 物 た 規 場合 ١ ر 子 管 制 る 力 理 委 に カュ 規 施 員 どう 設 制 は 会 委 0 は、 員 カュ 性 令 第三 に 会 能 第 規 0 が + 則 法 + 九 1 第 7 で 五. 条 \mathcal{O} 定 五. 条 第 第 \Diamond + 検 る 査 項 号 に 技 条 \mathcal{O}

> 三十 条 カュ を \mathcal{O} 員 る に どうかに 会 第 法 + 除 限 五が 第 条 号 る。 条 機 + \mathcal{O} 第二号 構 に 六 に行 0 条 掲 及 は げ び \mathcal{O} 法 て行うも に 五. る 第 わ 第 第| 掲 性 せ 第 Ŧī. る げ 能 号 十 九 \mathcal{O} 条 る 検 項 カュ のとする。 技 特 査 \mathcal{O} 条 第 5 術 第 定に 規 \mathcal{O} 関 定 上 兀 号 廃 + す \mathcal{O} 号 棄 に 第 警 る 三 基 ま 物 ょ 事 ŋ 準 で 管 項 報 理 務 に 装 に 並 置 適 び 施 \mathcal{O} 原 お 合 に に 設 子 1 係 に 部 力 7 第 係 規 準 7 る ŧ る 令 + 制 用 のも第委

す

新 設

新 設

新 設

新 設

新 設

十機 条 構 の が 行う 施設 定 期 検 査 \mathcal{O} 通 知

第二 新 設)

機 申 関 構 お 請 が 1 係 そ 行 7 る 準 う \mathcal{O} 検 用 検 検 査 す 査 查 る 実 に \mathcal{O} 関 法 施 方 す 要 第 法 る事 そ + 領 書 六 0 条 他 務 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 必 第 五. 要 第 五. な 部 に + 事 係 項 項 を る 条 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 定 ŧ 定 + 8 \mathcal{O} た に 第 を ょ 当 除 り 項 該

を

定

8

る

ŧ

 \mathcal{O}

とす

る。

2 ょ 出 ŋ 合 又 原 号に に で は 子 は、 機 あ 同 力 構に つて、 掲 規 条 第二 げ 制 次 る 対 0 委 L 各 検 特 項 員 通 号 査 定 \mathcal{O} 숲 知 に に 廃 届 は するも . 関 す 棄物 掲 出 げ を 第 る事 うる事 受け 管 + のとする。 理 九 務 項 施 た 条 を記 場 \mathcal{O} 設 第 合 に 係 部 載 令令 項 を る \mathcal{O} L 機 第 ŧ た 申 通 構 \mathcal{O} \equiv 請 +が 知 書 限 書 行 五の Š に る 条 提

一~六 (略)

4 3 (略) 原子力

事 知 項を す 原子 くる も 力規 変更したとき 0) とする。 制 委員 会 は は 速 Þ カュ 項 に \mathcal{O} 通 そ 知 0 書 旨 に を 記 載さ 機 構 に れ 通た

> より、 第二 場 出 合 又 原 号に で に は 子 機 は、 あ 同 力 構に つて、 掲げ 条 規 略 第二 次 制 . 対 し \mathcal{O} る 委 各号 特 検 項 員 通 查 定 \mathcal{O} 会 知す に に 廃 届 は . 掲 関 棄 出 るも げ す 物 を 第 る 管 る 受 + のとする 事 事 理 け 九 務 項 施 た 条 場 を \mathcal{O} 設 第 記 に _ 合 載 部 係 項 令 を る L \mathcal{O} た 機 t 第 申 涌 構 0) 請 知 が に +書 書 行 限 五. \mathcal{O}

> > にう

る条提

(略) (略

3 2 知 事 項を変更したとき するものとする。 原 子力規制 委 員 会 立は、 は 速 第 Þ カュ 項 に、 \mathcal{O} 通 そ 知 0) 書 旨 に を 記 機 載 構 さ に れ 通た

(施設定期検査の技術上の基準)

二 十 二

削

除

第 会 規 + 則 で 条 定 法 8 る 第 技 五. 術 + 上 \mathcal{O} 条 基 \mathcal{O} 準 +第二 令 第三 項 \mathcal{O} + 原 Ŧī. 子 条 力 第二 規 制 号 委 員

次の各号に掲げるとおりとする。

第九

条各

号

掲

げ

る性

能

0

技

術

上

0

基

準

12

適

合

掲

げ

る

特

定

廃

棄

物

管

理

施

設

に係るも

 \mathcal{O}

に

限

る。

は

11 廃 ること。 棄 物管 理 施 設 に お け る火 災 を 防 止 す る 能 力 そ \mathcal{O}

併 及 び 分 割 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

第 れ 申 け \mathcal{O} ばならない ようとする者 請 十三 署 名) 書に、 可 条 して、 廃 当事 棄 法 物 第 これ 者 は 管 五. が +理 連 を 次の 条 原 署 事 の各号に 業に 子 \mathcal{O} , 力 規 + = 新 係 設 分割 るも 制 掲 第 委 げ 員 \mathcal{O} る の項 会 場 事 に \mathcal{O} に 合 項 限 合 を る。 提 に 併 出 あ 記 又) を 受 載した 載 は な 分 け 割 第二

·二 (略)

承 る 継 合 I併後存 法人又 す る法 人の は 続 分 す 名 Ś 割 称 法 に 及 ょ 人 び ŋ 若 住所並びに代 しく 廃 棄 物管 は 合 理 併 \mathcal{O} 【表者の 事 ょ 業 9 て \mathcal{O} 氏 設 部 立 を さ

兀 合 併 又は分割の 方 法及 び 条件

五. 合 併 又は 分割 の 理 期由

合 併 又は 分割 \mathcal{O} 诗

2 な け 前 れ 項 ばならな \mathcal{O} 申 請 書に は、 次 \mathcal{O} 各 号 に 撂 げ る 書 類 を 添 付 L

7 は 併 契約 分 割 書 計 又 画 は 書) 分 割 \mathcal{O} 契 写 約 書 新 設 分 割 0 場 合 に あ

な 理 合併 11 \mathcal{O} 場 事 業を承知 合に 後 存続 あ 継 つては、 す する法 る法人又 そ 人 \mathcal{O} が は 法 現 吸 に廃 収 人 0 分 定棄 割 物 款 に 管 ょ 理 ŋ 登 記 事 廃 業 事 棄 項者 物 証で 管

> 他 て 原 0 子 性 力 能 規 が 制 法 委 員 第 会 \pm が + 合 格 条 と 0 認 八 8 \mathcal{O} 使 た 状 用 態 前 に 検 查 維 持 12 さ お れ 1

1 ること。

合 併 \mathcal{O} 認 可 0 申 請

L す 廃 なけ る者 当事 棄 十三 物 者 は、 管 れ 条 ば が 理 連 署 な 次の \mathcal{O} 法 5 事 第 な して、 各号に 業に 五. + 係 これ . 掲 る 条 げ ŧ \mathcal{O} る を \mathcal{O} + 原 事 に 項 子 限 第 る。 力 を 記 規 項 制 載 \mathcal{O} を 合 委 L た申 員 受 併 会 け \mathcal{O} 請 に ようと 提書出に 可

三 法 合併後 人 \mathcal{O} 名 称 存 及び住所並 続 する 法 人 びに代表者の 又 は 合併 によ 氏 0 7 設 立 さ

合 併 \mathcal{O} 方 法 及 び 条件

六 五 四 合 併 \mathcal{O} 時 理 期由

合 併 \mathcal{O}

2 前 れ 項 ば 0) なら 申 請 な 書 \ \ \ に は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 L

一なけ 合併 契 約 書の写 L

近に あ \mathcal{O} 合 つては、 財 併 産目 0 当 録、 事 その法人の定款、 者 貸借対照表及び損益 0) 方が 廃 棄 物 登 管理 記事 計 事 項 算 業者 証 明 書並 で な $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 場 に 最 合

れ

る

明 書 並 び に 最 近 \mathcal{O} 財 産 目 録、 貸 借 対 照 表 及 び 損 益 計

略

兀 承 れ び る 継 合 履 す 法 併 る法 後存 歴 人 又は 続 人 の分 す Ź 定割 款に 法 ょ 並 人 り 若 び に廃 しく 役 棄 員と は 物 管 合 な理併るのに ベ 事 ょ き者 業 つ て \mathcal{O} 全 設 0) 氏 部 立 名 をさ

五. 前 号に 規 定 す る 法 人 が 法 第 五. + 条 \mathcal{O} 兀 第 号 、

する書面 一号又は 第 四 号 0) 1 ず れ に も 該 当し な 1 ことを

六 計 を れ 含 画 る \mathcal{O} 合併後存続 法人の 及 む 全 毎事 び 部 事 を 承 合 業 業年度に 0 併 継 す 収支見積 す る \mathcal{O} る 日 法 におけ 法 又 人 若 は 人 る廃 しく 0) 分 割 分 棄物 割 は に \mathcal{O} ょ 合 管理 日り併以廃に 後五 \mathcal{O} 棄 ょ 事 つて 物 · 業 の 年 管 内 設 理 資 \mathcal{O} \mathcal{O} 77 金 日 事

削 る

七 そ 0) 他 原 子 力 規 制 委 員 会 が 必 要 لح 認 \Diamond る 事 項 を 記

載

L

た

書

3 通 とす る。項 。の 中 類 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は、 正 本 通 及 び 写

更 等 0) 届 出

+又应 は条 法 法第五 第 五十 + 条 の条 + の -三第二 五. 第二 項項の、 0) 規 法 定第 に 五. + ょ る 届 条 出の

> 四三 略

法 合併後 存続 款 並 びに する法人又は 役員となるべき者 合併 によつて設 \mathcal{O} 氏名及び履 立され 歴 る

新 設

人の合 る廃 合 1併後 棄 併 物 の日 管 存 理 続 以後五年内の続する法人又 0) 事 業の資金 又は合併によつて設 \mathcal{O} 日を含む 計 三画及び 毎事業. 事 業 0 年 立 収度 さ 支見 にれ おる 積け法

五.

ŋ

六 経 理 そ 的 \mathcal{O} 基 他 礎 合 を 併 有 後 す に ること お け る を 廃 明 棄 5 物 カュ 管 に 理 す \mathcal{O} る事 事 業 項 関 す

新 設

3 通 とす 第 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 及 び 副 本二

変 更 等 0 届 出

第二十 + 又 四 は条 法 (第五十 + 条 \mathcal{O} 条 十三 \mathcal{O} 五. 一第二項の一第二項、 \mathcal{O} 規 法 定 第 に五 ょ + る 届条 出の

一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (本年) 一 (本年) 一 (本年) 一 (本年) 一 (本の二十) 一 条の二十 一 条の二十 一 条の二十 がり、放射線管理記録 や の放射線遮蔽物の受入れ施 の で受ける線量当量 平 で (本)	記録事項	(記録) (定棄物管理の事業に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限策二十六条 法第五十一条の十五年、次表の上欄に掲げる事項にに、次表の上欄に掲げるものに限事業に係る書類(廃棄物管理の事業
(略) 回つては場可を発し、 回とは場可を発し、 の二十五十し、 の二十五十し、 の二十五十し、 の二十五十一人 の二十五十一人 の二十五十一人	場合でき	し一通とする。) はこの規定に置かなける。) はないて、はいるも
(略 年 間	保 存 期 間	れだれでれる。) のに限る。) のに限る。)
一 (略) 二 放射線管理記録 イ 廃棄物管理記録 五第二項の認可を受け 五第二項の認可を受け た場合を除く。)、放 射性廃棄物の受入れ施 射性廃棄物の受入れ施 の側壁における線量当 量率 量率 「ロ〜ヌ (略)	記録事項	(記録) (記録) (記録) (記録) (記録) (記録) (記録) (記録)
(回つけ項の法回毎	場記合録	して項に十 ^び 事 て記に限五 ^副 業
略) と で は 悪 で に 場 で に 場 で に を 作 で ま で に あ で に あ で こ の で の で の で の で の で の で の で の で の で	場合にま	本一通及び副本二通とする。本一通及び副本二通とする。か管理の事業に係るものによるればる。かて、それぞれがる事項について、それがあるに従つて記録し、それがあいで、では、事が管理の事業に係るものに

ハ 第三十三条の三第二 点検の都度又 一	及びその担当者の氏名	証明書等の発行の状況	ち入ろうとする者への	する立入制限区域へ立	又は同項第三号に規定	規定する周辺防護区域	護区域、同項第二号に	項第一号に規定する防	ロ 第三十三条の三第二 発行の都度 五	(略) (略) (略)	する防護措置の記録	十 第三十三条の三に規定	項第二号に掲げる計画 度 め	ハ 第三十三条の二第二 計画策定の都 第	の結果	項第一号に掲げる評価め	ロ 第三十三条の二第二 評価の都度 第	結果	項各号に掲げる評価の	イ 第三十三条の二第一 評価の都度 第	定期的な評価の結果	による廃棄物管理施設の	九 第三十三条の二の規定	三~八 (略) (略) (
年間									年間	(略)			る期間	七項に定		る期間	七項に定		る期間	七項に定				(略)
ハ 第三十三条の二第二 点検の	及びその担当者の氏名	証明書等の発行の状況	ち入ろうとする者への	する立入制限区域へ立	又は同項第三号に規定	規定する周辺防護区域	護区域、同項第二号に	項第一号に規定する防	ロ 第三十三条の二第二	イ (略)	する防護措置の記録	九 第三十三条の二に規定											(新設)	三〜八 (略)
点検の都度又 一年間									発行の都度	(略)														(略)
一年									五年	(略)														(略)

+ 氏 状 込 入 す 又 規 護 項 (る 名 は 況み П 定 区 第 IJ + 及 に 立 同 す 域 び 入 項 る 号 持 お 略 制 そ 出け 第 周 に 同 略 0) L る 限 三 辺 項 規 号 担 の物 区 防 第 定 品域 に 護 当 点 す 検 規 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 号 る \mathcal{O} \mathcal{O} 持出定域に 防 は 略 略 毎 日 回 略 略

2 6

7 第 受け 三項 + 第 るま 12 号 項 お \mathcal{O} 0 で V 記 表 0) て 第 録 期 準 \mathcal{O} 間 用する法 保 号 とする。 存 チ 期 及 間 び IJ, 第 は + 法 第 条 第 五. の五号 六 十 第 第 条九 八 項 \mathcal{O} 号 <u>-</u>+ \mathcal{O} 並 確 び 認 五. に

品 質保 証

計 改 実 画 一十六条 施 + 善 を 廃 を 定棄 継 め、 物 条 評 0 管理 続 価 0 二まで、 して ک 及 \mathcal{U} れ 事 法 行 改 に 業 第 わ 善 に 基 者 五. なけ を 規 づ は + 定す 行うととも き れ 保保 条 ばならな る措 安 安 \mathcal{O} 活 規 + 置を 動 定 六 に、 に 第 第二 含 基 \equiv 品 む づ項 + き 質 \mathcal{O} 保 七品 規 条 証 \mathcal{O} 質 定 計か保 計 に 画 画ら証よ

> 2 6 略

氏

名

5

IJ

略

略略

略 略 状 込 入

び持お

L

出け

の物

況み

及

そ

0

担

当

者

す

入

制 第 周 同 に

区 号 防 第 定

点品域に

検のの規

のの持出定

項 る

П る は 定 区 第

に 立 同 す

る 限 \equiv

又 規 護

辺 項 規

護

X

域に

項

号

す

る

防

は

毎

日

口

域

号

7

まおの

でい 記 \mathcal{O} て 録 第 期 準 \mathcal{O} 用 間とする。 保 項 する法第 存期間は、 \mathcal{O} 表第二号 + = 法 チ 条 及 第 \mathcal{O} 五び 六 + IJ 第 条 八 第 項 \mathcal{O} Ŧī. -+ \mathcal{O} 号 確 並 五び 認 を 第 に 受 第 け 項 + る に 号

品 質 保 証

施、 計 ŋ を 画 +継 + 評 を廃 六 続 価 定棄 条 して 条ま 及 め物 \mathcal{O} 管 び 行 ک 改 で 理 わ 善 にれ 事 法 な を 規 に 業 第 け 定 行うととも 基 者 五 れば する措置 づ は + き ならな 保保条 安 安 \mathcal{O} を 活 規 + 含 動 定 六 品 む。 (第二十 に 第 基 質 保 づ 項 証 \mathcal{O} き \mathcal{O} 七 品 計 規 画 条 質 画 定 \mathcal{O} か 保 に 改実ら証よ

廃 物 管 理 施 設 \mathcal{O} 施 設 定 期 自 主 検 査

る 第 検 物 査 管 項 に \mathcal{O} 理 事業 関する措置を採らなければならない。 認 可 第 者 を受けた場 五. は、 $_{-}^{+}$ 次 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 各 + には 号 六第三項 第一号 (法第 を 五. \mathcal{O} 除 +規 < 定 条 に の 二 ょ うり、 、 に 一十、五廃 掲 げ

どうかに 委員 性 能 令 (次号に規 会規 第三十五条第二号に規定する が 法 則 第 0 1 で 五. 定す + 定 7 \mathcal{O} \Diamond 検 る技 る も 条 査を一年ごとに行うこと。 0) 術上 九 0) を除 の二に \mathcal{O} 基 準 規 特定廃 - に適 定 は、 す る原子 合してい 棄物 当 該 力 施 管 る 規 設 理 か制の 施

略

2

略

廃 棄 物 管 理 施 設 \mathcal{O} 定 期 的 な 評 価

+ 廃 棄 条 物 0 管 理 事 法 業 第 者 五. は + 条 廃 棄 0 + 物 管 六 理 第 施 設ごと及 項 \mathcal{O} 規 定 び に ょ

なら を超 ない えな 1 期 間 ごとに 次 に 掲 げ る 措 置 を 講 じ なけ れ

価 廃 を行うこと。 棄 物 管 理 施 設 に お け る 保 安 活 動 0 実 施 \mathcal{O} 状 況

 \mathcal{O}

0 廃 棄物管 技 術 的 理 知 見 施 0 設 反 に 映 対 状 況 を評 実 施 価 すること。 た 保 安 活 動 0 最

2 年 廃 を 棄 経 物 過 管 す 理 る日 事 業者 ま で は K そ 次 13 . 掲 事 ·業を げ る 措置 開 始 · を講 L した 日 ľ な 以 け 降 れ

> 廃 棄 物 管 理 施 設 0) 施 設 定 期自 主 検

第

第二 る 棄 検 物 性 設 + 能 令第三十五 査 項 管 条 が 次号に規 0 に 理 関する措 認 第二十 事 · 業 者 第 可を受け 五 は、 + 定するも 条第二号に 条に定 置 を採らなければならない。 次条のの た場 各号 \Diamond \mathcal{O} 合 + る技 を除く。 · 規 は 六 第三項 第一号を除 (法第 定する特 術 上 の 五 $\hat{\mathcal{O}}$ は、 基 定廃 規 十一条の二 準 定 に 当 棄 に しに 該 物 ょ 適 合し 施 管 ŋ 掲出が、 設 理 ての施

略

るか

どうかについ

て

検査を一年ごとに行うこと。

2 略

新

設

- 17 -

ば な 5 な

- 前 経 年 変 化 に 関 す る 技 術 的 な 評 価 を 行 うこと。
- 策 定 \mathcal{O} す た 号 ること。 \otimes \mathcal{O} 技 に 実 術 施 的 す な 評 ベ き 価 措 に 基 置 に づ 関 き 廃 す る 棄 $\tilde{+}$ 物 管 年 理 間 施 \mathcal{O} 設 計 画 \mathcal{O} を 保
- 3 再 評 前 価 項 を \mathcal{O} 行 評 わ 価 な 及 け び れ 計 ば 画 なら は な 年 を 超 え な 期 間
- 4 前 受け 項 た場合 \mathcal{O} 規 定 は は 適 用 法 第五 な + 条 0) +五 第 項 \mathcal{O} 認

防 護 措 置

第 + \mathcal{O}

略

2 0 た 前 \otimes 項 に の条 表 必 要 第 な 措 号及 置 び は 第二 次 \mathcal{O} 号 各 \mathcal{O} 号 特 に 定 掲 核 げ 燃 る 料 ŧ 物 質 \mathcal{O} と \mathcal{O} す 防 る護

略

確 に 及 を 物 辺 当 人 質 認 び 防 防 す 該 構 が 護 \mathcal{O} 護 る 造 障 容 区 防 区 こと 易 域 域 壁 を 護 に 有 を \mathcal{O} \mathcal{O} と が 周 侵 ょ す 周 る | 入 | 世 ŋ で 辺 11 辺 、 う。 き に 確 に るこ る 照 等 実 に 設 明 \mathcal{O} 防 とを 装 障 を 行 備 護 定 又 置 壁 う X に防 めた は 等 域 装 \mathcal{O} ょ 止 \Diamond に 当 置 容 0 で のお き を 易 て 該区け 設 に 区 る 周 域 る + 置 人 画 辺 特 す \mathcal{O} L 分 防 以 定 る 侵 な 護 下 核 こ入並とをび 高 X 燃 さ域周 料

周

辺

防

区

域

0

周

辺

に

人

0)

立

入

ŋ

を

制

限

す

るた

周

辺

防

護

区

域

0

周

辺

に

人

 \mathcal{O}

立

入

ŋ

を

制

限

す

る

た

防 護 措 置

第

+

の 二

略

2 \mathcal{O} た前 \otimes 項 に の条 必 表 要な 第 _ 措 号 置 及 していいのでは、 第 次 の号 各 \mathcal{O} 号 特 に 定 掲 核 燃 げ る 料 ŧ 物 晳 \mathcal{O} لح 0 す 防 る護

 \mathcal{U} を 及 を 辺 物 確 に \mathcal{U} 人 防 質 防 当 が 認 構 護 \mathcal{O} 護 す 該 造 容 区 防 区 ること 障 を 易 域 護 域 有に 壁 を \mathcal{O} と す 侵 ょ \mathcal{O} 周 るさく が 入 **(**) ŋ 周 辺 . う。 すること で 確 辺 きる に 実 照 に 防 等 設 明 \mathcal{O} を 行 護 装 障 を 定 う 備 区 防めた域 又 置 壁 等 に は 止 めに 装 \mathcal{O} ょ で 当 \mathcal{O} お 容 き 置 9 該区 け て を 易 る周 域 る 設 に 区 十辺 特 人 防 置 画 分 以 定 0) す な 護 下 L 核 る侵 高 区 燃 こ入並さ域周料

入はイ ょ \Diamond 止 を 装 V 0 で 当 \mathcal{O} 確 置 ン、 7 き 該 区 区 る 認 を 立. 域 設 拡 画 +す 入 ること 置 声 制 以 L 分 機 な L 限 下 そ 並 高 X が並の さ び 域 立 に で 他 及 U を 入 き に \mathcal{O} 当 75 人 制 る 照 該 構 が 人 限 12 設 明 障 造 容 区 警 装 備 壁 を 易 域 告 有 に 置 \mathcal{O} 又 は 等 す 周 す 侵 لح る る 装 \mathcal{O} 辺 入 11 う。 す 置 容 た に 柵 易 を \Diamond 標 等 る 設 に \mathcal{O} 識 \mathcal{O} 設 障 人 及 を \mathcal{O} す 備 U 壁 を 定 る侵又サ に 防

九 几 特 八 定 核 略 燃 料

5

置 口 そ を に せ 11 号に るこ 掲 0 る 見 講 げ 等 張 略 ずること。 他 کے る お \mathcal{O} 0) 人 に、 措 11 堅 方 置 て 固 た 法 物 単 だ を な 質 に 人 講に 構 ょ し \mathcal{O} \mathcal{O} じ 造 ŋ 侵 管 入 た 施 \mathcal{O} 鉄 特 理 t 設 施 筋 定 を に 設 核 監 0 コ 9 لح \mathcal{O} ン 燃 視 。 以 11 ク 中 11 料 す て う。 に IJ 下 物 る は 置 質 た 0) カコ 1 を め 次 であ れ 号 常 造 \mathcal{O} に 7 及 ŋ 時 装 掲 監 び \mathcal{O} 置 0 げ \mathcal{T} る 第 施 視 を る 特次十設 さ 用

(1) 定 ((3) 燃 略

核

料

物

質に

0

11

7

は

 \mathcal{O}

限

ŋ

で

な

+=略

十 は 施 防 ず 設 ること。 の区 出 域 入 П 周 に辺 施 防 錠 護 す X る 域 場 若 合 L は < は 次 77. に 入 掲 制 げ 限 る区 措 域

> 侵 又 サ 8 入 は 1 ょ で \mathcal{O} を 装 き V 0 該 区 ヾ 確 置 7 る 立 域 を 区 +認 入 設 拡 す 画 分 制 以 ること 置 声 L な 限 下 機 高 区 L そ 並 さ 域 77 が並の び 及 入 を で 他 に 人 制 U CK 構 き に \mathcal{O} 当 が 限 る 照 人 該造 容 区 明に 設 障 を 易 域 装 警 壁 有 _ 備 に 告 置 \mathcal{O} す 侵 لح 又 等 周 る は す 入 1 う。 さく す る 装 \mathcal{O} 辺 置 容 た に る 易 \Diamond 等 を 標 設 に 識 لح \mathcal{O} \mathcal{O} を 置 人設 及 障 を 定 すの備び壁防め

九四 5 るこ 八 略

を 特 講 定 ず 核 ること。 燃 料 物 質 \mathcal{O} 管 理 に 0 11 7 は 次 に 掲 げ

る

措

イ 略

等 せ (1) 燃 げに 11 るこ 料 る お \mathcal{O} る 見 (3)物 措 張 1 堅 等 <u>ځ</u> 。 質 置 7 固 \mathcal{O} 人 に、 に 単 を な 方 0 講 に 構 た 法 1 だ じ 造 に 人 て た施 \mathcal{O} L ょ \mathcal{O} は ŧ 施 設 ŋ 侵 設 \mathcal{O} 鉄 特 入 筋 0 と 定 を \mathcal{O} 中 1 以 コ 核 監 限 う。 に 下 ン 燃 視 ŋ 置 ク 料 す で カュ IJ \mathcal{O} 物 る な れ 号 で 質 た て あ 及 1 を 8 1 0 U 造 常 \mathcal{O} 第 7 ŋ 時 る 装 特 次 + \mathcal{O} 監 置 定 に 施 視 を 核掲号 設 さ 用

5 略

略)

+又 は 施防 ずること。 設 護 \mathcal{O} 区 出域 入 П 周 に辺 施防 錠 護 す 区 る 域 場 若 合 l は < は 次 <u>V</u> に 入 撂 制 げ 限 る区 措 域

1 行う 鍵 及 複 び 製 錠 が に 困 0 難 となるように 7 は 取 え するこ 又 は 構 造 \mathcal{O} 変 更 を

口 は 鍵 速 又 Þ は カュ 錠 に に 取 0 替 V こえ又は て 不 審 構 な点が 造 0) 変 認め 便を 5 行うこと。 れ た 場 合

に カ 鍵 そ 0 じ を \mathcal{O} 鍵 V \Diamond 取 鍵 か ては そ ŋ を 管 0) 扱うこと 厳 理 鍵 重 す を に る \mathcal{O} 管 者 限 時 を 理 لح り 的 禁 さ L で に 止 せ 7 な 取 す あ るこ ŋ 当 5 扱 該 か <u>ک</u> 。 う 者 じ 以 \Diamond لح た 外 指 を だ 0) 定 認 L 者 L た が \Diamond た そ あ 者 らの

十三~十六 (略)

次 に 定 撂 核 げる 燃 料 措 物 置 質 を 0) 講 防 ず 護 ること。 \mathcal{O} た 8 に 必 要 な 連 絡 に 関

侵 並 分 \mathcal{O} 堅 護 張 た 入 び な 周 固 区 人 見 を 高 \mathcal{O} 張 用 な 域 施 筋 確 当 構 内 詰 人 さ に 設 認 該 及 人 造 0) 所 が 内 す 障 び が \mathcal{O} 鉄 常 辟 構 容 施 筋 と 時 に ク IJ 監 設 造 易 設 \mathcal{O} コ 1 う。 視を 置 لح ン 周 に 内 を ク に す 1 が 辺 有 侵 リー る 造 に す 入 設 行うた で を防 場 る す 置 き 照 ŋ る ること 合 \mathcal{O} 明 柵 す 1 る 設 等 造 護 \Diamond は 施 装 設 備 置 \mathcal{O} ŋ 区 \mathcal{O} کی を 域 そ 又 等 障 \mathcal{O} 詰 壁 防 施 0) は 内 \mathcal{O} \mathcal{O} 所 限 を 装 容 止 設 又 他 た だ ŋ \mathcal{O} 置 易 設 で そ は 以 き で 堅 置 周 下 を に \mathcal{O} る 設 な 固 人 L 他 辺 な 置 \mathcal{O} + そ \mathcal{O} 防

> イ を 行う等 か ぎ 及 び 錠 が に 困 0 難 となるように て は 取 え す 又 るこ は 構 浩 \mathcal{O} 変

に は カュ ぎ 速 又 は B. カュ 錠 に に 0 取 V 替 て え 不 又 は 審 な 構 造 点 が \mathcal{O} 変 認 更 め を ら 行 n うこと た 場 合

そ そ \Diamond あ \mathcal{O} カュ た者 5 カュ \mathcal{O} ぎ か ぎ カュ を じ に を ぎ 管 つい め を 取 理 そ ŋ 厳 す て \mathcal{O} 扱 重 る は、 カュ うことを に 者 ぎ 管 لح を 理 L \mathcal{O} さ て 限 時 禁 せ あ り 的 止 5 で に 取 す 当 カン な るこ 該 じ ŋ 者 8 <u>ک</u> 。 扱 以 指 うことを 外 定 \mathcal{O} た L だ 者 た しが者

十三~十六 (略)

次 特 に 定 掲 核 げる 燃 料 措 物 置 質 を 0 講 防 ずること。 護 \mathcal{O} た め に 必 要 な 連 絡 に

関

び 張 施 た 高 开 な 護 見 を に 構 区 さ に 人 \mathcal{O} 張 筋 確 当 及 人 造 域 認 該 び が 内 詰 人 \mathcal{O} が 設 ン 障 構 容 施 0) 所 す 置 造 易 鉄 ク る 辟 設 常 2 す E と IJ を 内 筋 時 \mathcal{O} うる場 لح 監 周 有 侵 に コ 1 う。 1 が 辺 す 入 設 ン 視 合 す 置 ク を 造 で に る は るこ IJ き 照 す 行 ŋ さ うた る 明 < る] を \mathcal{O} こと。 とを 防 設 装 等 施 1 0 備 置 \mathcal{O} 造 護 \Diamond 設 限 防 等 等 障 ŋ 区 \mathcal{O} 又 ŋ は 壁 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 止 た 域 詰 で でき だ 堅 装 容 を 施 内 所 な 古 置 易 設 L 設 又 る は な に 置 築 以 を 設 人 + そ \mathcal{O} 周 下 L 置 \mathcal{O} 分 \mathcal{O} 堅 辺 造 し侵並な周固防 見

ロ〜ニ(略

口

5

=

略

3 (+ 略

(

+

当 区 لح 五入 護内区 防 辺は 置拡 区 さ \mathcal{O} ٢, لح 当 域 号 周 あ 制 防 声 画 第 区及域 護 該 L 及 除防 \neg てバ 辺 区 該周 n 中 限 護 区 が 機 L U 三 護 防域防辺 لح 区 画 で 構 1 区 並 そ 人 号 の項 当 域 き 護防あ及 防 域 す 浩 が たの 護 及 びの 並 る 制同 X び区 護 る び 護 該 又 る に 他 び を 容 め表 \mathcal{O} 設 易 域 区 照 に 周 限項 域 立 \mathcal{O} X と 防 は \mathcal{O} 有 規に 区 第 又 入 域は防 域 あ護 立 と 備明 人 当 す に辺 定 必 護 装に 要 域 七は制 と 又 る 区 入 又 該 る 侵 防 は防 区 と は置 内 号 立限 周 の域制 警 障柵人 護 準な カン 等 に 中入区同当 域 装 告 壁 す 護 辺 限 等 区用措 は 6 制 域 項 該 区 防 当 区 同 置 \mathcal{O} す \mathcal{O} る 域 す 置 当 容 る 域そ 防 限 第立域 周 護 該 域 項 を 周 と る に 設 لح $\overline{}$ 周 第 易 た あ لح 号 内れ 護 区 六 入 辺 区 該 辺 0 ぞ 区 域 あ号 制 と 防 域 防 辺 لح 几 置 に \Diamond に る を あ 11 ま 周れ域 り中限 護 及 防 あ 号 す 人の 護 標 の防 る のて で 内 لح 区 区 区 護 る 中 る の設 の場はの び 識は止 あ 及防域 当域立域 区 \mathcal{O} 侵 備 及 で は合 \neg لح 入 び護 該 又 域 は防 び 柵 あ 周 る 入 又 き に前定 防 と 護 を は る る 讱 \mathcal{O} 一 区 لح は 制 及 サ 筡 防お項核 は防域あ護 立 限 び X لح 確 装 + 護 域の防 防 1 11 る区入区 当 域あ 区 護 認 置 内 は 護 護 同 V 分 又一区 防区周の域制域 項該 区 る す を な域 物 限 第立域周のる設 一高 同号 は防域護域辺は 質 3

内

に

護

X.

辺

防 لح

 \overline{X}

さ と項をの 「区防区周の域制域項該区 るすをン 防域護 域 辺 は 限 第 立 域 周 \mathcal{O} る 設 及 第 除防 当 は 区 護内区 防 五. 入 辺 置 拡 区 と び 護 لح ٤, 域 護 当 域 あ 号 制 防 声 画 人号 区 及 周 該 \neg L 構 の項 が中し 域び 辺区該周 り 中 限 護 区が 機 L 造 たの 内立 防域防辺 لح X X 画 で そ を 容 のめ表 並 あ 防 当 域 す き 有 易 周 規 に入 護 及 護 防 及 域 び \mathcal{O} 並 に る 制 同 区び 区 護 る び 護 該又 る に他 び す に 辺 定 必 侵防を 限項域立域区の X لح 防は 設照の に る لح 当 域は防 域 あ護 備 明 さ 入護準な 区 第 又 入 立 人 は制 と 護 る 入 装 に 該 < す 域 七 又 区 又 区用措 ら は防 制 と は 置 警 障 等 防 内 号 立 限 の域 る 域 す 区 周 置 第 中 入 区同当 護 域 辺 は 限 装 等 告 壁 る に 六 当 لح 区 制 域 項 該 区 防 区同置 \mathcal{O} す \mathcal{O} لح لح 0 묽 域そ防限 第立域 当 容 る 周 あを 周 護 該 域 項 を あ ま $\overline{}$ 設 易 内れ護 X لح 六 入 辺 区 周 第 た る 防 るのて 該 辺 で ぞ 区 あ号 制 と 防 辺 لح 兀 置 に 域 防 域 に \otimes の止 の場 \mathcal{O} れ域 中限 周 1) 護 及 護 防 あ 号 す 人の 標 は合 はで 辺 内 لح 区 区 U 区 護 る 中 る \mathcal{O} 設 識 き 「に前定 防 あ及防域 当 域 立 域 \mathcal{O} 侵 備 及 さ る防お項核 区 کے < 該 又 域 防 あ 護 入 は 又 び +護 周 る び 入 1 لح 防は を は サ 区る辺 \mathcal{O} 区 制 لح 及 護 分 区 7 料 は防域あ護立限 防 と確 装 1 び 区 な域 域の防 一同号質 _ 護 る区入区同当護域あ認置 と高 内は護 V

と区と 「域区」 る 物 七施 入防の第 域あ防号 ŧ 質 第 防 制 11 同 設 \mathcal{O} 域 護出 八 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 同 内 る 護 中 護 内 限区 入 4 吸 Š 第 項 項 区 لح 区 لح 0) 同区域口 中 を収照 ち四 \mathcal{O} 第 は域防あ 域 周 あ と 項域 のに え 除 線射 照 号 表 辺 内 護 る る あ 第 の出お 防 る + 防 防 X. 量直射 ハ 第 の周 \mathcal{O} る 出 入い +ŧ に 三 と 率 後 さ 護護 域は辺 はの 7 区 入 \mathcal{O} がに れ掲 号 뭉 区 内 区 防 は号 口に _ を 防 そ た げ か中域域 又 防護 中に お す グ 同 内防は 護 X 取 \mathcal{O} る 5 内 護 防 お _ 11 次 周 n レ 表 表物 第 前 護 周 区域 区 護 防 V 7 に 辺 と、 質 六 لح 若 扱 第 各 区 辺 域 域 護 ては掲 1 面 区 号 毎か四 及 号 あ 域防 又 域区は う L \mathcal{O} げ 場時 _ ら 号 U ま る同 内 護 は < 内 域 次 区 \mathcal{O} る 合以一 同 で 措 の項 区施は と 内次に措域 ハ 下 メ に 表 \mathcal{O} 置 は第周域設立 لح 若 の掲 置 及 前 で] 掲 第 特 は 十辺 内 入 同 L げ び域 と制 げ 五. 定 防 八 防 < に 各 あ 1 項 る 立 号 묶 لح 護 護 と 限 周 掲 号 つル る 核 第 は 措 あ のたの 物 に 燃 あ X 中 X あ + 辺 周 げ る 同 区 制 も距 質 域 掲 域 項 域 措 料 る る 防 辺 る をの限 防措 の離 に げ物 の内防内の 第 又 号 護 は区 置 はにに係る質は 護 は十は中区護置立「域項

置の離にげ物の内防内の第又号護

4

入

制

限

区

域

あ

る

 \mathcal{O}

防

護

X

内

同

又

は区同

防措

はにに係 る 質は 護 は +は 中区 護 置 寸. 域 لح 七 域 入防の 限お る 物 と X 施 X 第 立 لح ŧ 質 第 域 あ防 뭉 防 制護出 る 11 同 設 \mathcal{O} 域 と 八 入 読 て \mathcal{O} \mathcal{O} 表 同内 る 護 中 護 内 限区入 制 う 4 吸 第 項 項 \mathcal{O} X لح 区 لح 区域口 同 防 を収照 ち四 \mathcal{O} 第 は域 あ لح 周 域 あ 項 域 のに 区 え 除線射 照 뭉 表 辺 内 護 る あ 第の 出お る 防 域 く量直射 +防防 区 の周 71 第 \mathcal{O} る 十出 入い ٢, ŧ に 率 後 さ 三 護 護 域 は辺 はの 入 7 \mathcal{O} がに れ掲 号 号 区 区 内 防 は号 لح 口に を そ げ か中域 防 た 域 一又 防護 中に お あ す 取グ \mathcal{O} 同 る 5 内 内 防は 護 区 護 防 「お い次周 る り レ 表 表物 第 前 護 周 区域 区 護 防 7 に 辺 11 \mathcal{O} 第 質 六 と 区辺域若域 扱イ 面 各 区 護 ては掲防 は 防 毎か四 及 号 号 あ 域 又 し 域 区 げ う \mathcal{O} は 護 場 時 号 ま る同 内 < 5 び \mathcal{O} 護 は 内域 次 る 区 防 域 以 同 で 措 の項 区施は と 内次に措 ハ に と 下 メ 表 \mathcal{O} 置 は 第 周域設 立 若 \mathcal{O} 撂 で] 掲 第 特 は + 辺 内 入 L げ び 域 前 同 ハ لح に げ 五. 定 防 防 制 あ 八 項 < る 立 各 \vdash ル 뭉 لح 護 뭉 لح 第 뭉 0 る 核 護 限 周 は 掲 あ 入 のたの 物 に燃 あ 中 区 あ同区 + げ 区 辺 周 置る制 措も距質掲料る域「域る項域二防辺るをの限

🤍 号 料 第に物 4 掲 質 る 防 護 項 \mathcal{O} \mathcal{O} た 表 ほめ 第 かに 七 묽 必 要 カュ な b 項 措 第 第置 + 四に 兀 号つ かい ま らて で 第はの 七 特 号 次 定 ま の核 で 各燃 号 料

第に物

る 防

のの

ほめ

かに

第要

項措

第置

号つ

かい

七

必 묶

な

四に四

らてで

第はの

号 次 定

まの核

各燃

護項

 \mathcal{O}

表

第

七

カュ

5

第

+

号

ま

特

以一二九物の内護あ周るび護し 該又入一 域は防規第同五 区 質は X. る辺 \mathcal{O} と防は制 及 護 定十項 域の防 撂 は防域あ護立限 び防 区 を六第 に 1 掲 同 第 内は護 護 る 区 入 区 同 当 護 域 進 号 を げ 表 ¬ 区 防区周の域制 域 項該区 用 一同又 まー たの る 第項項は防域 護 域 辺 は 限 第 立域周 す で 当 区 距 物 八 \mathcal{O} 第 立 護 内 区 防 لح 五入 辺 る 及 当 号 制 と 防 離 質 号 表 入区 及 域 周護 該 域 あ てバ 同 _ 中限 ハ第十制域び 辺 区 該周 1) 護 묽 にに係 \mathcal{O} 同 と 防 域 防 辺 と 限お る う 及 七三限内 立 区 区の項 び号号区 護 及 護 防あ及防 域当域場第を る 5 に 入 項 7 ニか中域 護 護 照 制同区 び区 る び 該 又 合 +第 射に 内 と限 項域立域区の 区 لح 防はに九 5 九 さ掲 第 又 入 域は防域 立お号 収 照 第前 X. あ護 と、 لح 七は制 除線射 れ げ 九各 域 又 護 る区入いか 号 号 立限 は 防 区 7 量直た る 号 あ防内 周 の域制 ら 同 率後同 物 ま \mathcal{O} る護に中入区同当護 域 辺 は 限 第同号 制域項該区 がに 表 質 で 措 の区 防 当区同 そ 第並 の置は域そ防限 第 立域周護 当該域 項 十 を 取グの 内れ 護 六 区該 兀 八び特は 区 と 入 辺 周 第 +除 表号に定 防 ぞ 区 域あ号 制 と防域防 辺 兀 扱イ لح 護 周れ域 中限 防あ号 面 ハ同核 ŋ 護 及 護 \sqsubseteq う毎か及 表燃あ区辺 内 لح 区 「区び区護 る中でか 場時らび第料る域防と あ及防域当域立域区の

以一二九物の内護あ周るび護し 該又入一 域は防規第同五 質は \overline{X} る辺 の「区 لح 防は制 及 護 定 十 項 掲 域の防は防域あ護立限 び防区 を六第 に 第 同当護域 内は護 護 る 区 準 号 掲 同 入 区 を る げ 表一同又 一 区 防 区 周 の域制域 項該区 用ま たの 第項項は防域護 域辺は 限 第立域周 で る す < 内 当 区 と 距 物 人の 第立 護 X 防 五入 辺 る 及 当 質 号 表 入区及 域 護 該 域 あ 号 制 と 防 び 同 周 ハ第十制域び 辺区該周 1) 中 限 にに係 \mathcal{O} 護 同 묽 لح う 限内 と防 域防辺 限お る 及 七三 立 X. 区の項 同 ち び号号区 護 及護 防あ及防域当域場第を ŧ に 入 項 て ニか中域 制同区 び区 護 るび護 照 該 又合十 \mathcal{O} 第 射に 内 と限 項域立域 区の 区 と防はに九 5 \neg 九 収 照 さ掲 第前 区 第 又 入 域は防 域あ護 立お号 七は制と、 除線射れげ 九 各 と 域 又 る区入いか 護 は防区 号 号 あ防内 号 域制 てら 量直た る 立限 周 \mathcal{O} 同 まの 同当護 率 後 同 物 る護 中入区 域 辺 は 限 同 묽 に がに 表 質 で措の区 一制 域 項 該 区 防 当 区 同 項 口 当該域項十第 そ 第並 の置 は域そ防限 第立域周 護 を 取グ 八び特は 内 れ護 と六入 辺 区 該 周 第 兀 \mathcal{O} 区 + 除 ぞ 防 域あ 뭉 制と防 域 表 号に 区 防 لح 四号 ŋ 定 辺 لح 中 扱イ 面 ハ同 核 護 周れ域 V) 限 護 及護 防 あ 묽 ま 毎か及表燃あ区辺 内 لح 区 「区び区護 る中で う 場時らび第料る域防と あ及防域当域立域区の「のら

合、 前 各 号 0) 置 は لح 読 4 替 える ŧ 0 とする

略)

制 防 護 限 区 区 域 域 を \mathcal{O} 柵 周 等 辺 0) に、 障 壁 立 に 入 ょ 制 0 限 7 区 区 域 画 を定 すること。 め、 当 該 立

五. 略

保 安 規 定

を 記 次 十四四 ならない。 限 規 \mathcal{O} る。 載し 各 定 号に 0) 条 った 申) は、 認 掲 可 法 請 を げ 第 書 る 認 受 五. 可 を 事 け 十 項を 原 ょ 受け K うと 子 条 力 0 0) する者 規 V ようとす + て保安規 制 八 第 委 員 (廃 会に る事 項 定 棄 \mathcal{O} 提 を 業 物 規 定 所 管 出 定 グごとに、 に、 め、 L 理 なけ 事 ょ ۲ 業 る れれ 者 保 第

+六 略

廃 棄 物管 理 施 設 0 定 期 的 な 評 価 に 関 すること。

\(\) = \| + \| 略

2

3

略

4 項 (前 数 項 は、にか お 1 て準 用 する場

合を含む。

 \mathcal{O}

申

請 書 \mathcal{O} 提 出 部 正 本 __ 通 及び 写 通とする。

廃 棄 物 取 扱 主 任 者 0) 選 任 等

第 +五. 条 略

3 2 書 類 法 略 第 廃 五 + 物 管 条 理の 0 事 十 業 第 に 係 項 る \mathcal{O} ŧ 規

 \mathcal{O} 定

限 ょ

る。 る

にに

届

出

のに

提 係

出る

合、 前 各 号 0 置 は لح 読 4 替 える ŧ

略

入 制 防護 限 区域 区 域 を \mathcal{O} さく 周 辺 等 \mathcal{O} 障 立 壁 入 一によ 制 限 つ 区 て 域 区 を 画すること。 定 当 該 立

\equiv 五. 略

安 規 定

ば 次に安 を記載した なら 限 の各号に 規 十 保 る。 定 兀 ない。 0) 条) は、 認 申 掲 可 法 請 げ を 第 認 可 受け る事 書 五. を + を受け 項に 原 ようとす 子 条 0 力 \mathcal{O} Ĺ 規 1 + て うとする事 る 制 八 保 者 委員 第 安 会に 規 廃 項 定 棄 \mathcal{O} を 提 業 物 規 出 定 所ごとに、 管 定 理事 め 、 こ な ょ 業 け れれ 者

一~十六 略

(新設)

十 七 { + 九 略

2 • 3 略

4 請 書 第 \mathcal{O} 提 項 出 部前 数 項 は、にな お 正 1 本一 て準 通 用 及 す び る場 副 本二 合 を含 通とする。 む \mathcal{O} 申

第 + 廃 五. 棄 条 物 扱 略 主 任

取

者

0

選

任

2 略

3 書 類 法 第 五 廃 棄 + 物 管 条 0 理 \mathcal{O} 事 十 業 第 に 係項 る \mathcal{O} ŧ 規 \mathcal{O} 定 にに よる届 限 る。 出 のに 提 係 出る

部数は、正本及び写し各一通とする。

(核物質防護規定)

員 規定 会に 所ご る 理 核 五. とに 提 を 事 物 条 出 定 業 質 \mathcal{O} l め、 者 防 な 次 に 護 け の限規 法 れ る。 れ 各 定 第 ば i 号 記 に \mathcal{O} 五. なら 認 + 載 掲 は、 可 ない。 L げ を 条 た る 受 認 \mathcal{O} け 申 事 可 よう 請 項 を + 書 に 受 لح け を 0 第 原 V ょ す ふうと て る 子 項 核 力 者 \mathcal{O} する 物 規 規 (廃 質 制 定 委 防 事棄 第

√三 (略)

几 すること。 及 号 防 護 護 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ \mathcal{O} 区 立 区 特 域 域 定 入 及 核 制 第 燃 U 限 \equiv 区 周 料 + 域 辺 物 三 \mathcal{O} 防 質 条 を 護 設 0) 定 区 取 域 並 り 第 扱 び に 次 う 項 号 巡 事 \mathcal{O} 視 に 業 表 及 お所 第 び 11 に 号 監 あ 7 同 視 9 又 に U て は

五~十四 (略)

+置 同 に 妨 関 条 害 第 すること(第 破 三 壊 項 行 及 為 び 等 限る。 第 \mathcal{O} 兀 三 脅 + 項 威 で に 準 条 対 用 \mathcal{O} 応 す す =る る 第 場 た 合 項 8 第二十 を に 含 講 む ず る

十六~十八 (略))に該当するものに限ろ

2 る場 原 棄 項 子 物 \mathcal{O} 合 力 管 申 に 規 理 請 は 制 施 書 設 委 \mathcal{O} 正 員 \mathcal{O} 提 本 会 う 出 が 5 部 通 告 令 数 及び 第六 示 は で定 写 + 正 8 本 通 条 る Ė 第 通 0 及 とする。 項 び 係 \mathcal{O} 写 る 表 申 第 請 兀 通

数は、正本及び副本各一通とする

部

(核物質防護規定)

員 護 業 会に る 規 管 + 所 ごとに 定を 理 核 五. 提 事 物 条 出 定 業 質 \mathcal{O} L \Diamond 者 防 な に 護 次 ح け 限規 \mathcal{O} 法 れ 各号に る。 れ 定 第 ば を 0) 五. なら 記 認 + 載 掲 は 可 な げ L を 条 た る 認 受 0) 申 事 け 可 項 ょ 請 を + 三 う に 受 書 عَ を 0 け 第 原 1 す ょ 子 て う る項 核 لح 者 力 \mathcal{O} 物 す 規 規 る 制 質 廃 定 委防事棄に

一~三 (略)

兀 0 は、 第二 関す 防 及 防 号 ること。 護 護 び \mathcal{O} 区 立区 特 域 入域 定 及 核 制 第 び 限 燃 周 料 区 + 域 辺 物 \mathcal{O} 防 質 設 護 を \mathcal{O} 区 定 取 並 域 ŋ 第 扱 び う に 次 項 号 事 巡 \mathcal{O} 視 に 業 表 及 お所 第 び いに 監 7 あ 号 視 同 9 又 ては に U

十五 妨害破壊五~十四 (略

措 に 同 置 該当す に 妨 条 関 害 第 す 破 るも 三 ること 壊 項 行 \mathcal{O} 及 為 に び (第三 等 限 第 0) る。 兀 脅 項 + 威 \equiv で に 潍 条 対 用 \mathcal{O} 応 す す る る 第 場 た 合 項 \Diamond を 第 に 含 講 + ず む る

十六~十八 (略)

2 項 0 申 請 書 の 提 出 部 数 は 正 本 通 及 び 副 本 通

物 防 管 理 者 0 選 任

五. 条 略

2 \mathcal{O} 兀 物 に 条 係 \mathcal{O} 通 いる届 表 及 \mathcal{O} 第 び 事 第二 出 八 写 業 号 を L に す \mathcal{O} \mathcal{O} る 原 る 通 場 子 も規 合 力 定 廃 \mathcal{O} 兀 規 棄 に に に 第 は 制 物 限 ょ る る。 委 項 管 員 届 正 理 に 会 本 出 施 お が 設 のに V 告 通 \mathcal{O} 提 係 7 出 及 う る 準 示 で 書 び 5 部 用 写 定 令 数 類 す \Diamond る 第 は 廃 る 六 法 通 ŧ 十 正 棄 第 2

法 理条第 の五十 - の _ 条 係項の 二十

報 告 0 徴 収

とする。

第 几 + 条 略

2 す 第 Ś 項 \mathcal{O} 報 告 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は、 正 本 及 び 写 L 各 通

身 分 を 示 す 証 明

第 ょ 兀 条 法 項 用 第 別 る 第 + \mathcal{O} 記 す も七五 身 様 る の項十 条 法 と 式 \mathcal{O} _ 分 身 条 分 の を 第 第 L 廃 示 十 二 棄 す 0) 十 物 法 を \equiv 証 条 第 示 八 管 明 に \mathcal{O} 第 五す 理 ょ +書 証 六 事 は る 第 明項 業 ŧ 七 条 書に 者 項の \mathcal{O} はおに 別 記 と \mathcal{O} 11 対 Ļ 身 十別て 様 す 分 三 式 記 準 る 第 法 を 第 様用 検 第六 示 式 す 査 に る す項第 に よる + 証に 一法 2 明おの第 1 八 書い二 ŧ 条 + 第はてに

> 核 質 防 護 管 理 者 0 選 任

第 五 $\overset{\mathcal{O}}{\equiv}$ 略

本 物 及 管 法 理 条 び 第 の 事 三 副 五条 本 +第二 業 _ に 条 係項 通とする。 \mathcal{O} るも 0 規十 定四 \mathcal{O} にに 第 ょ 限 る。 る項 届に 出お のに V 提係て 出 る準 部書用 数 類 す る は 法 廃 正棄第

報 告 0 徴 収

兀

略

2 第 と しする。 + 第 条 項 \mathcal{O} 報 告 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は、 正 本 及 U 副 本 各

身 分 を 示 す 証 明 書

第

六 条 法 四 ょ 項別 用 る 第 + 第 る 記 ŧ \mathcal{O} す 七 五. _ る 身 様 項 + 条 \mathcal{O} 分 式 法 と \mathcal{O} Ļ 第 身 条 第 廃 + 分 \mathcal{O} 棄 示 0 を 十 物 す 法 人 \equiv 条 証 第 示 管 明 に す \mathcal{O} 五. 第 理 書 ょ + 証 六 事 るも 第 は 明 項 業 七条書に 者 \mathcal{O} 別 の項 はお に と \mathcal{O} 記 11 対 į 身 +様 別て す 分 三 式 記 準 る 第二 第 を 様用検 法 <u>ー</u>に 第 示 式す 査 六 す項第る に ょ に + 法 証 0 る 八 明 おの 第 V + ŧ 条 書 11 の第はてに

通

(表 面)	(表 面)
様式第1の3(第41条関係)	様式第1の3(第41条関係)
	お答の陳述をした者
合む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳渋をせず、若しくは患偽の陳洸をした者	第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して嘆述をせず、若しくは
第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を	20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3
四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、	四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項 <u>、第43条の3の24第6項</u> 、第43条の
金に処し、又はこれを併科する。	金に処し、又はこれを併科する。
第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰	第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰
第51条の18 (略)	第51条の18 (略)
第12条 (略)	第12条 (略)
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)
(裏 面)	(真 面)
(解各)	(明各)
(表 面)	(表 面)
様式第1の2(第41条関係)	様式第1の2(第41条関係)

		様式第	第12条の2 第51条の23 第78条 次 会に危し 回の回 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による はよる 身分 証 明 書	(表面)	第2(第41条関係)	核原料物質、核燃料物質及び原子の2 (略) の23 (略) 次の各号のいずれかに該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者は、次の43条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2において準用する場合を含む。)の規定よい、対げ、若しくは忌避し、又は質問に者	(縣)
	(表面)	様式第2(第41条関係)		(表 面)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第1 6条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項	させ、又は関係者に質問させることができる。	<u> る者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簾、書類その他必要な物件を檢査</u>	条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をす	の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第 43 条の10第第1項、第46	2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条	その他の必要な試料を収去させることができる。	係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質	務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関	項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事	条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5	ては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61	条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつ	子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59	5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原	61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第	区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第	力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の	第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	(裏 面)	(
3・4 (略) 5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区	させ、又は関係者に質問させることができる。	<u> </u>	条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をす	の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第 43 条の10第第1項、第46	2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条	その他の必要な試料を収去させることができる。	係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質	務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関	項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事	条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5	ては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61	条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつ	子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59	5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原	61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第	区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第	力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の	第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	(裏 面)	(順答)

12 8~11 (略) 6 5 してはならない。 所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を檢査させ、又は関係者に質問させること 件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料 施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物 **他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。** を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その を除く。以下この項において同じ。)の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造 規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設(製錬施設及び使用施設等 項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の 条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1 の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5 物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。 <u>頃、第43条の3の31第1項、第43条の8 第1項、第43条の9 第1項、第43条の10第1項</u> ができる。 1 項、第43条の 3 の10第 1 項、第43条の 3 の11第 1 項、第43条の 3 の12第 1 項、第43条 第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 (器) <u>第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46</u> 関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の その職員に、機構の事務所又は事業 第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する 6 第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰 | II |+ 分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業 金に処し、又はこれを併科する ができる。 <u>所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させること</u> 8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定 のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ 2項から第4項まで又は第12項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、 8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第 による立入り 若しくは忌避し 関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号 検査若しくは収去を拒み、 又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 若しくは 忌癖し、 又は質問に対し

13~20 第78条 第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人 第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした 第80条 + その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する 三 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。 の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 金に処し、又はこれを併科する。 設置者及び使用者に係る部分を除く。) 項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、檢査若しくは収去を拒み、妨げ、 のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、 陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第 3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等 は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2 による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して 8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号 (略) 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰 第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設 第6項、第

	kò:	[1]	उत	т	N3	7	ı	Юнр	6N.	les la
	係る部分を除く。)	第77条	除く。)	用者に係る部分を除く。)又は第30号	究炉等記	及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号	14号、6	試驗研究	を除へ。	置者に係る部分を除く。)
	分を緊	1_		系る部	設置者	用者に	第15号、	究炉等	,	系る部
	<	(第1号↓	1億円以下の罰金刑	分を隊	及び危	係る音		炉等設置者に係る部分を除く。)、	第10号	分を隊
	、第	こ掲げ	170	<i>></i> √	恒用者	『分を	第17号、	背に係		<i>∧</i>
	第79条又は第80条	る規気	罰金刑) X /	に係る	除へ。	第18号、	る部分	試験研究	,
	は第8	三に係		第305	部分。))))		· ケ 深 ^	:炉等設置	第8号の2
		る部分		- 1	ママママママママママママママママママママママママママママママママママママ	育27号	第20号、	()	啉	
	各本条の罰金刑	号に掲げる規定に係る部分を除く。)		驗研究	者及び使用者に係る部分を除く。)、	O 2 1	第21号	、第1:	Ñ	(試験研
	の罰る	°		炉等	第29号	うら第2	}、第:	3号の	部分	究炉
	∄	、第78条		設置者	_	27号の	26号の	3から	を除く	等設置
				及び信	驗研9	4 #	2 (*	第1 3	係る部分を除く。)、	者及で
		前号に掲げ		《試験研究炉等設置者及び使用者に係	(試験研究炉等設置	、第	戈驗研	第13号の3から第13号の7	第11号	者及び使用者
		掲げる		に係る	設置者	_	第21号、第26号の2(試験研究炉等設置	7号ま	_	者に係
		燕		些	者及	P.		Ü	第12-	N
		定		分を	び使	臉研	超者		是(部分
				部分を	び使	(試験研	者	絕	号(部分
ļ		定		分を	び使	験研	者 ————————————————————————————————————		号 (部分
		定		分を	び使	験 研	置者		号 (部分
		定		<u>分を</u>	び 使	<u> </u>	者		号 (部分
		定		分を	び <u>使</u>	<u> </u>	者		号 (部分
		定		分を	び(唐)	<u> </u>	置 <u>者</u>		号 (部分
		定		<u> </u>	び(唐)	<u> </u>	置者_		号(部分
		定		分奏	び度	<u>換研</u>	置者		号 (部分
		定		分を 	び 使	験	置者		<u> </u>	部分
		定		分を	び使	<u>險研</u>	置者		<u> </u>	部分
		定		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	置者		<u> </u>	部分
		定		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	置者		<u> </u>	部分
		定		分を	<u> </u>	<u> </u>	置者		<u> </u>	部分
		定		分を	<u> </u>	<u> </u>	置者		号 (部分
		定		<u> </u>	以使	<u> </u>	置者		号 (部分
		定		<u> </u>	以使	<u>換班</u>	置者		<u> </u>	80分

○特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則

(平成四年総理府令第四号)(第十七条関係)

「無理解今第四長」 (第十七条長位)

	(削る) による。 ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(国内の (国) (国) (国) (国) (因) (因) (因) (因) (因) (因) (因) (因) (因) (因	改正案
項第一号及び核燃料物質又は核燃料物 において「第一種埋設規則」という。 (平成二十年経済産業省令第二十三号 染された物の第一種廃棄物埋設の事業 外線」とは、核燃料物質又は核燃料物 は、核燃料物質又は核燃料物	2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は	使用する用語の例による。 (定義)	現

第三条 災 等 特 定 に よる損 廃棄 物 傷 埋 設 \mathcal{O} 施防 設 止 又 は 特 定

廃棄

物

管

理

施設

が

2

略

き

る。 設 可 \mathcal{O} 設

を受け

こ の 特

の規則

の規定によらないっては、原子力規

な

で 制

特 委員

定

廃 棄 会

で物認別施

の特

施設

又

は

定

廃

棄

物

管 規

理

施設

を施設

することが

2

略

きる。

理 又

由

が

とある場 て、

> 兀 三 第三 理 る る に お 昭 周 項 放 掲 項 一号及び管理 . 域 管 て 辺監視 第 周 射 第 放 げ 和 汚 を る放 匹 辺 理区域」 性 射 六 染さ いう。 十三 | 号 及 監 廃 号 管 性 射 及び 棄 X 視 廃 理 ħ 域を 物を 年総 棄物 線をいう。 び 区 規則」とい た 1規則 管理 とは 管 域 物 理 理 **(**) \mathcal{O} . う。 · う。 規則 第 府令第四 規 لح 廃 則 は、 は 第 棄 条 う。 第 第 物 第二 第 種 管 第 条 埋 条 + 理 第二 項第三号に掲 第二 第 七 0 種 設 種 号。 埋 規 埋 事 項 項 設 則 設 条 業 **第二項** 第四 規 第 第二号 規 以 関 則 則 下この

一条第

項

げる

第一

に

掲 条

げ 第 す

Ś

項 規

に 則

第

第二 埋 可の 設 を受け 設 理 又 条 特 施設 由 人は特 殊 が な 方法 て、この あ 定 \mathcal{O} 又 、この省令の規定にある場合にあっては、 省令 廃 は に 特 棄 物管理 よる施 定廃 \mathcal{O} 規定によらな 棄 施設 物 設 管 規定によら、原子力 を施 理 施 設 設 1 することに で を 施 力 規 特 設 1 定

殴することがで特定廃棄が

刈制委員

会の

で物認別施

つき

特 設

廃

棄

物

埋

第二

条

 \mathcal{O} 方

規 法に

則

 \mathcal{O} る

規定

足によら 施設

な

1

で

特定

廃

棄

物

埋設

殊

な

ょ

施

は特

定廃棄:

物

管

理

を施設

することに

つき

火 、災等 定に よる損傷 \mathcal{O} 防 正

第三条 特 廃 棄 物 埋 設 施 設 又は 特 定 廃 棄 物管 理 施 設 が

号に 第二

掲

げ

条

第

発 及が \mathcal{O} 災 他 び 生 す 施 じる 警報 る 設 又 \mathcal{O} 設 火 又 は 災 設 お 備 は 爆 そ に 及 備 特 発 限 び れ 定 0 る。 自 廃 影 爆 が 発 動 あ 棄 響 0 火 る 物 を 受け を 発 災 場 管 施 合 理 生 報 設 を は 施 ること 知 自 L 設 設 な 動 備 必 \mathcal{O} け 的 安 に 要 に 全 ょ れ に 漏 ば 検 電 応 性 ŋ な じ に 特 知 火 5 災 て L 定 な 警 消 L 廃 \ \ \ 警 報 火 1 棄 器 設 支障 報 物 そ を 備 埋

2 物 1 は t 管 異 前 \mathcal{O} 理 常 項 で 施 な \mathcal{O} な 設 作 消 け 0 動 火 安 設 れ に ば 全 ょ 備 な ŋ 性 及 特 5 に び 著 な 定 警 廃 報 L 0 1 棄 設 支 物 備 障 は、 埋 設 を 施 及 そ ぼ 設 \mathcal{O} す 又 故 おそれ は 障 特 れが廃 損 壊 な棄 又

2

- 3 限 U ŋ ŋ 損 な 安 け 応 不 傷 全 じ 燃 を 機 れ 受 ば て 性 能 なら け 又 防 を は 火 る 有 壁 な 難 お す そ \mathcal{O} 燃 る 設 性れ 施 置 が 設 \mathcal{O} あ 材 そ で あ \mathcal{O} 料 る ŧ を使 0 他 て、 \mathcal{O} \mathcal{O} 川する 適 に 切 つい 火 な 災 とと て 又 防 護 は は ŧ 措 爆 置 発 可 能 に を ょ 講 必な 3
- 4 5 (略)

特 定 廃 棄 物 埋 設 施 設 又 は 特 定 廃 棄 物 管 理 施 設 \mathcal{O} 地 盤

第 兀 施 れ ば 設 次 なら を十分に支持 条 第 特 ない 定 項 廃 棄 \mathcal{O} 地 物 することが 震 埋 力 設 が 施 作 設 用 又 できる地盤 は l た 特 場 定 合 廃 棄 に に お 物 施 管 V 設 7 理 ŧ L 施 な 当 設 け該は

(削る)

 \mathcal{O} 備 そ は 火 災 を 発 れ 特 自 生 施 が 定 \mathcal{O} 設 を 動 あ 廃 影 自 る 響 L 火 棄 な 災 場 を 動 物 け 的 報 合 管 受 れ 知 は 理 け に ば 検 設 施 ることに な 知 備 設 必 5 要 L \mathcal{O} に 安 な 漏 警報 応 1 全 ょ 電 火 じ に ŋ 災 て 著 特 を 警 消 発 L 定 す 報 火 1 廃 器 設 支 る 棄 そ 設 備 障 物 備 \mathcal{O} 及 が 埋 他 び 生 設 に 警 じ 限 \mathcal{O} 施 火災 報 る る 設 設 お 又

- 物 ŧ は 管 異 0) 前 で 理 常 な 施 な \mathcal{O} け 設 作 消 れ \mathcal{O} 動 火 安 全 ば に 設 な ょ 備 5 に ŋ 及 な 著 特 び ī 警 定 1 報 1 廃 支 棄 設 物 障 備 を 埋 は 及 設 ぼ 施 そ す 設 \mathcal{O} お 又 故 は そ 障 れ 特 定 が 損 な 廃 壊 棄 又 11
- とも は、 火 措 火 非 災に 常 置 可 を 能 用 講 必 ょ な 電 ŋ 要 限 源 損 な に ŋ 設 け 応 不 傷 備 ľ 燃 れ を受ける そ ば て 性 \mathcal{O} なら 防 又 他 は 火 \mathcal{O} 壁 難 お な 安 そ 0 燃 全 設 性れ 上 置 \mathcal{O} が 重 そ あ 材 要 料 る な \mathcal{O} ŧ 他 を 施 使 \mathcal{O} 設 \mathcal{O} に 用 適 で 切 す 0 あ る 11 な 9 لح 防 て
- 4 5 (略)

(耐震性)

第 線 兀 な 障 条 害 n を に 特 及 作 定 ぼ 用 廃 すことが す 棄 る 物 地 埋 震 設 な 力 施 に 設 1 ように よる 又 は 損 特 施 壊 定 に 設 廃 ょ L 棄 ŋ な 物 け 公 管 衆 理 れ ば に 施 な放 設 射は

2 物 管 前 理 項 施 \mathcal{O} 設 地 0 震 構 力 造 は 及 び 特 定 廃 れ 棄 が 損 物 壊 埋 設 L た 施 場 設 合 又 は K 特 お け 定 廃 る 棄

地 震 に ょ る損 傷 の防 币

第四 らな 衆に 設に 設 き 響の の安全機 は 条 放射 あ て な \mathcal{O} 影 程 作 って 地 響を 度に 線 用 震 障害 は 能 する地 0) 特定 発生によって生ずるおそ 及 0 応じて算定する地震 喪失に ぼす そ を及ぼさな 廃 震力を含む。 0 棄物埋設 おそれば 供 以用中に 起因する放射 V が 施 当 あ 設 ように施設 該 る 又 安全上 地 力 は 震に 線による公衆 よる損壊 特 **(**安 れ 定 よる加え 全上 重 しなけ がある当該 廃 一要な施設 棄 重 に 物 より 源速度に れば 一要な 管 理 \mathcal{O} な 公 に 施 施 施

2 な施 な 加 速度に 損 安 なわ 設に 全上 よって 大きなご れるおそれが 重 要 な 作用 施設 影響を及ぼす す は ない る地 そ 震 ように \mathcal{O} おそ 力に 供 用 施設 対 れ 中 してそ が に L あ 当 る地震 なけ 該 安全 \mathcal{O} 安全機 れば、 及による 上 なら 重 能 要

3 崩 壊 安 防護 全上 により 措 重 その 置その 要 な 安全機 施設 他 0 が 能 適切な 前 が 項 損 0) 5措置 なわ 地 震 を講じ れるおそれ に ょ ŋ なけ 生 ず が ればな る な 斜 1 面 ょ \bigcirc

> る過 \mathcal{O} 去の 程 度 地震 E 他 応じ \mathcal{O} 要 \mathcal{O} 因を考慮 記録に基づく震害 基 礎 して算定 地 盤 \mathcal{O} 状 L 0 況 な 程 度 け そ れば 0 地震活 地 ならな 方にお 動 のけ

害

新 設

(津波による損傷の防止)

第四 なれ が ならない。 各の三 がその供 よう、 . ある津 用中 :波に 防 特定廃 護 措置 より に 当 棄物 その そ 該 施設に大きな 埋設 0 安全性 他 \mathcal{O} 施 適 設 切 が 又 な措 . 損 は 措 指 置 わ 特 影 響 定 を及ぼ れる を 廃 棄物 講 お じ すおそ なけ それ 管理 れが 施

(新設)

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第四 ば 置 ょ 設 条の なら ŋ が Ź 想 基 な 定さ 四 礎 0) 安全 地 盤 れ 特 性 る自 0) 定 改 を 廃 1然現象 良その 棄物 損 なう 埋設施設又は おそ 他 地 0 震及び れが 適切な措置 あ る場 特 津 波 定 を除く を講 合は 廃 棄 物 じ なけ 管 防 護措 理 施 れ

(新設)

2 あ 0 周 る場合に 他 辺 監 \mathcal{O} 外部 視区 は、 から 域 に 事 \mathcal{O} 隣 衝撃 業 接 はする地 所における火災又は が発生する 域に 事 おそ 業 所 ħ 爆発 がある要因 鉄 道 事故、 道 路

危

険

物を搭載し

た

車

両

船舶

一又は航.

空機

 \mathcal{O}

事

故その他

が 特 て \mathcal{O} 損なわれな 定 敷 地及び 冷為に 廃 棄 物 よるも 埋 敷 1 設 地 よう 周 施 \mathcal{O} 設又 辺 故 \mathcal{O} 防 は 状 意 護措 特 況 に によるも から 定 置その 廃 の想定される 棄物 他の 管 理 適 施 る事象であ 切 設 な 0 4措置を 安全性 によ ŋ 0

定 廃 棄 物 埋 設 施設 又 は 定 廃 棄 物管 理 施 設 0)

講

じ

なけ

ればならない。

の防止)

不

· 法 な

侵

入等

兀 正 る 行 第 ア 物 に 施 条 け 不 を 設に -法な 為を 設 れ 百 ク 件 危 定 0 <u>二</u> 十 セ 廃 置 ば が 害 五. なら 侵 ス 持 を 不 棄 す 11 う。 行 ち 入、 る事 八 与 正 物 特 な 号) え 為 に 埋 定 込 業所 ま \mathcal{O} 爆 設 廃 特 禁 を 施 第 又 発 定 棄 れ 防 止 ること及 は 性 廃 設 物 以 一条第四 等に関 他 棄 又 埋 止 又 は 下 するた は 物 設 \mathcal{O} 物 易 埋 特 施 つする 事業 項 定 び 件 燃 設 設 に 施 廃 8 不 を 性 又 法 所 規 損 を 設 棄 は 正 又, 有 定 ア 適 律 傷 物 特 切 す ク す は 管 と す 定 うる不 平 な セ る 特 理 る 廃 1 · 成 十 う。 ス 施 措 お 物 定 棄 行 置 正 そ 件 廃 設 物 ア 為 そ 棄 管 れ ク \mathcal{O} 年 物 講 が \mathcal{O} 理 セ 不 法 あ 他 管 人 は 施

新

設

核 燃 料 物 質 \mathcal{O} 臨 界 防 止

第

兀 は 設 5 は 条 な 臨 \mathcal{O} 界 核 六 燃 を 料 防 特 止 物 定 す 質 廃 る が 棄 臨 た 物 界に 8 埋 設 に 必 達 施 でする 要 設 な 又 おそ 措 は 置 特 を れ 定 講 が 廃 あ じ 棄 な る 物 場合 け 管 れ 理 ば 施

料 及 び 構

第

五. が 属 全 そ す 性 を確 0) る 器 特 等 設 容 定 特 計 保 廃 器定 する 棄物 と 上 及廃 要 び棄造 11 う。 求 管 物 上 埋 で ż 設 並 埋 れ 重 施 び設 設に施 一要な る \mathcal{O} 強 材 又 は 度 料 ŧ れ 又 及 \mathcal{O} 及 特 らは びび び (棋 以 を 定 特 支 耐 廃 定 下こ 棄 造 持 食 廃 性 は 物 す 棄 0) る を 管 物 当 項 理 構 管 確 保 該に 施造 理 できる 容お設物施 器いのの設 等て安うに

> 新 設

料 及 び

第 そ容全ち、 属 五 0) を す 条材 確 設 等 特 る 計 保 定 容 特 とい がする上 廃 器 上 定 棄 廃 構 要 及 , う。 求 物 び棄造 され で重 埋 管 物 設 並埋 \mathcal{O} 要 る 施 び設 な 設 強 に施こ設 材 度 料 t 又 のはれ又 及 及 び び 耐 構以 定を特 造 下 廃 支 食 定 は、 ک 性 棄 持 廃 0) 物 す を 棄 当 項 る 確 管 物 に 構 保 該 理 管 できる 容お 施 造 理 器い 設 物 施 等 てのの設 「安うに が

2 ŧ で な け れ ば な 5 な

ば耐適 え 切 物 な 管 器 定 5 なか耐 理 及 廃 いつ圧 施 U 棄 試 設 管 物 著 験 \mathcal{O} 埋 \mathcal{O} 又 安 う 設 L は ち 全 11 施 漏漏性 設 ええ を 又 い確 は 11 定 が試保 廃 特 する な 験 棄 定 を 11 物廃 上埋棄 よ行 う 2 で 設 物 にた重施 管 と 要 施 設 理 き、なななななななない。 設 施 もは 設 L この特 な に けれは定属 れに 廃 す

閉 ľ 込 定め \mathcal{O} 棄機 能

六 れた ば 区 次条 . 域 に なら に 掲 特 な 閉 げ いるところに、足廃棄物埋設地 じ 込 \Diamond る 機 能 よ施 り、 を 保 設 又 持 放は 射 特 す る 性定 よう棄棄 に 物物 を 管 施 設限理 定さ設 L な けれは

(

排 る れ 号 がも 水 \mathcal{O} 事 当 上あ を \mathcal{O} で所 の掲 安 該 に る 限げ 管 あの 全 排 施 る に 設 理 外 水 0 で 事 廃 路 区 7 に \mathcal{O} 項 棄に 床域 放 排 を す 放 面 内 射 水 計 る 射 がに 性 を 設 性な開 測 廃 排 備 廃 **V** \ □ 棄 す 出 る 及 棄 よ部 物 す 設 物 うがに び る 第ににな 備 よ排 す り を 十 ょ 11 水 施 ŋ る も汚 五 路 設 条 染 汚 \mathcal{O} す 第 染 を す 湧 る場 さ 除 る 水 くおに 項れた 第ただ 合 そ係

> \mathcal{O} け n ば な 6 な 11

なえ切棄 る な 物 容 b 特 なか耐 管 定 いっ圧。、試 理 及 廃 試 施 び 棄 験 設 著 管 物 L 又の \mathcal{O} 埋 は安 う 設 É 漏漏全 施 え を 確 え 設 確 1 特 又 が試保定は な験 す 廃 特 を る 11 棄 定 よ行上 物 廃 う 0 で 埋 棄 にた重 設 物 لح 要 施 施 管 さき、 な設理 設 ŧ 又 施 L _ ر のは設 な け れは特に れに 定属 ば耐適廃す

閉 ľ 込 \otimes \mathcal{O} 機 能

第 、六 一れた ば区次条 な 域 に掲 5 に 閉 げ な 定 いるところと廃棄物埋 じ V 込 \Diamond る 機 に設 よ施 能 り、設、マ を 保 又 持 放は す 射特 る 性定 よ 廃 廃 う 棄棄 ĺ 物 物 施 を 管 設 限 理 定 施 な さ設 けれは

(略

兀 略

口

水 設 る れ おに 置 そ 係 た す 定 Ś 排 の掲 れ る 廃 ŧ 限げ 水 のが 事 棄 ŋ る を 上 あ 業 当 \mathcal{O} 物 で 事 安 該 る で に 所 埋 な 項全 管 あ 排 施 \mathcal{O} 設 をに 水設理 0 外 施 計 てに 廃 路 の区 設 床域放排 測 棄 に 又 放 面 す す 内射水は る 射 に性 る が を 設 な開 廃 設 性 排 定 廃 棄 備 備 11 П 出廃 ょ 物 を 及 棄 部 す う 施 び 物 る がに にな 第 設 に よ排 管 ŋ す + ょ す 11 水 理 る 五. ŋ る も汚 路 施 条 汚 の染 設 第 染 と をす湧 を

蔽

第 七 条 該 施 特 設 定 廃 カュ 棄 5 \mathcal{O} 物 埋 直 接 設 線 施 及 設 び 又 は ス 力 特 定 1 シ 廃 t 棄 1 物 管 ン 線 理 に 施 ょ 設 る は

度 事 を + 所 分 周 下 辺 口 \mathcal{O} る 線 ょ 量 う が に 原 施 子 設 力 L 規 な 制 け 委 員 会 ば \mathcal{O} 5 定 ない 8 る 線 量 限

2 漏 障 部 ば \Diamond 止 なら に 害 又 す え 事 l を 防 る必必 は 必 業 な 配 要 を 所 防 止 管 な 要 内 する そ 遮 止 が に ح 蔽 す \mathcal{O} あ お るた た \mathcal{O} 他 能 る け 場合 場 \otimes \mathcal{O} 力 る め に 貫 を 所 外 有する 必 通 12 に 部 0) 要が 措 お は 部 放 V 置 が 射 かる場 ある場 て、 遮蔽 を講 放 線 射 に じ 当 設 線 ょ れ な 合 合 該 備 障 る け に で 遮 を 害 放 な は あ 蔽 施 を 射 れ 防 線 ば 0 設 設 なら て 備 L 止 障 放 放射 一する 射 害 に な 開 線 け な を の線 口れた防

す

入 n 施 設 又 は 管 理 施 設

第 線 + あ 入 に る \mathcal{O} れ 施 条 ŧ 設 照 る 設 L \mathcal{O} 射 特 は、 な 定 に 備 ょ け 廃 で れ 冷 り あ 棄 ば 却 発 物 0 生 な \mathcal{O} て 埋 た ら 設 す な め る 施 放 熱に 0 射 設 必 性 \mathcal{O} ょ 要 廃 う É な つ棄 措 7 物放 置 過 \mathcal{O} 射 を 熱崩 性 するお 講 壊 廃 熱 ľ 棄 得 及 物 るような対射

2 施 設 は 定 廃 次 棄 13 物 掲 管 げ 理 る 施 ところに 設 \mathcal{O} うち ょ 放 ŋ 射 施 性 設 廃 棄 L な 物 け を 管 れ 理 ば な す る 5

Þ

第 七 新

備 け 必 に れ 要 る必 放 る 5 射 ば 線 開 な 要 な 射 事 定 \mathcal{O} 線 П な L が 業 廃 障 5 漏 部 Þ あ 所 棄 害 又は る 内 な え 物 場 11 を 1 11 \mathcal{O} 埋 0 を 防 配 能 所 外 設 こ の 管その 防 に 部 止 力 施 する は、 を 放 止 設 有 する 場 射 又 他 合 た す 放 線 は た め のに る 射 に 特 8) 貫 ょ に お L 線 定 \mathcal{O} 必 通 る 11 Þ 障 廃 て、 措 要 部 害 放 棄 が 置 を 射 が 1 物 を あ あ 当 防 線 設 管 講 る場 る場 該 備 止 障 理 じ L を す 害 施 合に るた 合 施 な Þ を 設 け 防 で 設 を は \Diamond れ あ L 止 設 11 な ば 0 設 に す

入 れ 施 設 又 は 管 理 施 設

受

な

放て

第 るように そ び 物 入 +放 を ħ 条 n が る 射 管 あ 線 設 特 理 施 る 備 \mathcal{O} す 定 設 Ł 照 る 廃 又 L \mathcal{O} 射 設 は 棄 な は に 備 特 物 け ょ で 定 埋 冷 り れ あ 廃 設 ば 却 発 9 棄 施 なら て、 0 生 物 設 ため 管 す 0 な る 放 理 う \mathcal{O} 熱 射 5 施 必 に 性 設 放 ょ 要 廃 \mathcal{O} 射 な 棄 う 0 性 措 て 物 ち 廃 過 置 の放 棄 を講 熱 物 崩 射 す 壊 性 を U る 熱 受 廃 得お及棄

(新 設

るもので 放射 性 あること。 廃棄 物を管 理 す る た 8 に 必 要 な 容 量 を 有 す

法により 管 理 す 当該 る放 放 射 性廃 射 性 廃 棄 棄物 物 \mathcal{O} を 性 状 保 管 を 考慮 するも L 0 で 適 あ 切 るこ な方

生する熱に 0 ため 射 性 0 廃 ょ 必 棄 要 0 物 な措 て過熱するおそれがあ 0 崩 置を講ずること。 壊 熱 及 び 放 射 線 \mathcal{O} るも 照 射 0 に は ょ ŋ 冷 発

処 理 施 設 及び 廃 棄 施 設

第 + を保 によ · 一 条 管廃 ŋ 施設しな 棄する設 放 射 性 け 廃 れ 備を除く。 棄 ばならない。 物 を廃棄する 。 は、 設 次に 備 (放射 掲げるところ 性廃棄 物

ること。 る放 物 力規制委員 に 周辺監視区 7埋設施設 おける水中の放 射 性 廃 会の 域 棄 又 の外 は 物 特 定 を廃棄する能力を有するものであ特定廃棄物管理施設において発生定める値以下になるように特定廃放射性物質の濃度が、それぞれ原外の空気中及び周辺監視区域の境 を

二 分 五 略

(全機 る施設

安

能

を有

す

用 条 又 は 安 安全機 全機 能を有する施 能 を有 する施 設 設 を に 他 属 0 す 原 る 子 設 力施設と共 備 を の

> 処 理 施 設 及 び 廃棄施 設

第十 を保 に より施設し 管廃 棄 放 射 介する な 性 ければ 設備 廃 棄物を廃 を除く。) ならない 棄する設 は、 備 次に (放射 掲げるところ 性 廃 棄

物

 \mathcal{O} ぞれ原子 側の境界に 7 定廃 であること。 発生する放 周辺監視 棄 物埋 力規 おける水中の放射性 区 制委員 射 設 域の外の空気中及 施設又は 性 廃 会の 棄物 特定廃 定める を 廃 棄 一物質の 値以 す 棄 び 乗物管理施設におい値以下になるように物質の濃度が、それび周辺監視区域の外 る 能 力を有する

(略)

安 全 \mathbb{F} 重 要 な 6施設)

第 十二条 次に 掲 げるところにより 非 常 用 電 源 設 備 そ 施 0) 設 他 L 0 なけ 安 全 れ 上 ば 重 ならな 要な施 設 は

け 廃 特 定 ば 共 物 廃 な 管 用 棄 5 理 す 物 な る 埋 施 設 場 設 11 \mathcal{O} 合 施 安 設 は 全 又 性 は 特 を 損 \mathcal{O} 定 な 廃 特 わ 棄 定 物 な 廃 埋 11 棄 ょ 設 物 う 管 施 に 設 珥 施 又 施 設 は 設 特 12 L な 定お

- 2 け 維 n ば 全 す る な る た 機 5 た 能 \Diamond な 8 \mathcal{O} を 有 \mathcal{O} 検 9 保 査 す 守 又 る 又 は 施 試 は 設 修 験 は 理 及 当 が U 当 該 で きるよ 該 施 安 設 全 \mathcal{O} うに 安 機 能 全 施 機 を 設 健 能 L 全 を な 12 確
- 3 要管 が 理 全上 あ 施 規 定 る 設 場 \mathcal{O} \mathcal{O} 重 合 安 ほ 要 全 か な は 性 施 特 を 設 多 確 定 又 重 保 廃 は 性 す 棄 当 を有 る 物 該 機 埋 施 L 能 設 設 な 施 を が け 維 設 属 れ 持 又 す ば は す る な る 特 系 5 た 定 統 な 8 廃 は 1 棄 必 物 前

三

(計測制御系統施設)

知漏性 全 ょ る は え 棄 線 号 を 特 そ す 物 量 の著 定 B る 当 廃 \mathcal{O} 放 L \mathcal{O} 特 < 設 かお 廃 量 射 棄 定 に 棄 性損物 備 が 廃 施 れ 著 物 な 埋 \mathcal{O} 棄 う 報 が 質 設 機 設 L 物 す 生 カュ < \mathcal{O} お施能 埋 る じ 5 上 濃 そ設 \mathcal{O} た液 昇 設 度 れ又喪 施 とき し 若 がは失 備 体 設 たと 生特、又は定誤は を 状 L 施 < \mathcal{O} 設 放 きはた廃操特 射 又 同 棄 作 定 なれ性 は項 き物 そ 廃 け 5 物 液 管 \mathcal{O} 第 棄 質 れを 体 兀 次 理 他 物 ば 確が 状 号 条 施の 管 実 著 な のに第 設 要 理 らにし放規 の因 施 な検く射定項安に 設

- る 物共 廃 用 機 埋 用 棄 済 設 燃 能 す 物 以 が 施 る 管 料 上 損 場 理 設 貯 0 な 又 合 施 蔵 原 わ は に 設 施 子 れ 特 は 及 設 力 る び 定 施 お 使 再 廃 共 設 そ 用 用 棄 処 れ 物 す 施 理 加 が 管 設 る 施 I な 等 理 設 施 1) لح 施 を 設 ょ に 設 廃 11 う う。 ょ 棄 \mathcal{O} 原 に 安 0 物 子 す 7 埋 全 力 を 特 に 設 施 確 定 お 施 設 保 廃 設 1 す 棄 使
- 7 に 全 多 は を 特 特 重 定 確 定 性 当 廃 保 廃 を す 該 棄 棄 有 施 る 物 物 す 設 機 埋 埋 ること。 自 能 設 設 体 施 を 施 又 維 設 設 は 持 又 又 当 は す は 該 る 特 特 施 た 定 定 設 \Diamond 廃 が に 棄 棄 属 物 必 物 管 す 要 管 Ź が 理 理 系 あ 施 施 設 統 る 設 場 \mathcal{O} \mathcal{O} 安 し合 安
- 理 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 全 を が で 確 れ きること。 ら 保 \mathcal{O} す 機 る 能 機 能 を 健 を 全 確 12 認 維 す 持 る す た る め廃 た \mathcal{O} 8 検 \mathcal{O} 査 保 又 守 は 試 又 は 験 修 及

計測制御系統施設)

てい棄 号 全 + 線 ょ に を 物 量 \mathcal{O} n は 兀 放著特 当 \mathcal{O} かお廃 量 そ 射 L 定 特 が < 廃 に 棄 性 \mathcal{O} れ 施 著 損 設 物 棄 定 報が 設 L 質 な物 備 廃 生 <う す カュ \mathcal{O} 埋 \mathcal{O} 棄 5 る ľ 上 濃 お設機 物 設 た 液 昇 度 そ施能 埋 とき 若 れ 備 体 L 設の 設 を 状 た しが又喪施 施 と < \mathcal{O} 生は失 設 き 放 は じ 特 又 射 又同た定誤は なれ性 は لح 条 廃 操 特 け 5 物 き 液 第 棄 作定 れを 質 体 兀 物 そ 廃 ば 確 が 状 号 第 管 \mathcal{O} 棄 なら 実 著 \mathcal{O} に 理他物 十 に 放 規 L 五. 施 \mathcal{O} 管 な 検 < 射 定 要 条 設 理 第 い知漏 性 す の因施 しえ廃 る 安に設

2 < 限 定 が 定 L 廃 0) 自 は 特 < さ 動 あ 爆 棄 設 定 る 物 的 発 n 損 備 廃 場 埋 \mathcal{O} た な 棄 に \mathcal{O} 合 Š 開 防 区 設 機 物 始 域 お 施 止 能 埋 さ は そ 設 設 \mathcal{O} に \mathcal{O} せ た 閉 れ 又 喪 施 は る 当 \Diamond U が 失 設 該 込 生 特 又 \mathcal{O} 口 じ は 設 設 \otimes 定 路 誤 る た 操 を 備 備 廃 特 کے 施 能 棄 作 定 \mathcal{O} を き 設 作 速 力 物 そ 廃 動 やの に 管 L \mathcal{O} 棄 な を か 維 理 他 物 け 速 に 施 持 放 \mathcal{O} 管 Þ 作 又 射 設 要 れ 理 カュ 動 は性 ば \mathcal{O} 因 施 に、 な さ 火 廃 安 に 設 、せかる 5 災 棄 全 ょ に 若物 性 な り は 0 必 L を を 特 11 2

放 射 線 管 理

第

きる。 これ 11 線 + て、 五. を間 理 条 当 施 設 接 該 事 を 業 的 事 施 項 所 施 に を 設 計 に は、 測 直 L す 接 な る 計 け 次 K 測 れ 施 設 す ば 掲 を ること なら げ ŧ る 0 な 事 が て 11 項 0 替 困 を ک えることが 難 計 みなり \mathcal{O} 測 場 場 す 合 合に る 放 は で お 射

 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 廃 \Diamond 放 棄 る 射 物 線 線 管 量 遮 理 当 蔽 設 量 物 備 \mathcal{O} 本 側 体 壁 に 放 お 射 け 性 る 廃 原 棄 子 物 力 \mathcal{O} 規 受 制 入 れ 委 員 施 会 設

5 五 略

2 け 必 れ 要 放 ば な 射 なら 情 線 報 管 な を 理 適 施 切 設 な は 場 所 前 項 に 表 各 示 号 で に きるように 撂 げ る 事 項 施 0 設 う ち L な

> L 定そ 自 がは定 あ さ < 動 爆 廃 \mathcal{O} 特 る場 的 発 れ 損 棄 設 定 \mathcal{O} た 物 備 に な 廃 合に 開 区 う 埋 防 棄 \mathcal{O} 始 止 域 お 設 機 物 さ は \mathcal{O} に そ 施 能 埋 せ た閉 れ 設 \mathcal{O} 設 る \otimes 当 じ が又 喪 施 口 は 該 \mathcal{O} 込 生 失、 設 じ \Diamond 路 設 設 特 又 を 備 備 る た 定 誤 は لح 施 を 能 廃 操 \mathcal{O} 特 設 作 き 速 力 棄 作 定 動 \mathcal{O} に 物 Þ そ 廃 を 管 な か 維 \mathcal{O} 棄 け 速 に 持 放 理 他 物 れ Þ 作 又 射 施 \mathcal{O} 管 ば カュ 動 は性 要 設 理 なら に、 さ 火 廃 因 施 \mathcal{O} せる 災若 棄 安 に 設 ない。 カュ 全 物 ょ に つ、 必 しく を り を は 限著 要

放 射 線 管 理 施 設

第 できる。 お 射 を + これ 線 設 11 五. て、 管 置 条 を 理 す る事 当 施 特 間 該 設 接 定 的 事 を 業 廃 項 施 に 所 棄 を に 計 設 物 は、 測 直 L 埋 な す 接 設 る 計 け 次 施 測 れ に 施 設 す ば 設 掲 又 る な げ を は こと る事 5 ŧ 特 な 0 定 て が V 項 廃 替 木 を 棄 計 え 難 物 ること な \mathcal{O} 測 管 場 場 す 理 合 る 合 施 は が に放 設

等 員 会 \mathcal{O} 廃 0) 放 棄 定め 射 物 線 管 る L 理 線 Þ 設 量 備 当 1 本 量 物 体、 \mathcal{O} 側 放 壁 射 に 性 お 廃 け 棄 る 物 原 0 受 子 入 力 規 n 制施 委 設

五. 略

新

争 備 電 源

十六条 にに が は、 お いて、 きる予 外部 特定廃 備 監 電 源系 電 視 源を備 棄 備統 物 施 そ カュ 埋 設の他 5 設 他 O施 なけ 電 必 設 要な設 又 気 のは れ なばならない。な設備に使用さ 供特 備給 定 が 廃 停 棄 物 止 す L 管 た場合 理施 設

削 る)

通

信

連

絡

等)

第十 生し 七 た 場 条 合に 事 業 設備 お 所 に 11 は て 事 · 業 所· 安 全 内 設 \mathcal{O} 計 上 人 に 想 対 定 さ L 必 れ 要な る 事 指 故 示 が 発

できるよう、 警 報 装 置 及 び 通 信 連 絡 設 備 を 施 設 しな けが

2 れ ば 事 業 ならない 所 に は 安 全 設

計

上

想

定

さ

れ

る

事

故

が

発

生

L

た

場合 け れ 通信 に ばならない。 な 連 11 絡 て 事 が 業所 できるよう、 外 0 通 信 連 通 絡 信 をす 連 絡 設 る 必 備を施設し 要 が ある な場

3 所 定 内 廃 棄 \mathcal{O} 物 人 0) 埋 退 設 避 施 0) 設 た 又 は め 特 \mathcal{O} 設 定 廃 備 を 棄 施 物 設 管 理 L な 施 け 設 に れ は、 ば

な

非 常 用 電 源 設 備)

第

ない。 と同等 るた 設 にお には、 + \mathcal{O} 六 \Diamond 安 11 条 外部 て、 に、 以 全 上 を 電 特 0) 内 確 定 機 燃 定 源 保 廃 系統 能を有す 廃 機 す 棄物 関 る 棄 を た 物 カュ 埋 原 埋 5 8 設 る設備 設 動 に \mathcal{O} 施 力 必 施 電 設 気のは と 要 設 を施 す な 又 る 設 は 供 特 設 発 備 特 給 定 電 L \mathcal{O} 定 が 廃 なけ備 棄物 停 機 廃 能 棄 止 れ 又 物 を L 管 ばな はこ た 理 維 管 場 持 理 施 れ 施合設 す

又 は 確 れ 特 ばならない 保 定 す 廃 れ る 棄 、 と 同 た 物 \Diamond 埋 等 設 以 特 施 上 に 設 0) 必 又 機 要 は 能 な 特 を 設 定 有 備 廃 す に 棄 る は 物 設 管 備を施 無 理 停 施 電 設 設 電 \mathcal{O} L 安 源 な 装 全

2

新 設

ř
tj
V

○使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)(第十八条関係)

(傍線部分は改正部分)

(2) 放射線のしゃへいに関する構造(1) (略)	(2) 放射線の遮蔽に関する構造(1) (略)
ロ 使用済燃料貯蔵施設の一般構造	ロ 使用済燃料貯蔵施設の一般構造
	イ(略)
よって記載すること。	よって記載すること。
施設の位置、構造及び設備については、次の区分に	施設の位置、構造及び設備については、次の区分に
二 法第四十三条の四第二項第四号の使用済燃料貯蔵	二 法第四十三条の四第二項第四号の使用済燃料貯蔵
一 (略)	一 (略)
ころによるものとする。	ころによるものとする。
事業の許可の申請書の記載については、次に掲げると	事業の許可の申請書の記載については、次に掲げると
第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の	第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の
(使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請)	(使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請)
	一~五 (略)
、それぞれ当該各号に定めるところによる。	、それぞれ当該各号に定めるところによる。
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は	2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は
法」という。)において使用する用語の例による。	法」という。)において使用する用語の例による。
、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「	、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「
第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質	第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質
(定義)	(定義)
現	改正案

2 いう。原 $\frac{\Xi}{\varsigma}$ と 他 5 び お 原 前 (削る) かとすが子力規 原子 (7)(5)(4)(3)項 五び \smile を 的 定 原 造 \mathcal{O} 設 そ 第二十二名 炉申 備 講じた構 安 す 及 耐(6)使 \mathcal{O} 子 `⁵る。 制委 (略) 全機 用済 請略 る 略 CK \mathcal{O} 他 力 津 う 書 津 規 設 波 使 員 能が 波 に 5 構 略 燃 用 制 備 条に関 造造を 会規則で定め 造 料 添 済 に 委 \mathcal{O} 損 付 主 燃 対 員 基 等 第二項に ほって 法 は いう。 す 要 料 な L 会 準 使 0 な 規 ~ われるおそ 貯 に 用 除 き核 使 関 事 則 蔵 済 熱 規 律 項設 用 第 に す 燃 る書 定す 済 施 原 る 料 関 備 燃 規 行 料 十 貯 す \mathcal{O} 類は、・ 令 物 れ 附 料 兀 則 蔵 る が 質、 议 貯 属 号 施 構 施 な 蔵 平 設 造 次計に画 下 核 1 成 設 施 \mathcal{O} 第 「令」燃料物質 よう 設 位 \mathcal{O} 掲 書 構 \mathcal{O} 条 + 置 造 措 基 五 規 年 及 本 構 質 2 と他い及 う。 おりとする。 原子力規制委員 び前 5 リニハ 新 設 (5) (4) (3) 原項 新(2)(1)び 5 (7) 五)第二十二条第界子炉の規制に関 設) \mathcal{O} 設 チ建 炉申の請 その (6) 使用 非備の 物 略 常 略 他 略 \mathcal{O} 略 略構 用 済 書 他 使 燃料 用 略 に \mathcal{O} 電 (会規 添 主 源 済 第二す 要 付 設 燃 \mathcal{O} 別で定という。 な す 備 除 料 ベ 事 0 貯 熱 き 項 構 蔵 に んめる書 規 律 核 関 設 定 施原 す 備 き類は、とする事業 る 行 料 0 構 令 物 附 質、 以 属 造 、業次 計 施 下核 設

 \mathcal{O}

構

造

及

に 画

げ

[書 掲

るのと質

燃

令料物

のに 置 種 発 \mathcal{O} 使 生 類 故 用 障、 すると想 済 程 燃 度、 浸 料 貯 水 影 定 蔵 響 さ 地 施 等 れ震 設 る使火 に \mathcal{O} 関 操 災门 す 用 作 Ś 済 上 説 燃 爆の 明 料 発 過 失 書貯等 蔵が 施 あ 設 0 械 のた 又 場 事 は 故合装

九 略

3 通 す 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 __ 通 及 び 写

更 0 許 可 \mathcal{O} 申 請

第三条 略

2 げ 類 る を 事 第 添 項 几 付 \mathcal{O} + L 変 な 更 け に \mathcal{O} れ係 兀 る ば 第 にならな 前 項項 \mathcal{O} 第 申 11 請 号 書 カュ にら は第 兀 号ま 次 K 掲 で げに る掲

5 七 略

蔵 が 変 施 更 あ 機 設 0 械 後 に た 又 \mathcal{O} 場 事 は お 装 故合 け に 置 \mathcal{O} る 種 発 \mathcal{O} 使 類 生 故 用 すると 障、 済燃 程 度、 浸 料 想 貯 影 定 蔵 響 さ地施 等れ震設 に る \mathcal{O} 関使 火災 操 用 す 作 る 済 上 説燃爆の明料発過

3 通 す 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 __ 通 及 び 写

計 及 工 事 可 請

第 燃四 条設 貯 法 蔵 第び 施 設 四 + に 関 三の 条 方 す るの法 設 八の 計第認 及 び項の エの申 規 事 の定 方に 法よ ŋ (第 十 使 一用 条 済

> 八 す 置 っると想: \mathcal{O} 程 使 度、 故 用 障、 済 影 定 響 さ 浸 料 等 れる、 貯 に 蔵 使 地 関 施 用 す 震 設 る 済 \mathcal{O} 説 燃 火 操 料 明 災 作 等 書 貯 上 がの 蔵 施あ過 設 0 のた 事場機 故合 械 \mathcal{O} に 又 種 発 は 類 生 装

九 + 略

3 及 び 第 写 し 項 \mathcal{O} 通申 لح 請 す書 る \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 通 副 本

通

変 更 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 申 請

三 条 略

書 げ 類を る 事 添 項 四 0 十三 付 変 し 更 な 条 け に \mathcal{O} れ係四 る ば 第 な 前 5 項 項 第二 な \mathcal{O} 申 請号 書 カュ に 5 は第 兀 次 に ま 撂 で げに る掲

一 ~ 七 略

設 2 た 場 \mathcal{O} 更 事 故合のに 械又 後に 種発は お 生装置 け 類 る んると想 \mathcal{O} 使 程 度、 故 用 障、 済 影 定 燃 響等 され 浸 料 水、 貯 る使地 に 蔵 関 施 ^企震、 す 用 設 済 る \mathcal{O} 説 燃 火 操 明 料 災 作 貯 等 書 上 蔵がの 施あ過

3 及 び 写 L 項 0) 通 申 لح 請 す 書 るの 提 出 部 数 は 正 本 通 副 本 通

計 び 工 事 \mathcal{O} \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 請

第 燃四 料 条 設 貯 蔵 法 及 施 第 兀 設 +に 関 条 方 す る の法 設 八 第 計 及 び項 の申 工 規 事 \mathcal{O} 定 方に 法よ り、 第 十 使 用 条 済

ら次おのに な に いに 掲 11 7 定 同 す げ す U る る る 事 使 項 接 用 をにの 済 0 記 方 燃 載い 法 料 7 を 貯 L た認可く 蔵 < 施 を 請 設 書をけ 以 で 下 あ 提よ 0 出うの 7 と条 溶 L す 及 な 接 á け び を れ者 次 す ばは条 な に

に 及 · あ び 次 二 って エの 事 区 はの分略 方に 当法よ 該 る 変 使 使 更 用 用 済燃 に 済 係 燃 る 料料 ŧ 貯 貯 \mathcal{O} 蔵 蔵 に施施 限設設 る。 のに 変 関 更 す \mathcal{O} る 場 設 合 計

(削 へる

イー 略

兀 ホニハロイのの 方 た 法 8 計 等 \mathcal{O} 及 組 び と 織 工 11 事 う。 以 に 下 係 る 設 品 関 計 す 及 管 んる次 び 理 工 \mathcal{O} 事 \mathcal{O} 方 事 に 法 項 係 及 る品 び 質 0 管 検 理

品 質 保 証 \mathcal{O} 実施 係 る組 織

保 安 活 動 \mathcal{O} 計 画

保 保 \mathcal{O} 評

安

実

安 活活活 動動動 \mathcal{O} \mathcal{O} 改 善価施

五. 安

2 方 以 法 技 前 ょ が 術 下 項 法の略保 上 7 の第 申 \mathcal{O} 条四請 説 基 明 準 及 +書 \equiv L び に と次 た 条は い条 書 \mathcal{O} うに 類 八 当 第 そ お 該 \mathcal{O} 1 申 に 項請 他 て 適 第 \mathcal{O} に 合設 当 係 し計 該 号 る 申 て及 の設 請いび 技 計 に係る設とを 術 及 上び のエ 基事 計計法準の

> ら次おの に な に いに 規 掲 7 関 定 げ同 す す ľ, る る る 事 溶 使 \smile 項 接 用 をにの 済 記 0 方 載い法 料 7 を 貯 L た認除蔵 < . 申可 施 を受け 請 設 書 以 で を 下 あ ようと-この条 提 0 出 7 溶 L す及 な 接 け るび を れ者次 す ばは条 る な に

ー に 及 ・ あ び 次 二 ロイに及 9 \perp σ 事区(の分略 て は 方に 当 法 ょ 該 る 変 使 使 更 用 用 に 済 済 燃 係 燃 る 料 料 ŧ 貯 貯 \mathcal{O} 蔵 蔵 に 施 施 限設設 る。 \mathcal{O} に 変 関 更 す 0) る 場設 合 計

ト建 物

5

新

兀

2 計て項請 算「技 第 に 前 二号 係項 ょ 術 るの略 0 設 申 0 上 ての 技 計 請 説 基 術 及 書 準上びには 明 L 工は と 基 い 準 事 た の次 書 う。 (以 類 方 に そ 法 掲 下 が \mathcal{O} げ に 他 法 る 当 適の 第 事 合条四項 該 申 し及 十に てび 三 0 条い に い次 係 る 条 \mathcal{O} て ることお第 当 該 計をい三 申

係る設計 0 適 び 合し 技 工 術 事 てい 上 及 \mathcal{O} \mathcal{O} び 方 ることを 法 基 工 準 事 が に係 に 設 適 計 合して 説明 る品質管 及 び L I た書類 事 1 ること 理 \mathcal{O} \mathcal{O} 方 並 方 法 を説 びに 法 0 等 技 当該 明 が 術 同 上 申 た 項 0 第二 請 書類 基 潍

(削る)

を添

付

しなけ

れ

ば

なら

ない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

削 る)

3 4 略

更 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

第五条 げる事 法に 受け ついて変更 た使用済燃料 項 法 第四十二 を 記載 \mathcal{O} 三 L :貯蔵 条の た申 認 可 を受け 請 施設に関 八 語書を提 (第二項 ようとする者 する 出 0) 規 L 設 定 な け 計 に 及 ょ れ は、 び り、 ば なら 工 5 次 次 に あ あ 可 を

5 略

兀 更に 係る 前 条第 方法等 項 第 兀 号 に 掲 げ る設 計 及 び 工

事 係る品質管 理の

五. 略

2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 に は 次に 掲 げ る書 類を添 付 L な け れ

> 説 及 明 び 工 L た 事 書類 \mathcal{O} 方 を 法 添 が 付 技 術 L な 上 け \mathcal{O} ħ 基 準に ば ならない。 適合し ていることを

用 済 燃 料 \mathcal{O} 臨 界 防 止

射 線に ょ る被 ばく 0 防 止

使用 済燃料 等 除 熱 閉 じ 込

使用 済燃料 \mathcal{O} 除

火災及び 爆 発 \mathcal{O} 防 止

비치되 떼 티 ニー 主 一要な使 用 済燃 料 貯 蔵 施 設

0

耐

震

性

食性

主 要 な容 器及 び 管 \mathcal{O} 耐 圧 強 度 及び 耐

3 略

変

更

 \mathcal{O}

認可

 \mathcal{O}

申

請

第 法について げ 五. る事 条 項 法 て変更 を記 用済 第四 燃料 十三 載 0 認 条 た 貯 申 蔵 \mathcal{O} 可 請 を受けようとする者は 施設 八第二 書 · を提 に 項の 関 する設す 出 L 規 なけ 定 計 に 及び れ ょ ば り、 な 工 b 次に 事 \mathcal{O} な 可 い掲方 を

5 略

新設

兀 略

2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 12 は 次に 掲 げる事 項 0 うち変更 12 係

ことが 容 既 な に原 に 6 っできる。 変更 な 子 V が 力 な 規 た 制 だ 11 とき 委 L 員 会に は - 号 提 当 出され 該 に 掲 書 類 げ O7 る 書 添 る当 付 類 を 15 該 省 0 略 書 V 類 7 す は \mathcal{O}

適 工 9 方 事の 合し 法 変 更 説 \mathcal{O} 方 て 明 に 技 法 係 1 L 術 ることを説 た が る 上 設 設 書 \mathcal{O} 類そ 計 基 計 及 準 及 び \mathcal{O} び に 明 工 工 他 適 事 事 L \mathcal{O} 合 た書 \mathcal{O} 当 L \mathcal{O} 書 方 独 方 該 て 申 法 11 るこ が 0) 請 設 技 12 術 係 計 を計 る 及 上 設 U 0 基 計 算 工 準 及 に び 事 ょ \mathcal{O}

適が 変更 合 法 第 L に て 几 係る + 1 る ر ح 設 計 \mathcal{O} を 及 第三 説 び 工 明 事 項 に た 第 係 書 号 る 類 品 \mathcal{O} 質 技 術 管 理 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 方 法 準 等

使 用 前 検 査 \mathcal{O} 実 施 3

第 行う。 八条 各号に掲 法 第 げ る事 四十 項 \equiv へにつの い九 第一 て、 当 項 該の 各 使 号 用 に前 定検 め査 る は と き次の

0) 又 料 は部 他の 機 等 用 械 \mathcal{O} 済 原 試 品 閉 に関 じ 子 験 料 力 込 \mathcal{O} \otimes 規 す 耐 圧試事 及び 臨 制 界 委 防 員 験 項 使 会が 又用は化済 止 適当と 学分析: 放 漏 えい 射 線 試験、熱 \mathcal{O} 認 遮 め 蔽 るとき。 行うと 非破 に 使 係 用 壊 る さ試料 済燃

略

計 制 御 系 統 施 設 放 射 線 管 理 施 設 そ 0) 他 \mathcal{O} 使

> 書 技 る 術上 け \mathcal{O} 類 ŧ べその 基 れ 0 ば 準 \mathcal{O} 12 他 基 な に 0 適 準 当 5 V 合し 該 な 適合 申 当 て 請 該 することを計 に 申 1 係 ること 請 る 12 設 係 を 計 る設 及び 説 明 算によ 計 工 及 た 事 U 書 0 \mathcal{O} I 類 方 て 事 を 法 説 \mathcal{O} が 明 方 添 技 付 L 法 術 た が

一 な 上 用 済 燃 料 \mathcal{O} 臨 界 止

放 射 線 に ょ る 被 < \mathcal{O} 防 止

使用 済燃 料 等 \mathcal{O} 熱閉ば 込

使用 済燃 料 \mathcal{O} 除

火災 及び 発 \mathcal{O} 防 止

七六五四三二 主 要な 使 用爆 済 燃 料 施

耐

震

性

食

主 要 な 容 器及 \mathcal{C}_{i} 管 の貯 耐蔵 圧 強設 度 \mathcal{O} 及び 耐

使

用

前

検

査

実

3

第 行う。 八 号に 条 掲 法 第四 げ る 事 + \mathcal{O} 項 三条 E 施 \mathcal{O} 0 い九 第一 て、 当 項 該の · 各 号 使 用 に前 定検 め査 るは لح き次の

その他 料 済燃料 使 用 械部試品 等 済 0) の燃 原 料 閉 験 に 子 関す じ込 \mathcal{O} 力 臨 規 耐 界 る \otimes 制 圧 防 事 及 委 試 术 員 験 項び 会が 又は用 放 学分析 射 適 漏 当と認 えい 線 \mathcal{O} L 試試の Þ 験を め 験 除 つるとき。 熱 11 行 非 に うと 破壊 係 使 る 用 き 試 材

略

物 計 測 制 御 系 統 施 設 放 射 線 管 理 施 設 そ \mathcal{O} 他

兀 そ 済 燃料 れ えぞれ 略 貯 0) 蔵 施 設 設 備 が \mathcal{O} 完 附 成したとき。 属 施設 \mathcal{O} 組立 てに 関

第九条 削除

事 \mathcal{O} 項 使 用 済燃料 それ ぞ れ 貯蔵 \mathcal{O} 施 設 備 設 が \mathcal{O} 完成 附属施 L たとき。 設 の組立てに 関 す る

四(略

する事項

[]

第 九 条 性 能 法 \mathcal{O} 第四 技 術 十三 上 \mathcal{O} 基 条 準) \mathcal{O} 九 第二 項 第一 号 \mathcal{O} 原 子

とする。

員会規則で定

める技術上

 \mathcal{O}

基

準

は、

次に

掲げ

ると

お制

力

規

され の七 \mathcal{O} 7 確 を 添 項 条 法第 他 申 なけ 実に 記 \mathcal{O} 請 \mathcal{O} 付 第 第 書等 非常 書類 匹 載 作 れ 号 第 項 L + 動 及びその添 ば 用 に に た \mathcal{O} 三 すること。 装置 記載 機器を作動させな お 条 書 項 変 更 類 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 及び連 兀 した警報装置 て 規 \mathcal{O} 以 定に 許 第 申 付 下 可 -請書等 書 動 ょ 項 に 類に 装置 \mathcal{O} 係 ŋ 0 る申 条 許 許 記 及 1 可 可 装置 載し 非常 と び \mathcal{O} 請 又 定の 際に は V 第 書 ر أي た条件 を 用電 及び 法 条件 + いう。 付 第 法第六 され 源 条 兀 一十三条 装置 及 び に が \mathcal{O} た条 お 充 第 が そ 足 そ

三 及 び 添 放 主 一要な放 付 そ 射 * 書類 \mathcal{O} 性 添 廃 に 射 付 棄 線管 記載した性能を満足するものであるこ 書 物 類 \mathcal{O} 理 に 廃 棄施 施 記 載 設 0 Ü 設 た能 性 \mathcal{O} 能 処 が 力 理 以 能 申 上 力 請書等 が で あ ること。 申 -請書等 及び そ

兀 済 使 燃 用 料 済 貯 燃 蔵 料 施 貯 設 蔵 \mathcal{O} 施 設 使 中 用 中 人 · 特 に が 常 時 立ち が立ち入る場 入る場 所 所 使

構 が 行 う 使 用 前 検 査 \mathcal{O} 通 知 書 等

第 \emptyset 九 る 検 検 条 検 \mathcal{O} もの 査 す 查 查 提 \mathcal{O} る に 実 \mathcal{O} 出 とする。 関 法 施 方 を はする事 第 要 受 法 原 領 +そ け 子 六 書 \mathcal{O} た 力 場 務 条 他 規 法 0 \mathcal{O} 必 合 制 第 要 に 委 部 第 匹 な は 員 事 会 に +は、 項 係 \equiv 項 第 条 る を \mathcal{O} 八 条 ŧ 規 \mathcal{O} 定 第 各 定 \Diamond 七 \mathcal{O} 九 を た に 第 号 条 に 除 ょ 当 第 < ŋ 掲 項 該 機 に 申 げ 項 構 お 請 る \mathcal{O} を 申 に 事 が 1 定行 係 て 項 請

2 る法 又 は 条 事 た 務 \mathcal{O} 原 部の 第四 同 通 \mathcal{O} 子 力規 略 条 知 第 第二 部 実 書 + **漁制委員** 施 \equiv に 項 ょ つの条項 り い て 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 て 定 会 1 九届 は、 出 は を て に 第 機 より、 を受け 構に 通 \equiv 一項に 知す 第七 次 対 \mathcal{O} Ĺ るも 各 機 お た 条 号にがれて 場合 当 第 該 \mathcal{O} 検査 行り用 لح 掲 に 項 げ す 0) る。 に る 検 す 当 申 関 事 査 る 該 請 法 す 申 項 に 書 る を 関 第 請 \mathcal{O} 事記す十に提

を 受 かけ る 事 業 所 0 名 称 及 び 所 在 地

> 五. るも 用 申 及 びその 量 他 請 済 使 \mathcal{O} 書 燃 用 率 放 等 料 及 で 済 射 あ 添 及 等 燃 び 線 ること。 料 付 空 び を 管 気 そ 限 書 が 理 中 0 定 臨 類 を 界に さ 添 に \mathcal{O} 特 記 放 に れ 付 射 載し 達 書 た 必 区 す 性 類 要 た 値 物質 域 ることを防 لح に す 記 に 閉 以 0) る 載 濃 場 下 度 た 込 で 所 あ 能 ぐ \otimes が 12 ること。 力 る 能 お 力及 を 能 申 け 力が 満 請 る び 書 足 線 使 等 量

機 行 う 使 用 前 検 査 \mathcal{O} 通 知 書

第 九 条 新 設

 \mathcal{O} L 事条る 又 た 務 の法 は 原 三 部 通 \mathcal{O} 同 第 子 _ 第四 \mathcal{O} 知 条 力 書に 第二 実 \equiv 十三 部 規 施 に項 制 ょ つの条項 に 委 い規て定 のの り、 員 0 九 1 届 会 て は、 第 は 機 に 出 ょ 構 通 を り 知 に次 項 受 す 0 12 け 対 七 る も 各 機 おた L 条 当ちに 構 1 場 第 が行うだ 合 0) 台に、 とす 掲 検 項 查 げ \mathcal{O} す る事 る。 に 検 当申 関 る該請 査 す 項 に 法 申 書 を 関第 請 る \mathcal{O} す 事 記 十に提 務載 る六係出

略

査 を 受 け る 工 場 又 は 事 業 所 0 名 称 及 び 所 在

 $4 \mid 3 \mid$ 5 略

知 事 原子力規 項 す くる も を変更したとき 0) とす **刈制委員** る。 会 は は 速 Þ カュ 項 に、 \mathcal{O} 通 そ 知 書 \mathcal{O} 旨に 記 を 機 載 構 さ にれ 通た

使 用 前 検 査 結 果 \mathcal{O} 通 知

第 法第 九 項を記載し 条 十六条 \mathcal{O} 兀 た書 の三 法第 第 兀 面 十三 兀 ょ 項 条 0 \mathcal{O} の九 て行うも 通 知 第三 は、 の次 項 とする。 \mathcal{O} に 各号に お 11 て 準 掲 げ 用 る事 す Ź

略

検査を受け る 事 業 所 0 名 称 及 び 所 在 地

 $\frac{\Xi}{\varsigma}$

条 削

構 が 行 う 法 施 設 定 期 検 查

第二十 委員 する 法第十 (会が機 -条の二 掲 げ る 検 構 条 査 に 行 \mathcal{O} 第 に 匹 わ 五. 一十三条 せ 第 る検査 三項のに て行うも \mathcal{O} に規 +定に 関する事 0) とする。 第 により、 三 項 務 に の の 子 お 1 部は、制制

> 2 (略

3 知 事 するも 項原を子 力 変 規制 更したときは 0) とす 委員会 る。 は 速 B か項 に、 \mathcal{O} 通 そ 知 \mathcal{O} 書 に 旨 を 記 機 載 さ 構 にれ 通た

使 用 前 検 査 結 果 \mathcal{O} 通 知

第

項を記載 九 第十六条の三 条の 兀 L た 法 書 第 四十三 第四 面 に ょ 項 -条 の 0 0 て 通 行うも 知 九 第三 は、 次の各 項 \mathcal{O} に とする。 お 号に V て 掲 準 げ 用 る す 事

(略)

 \equiv 査 を受け 略 Ś 工 場 又 は 事 業 所 0) 名 称 及 び

所

在

地

施 設 定 期 検 査 を 受 け る 使 用 済 燃 料 貯 蔵 施 設 0 附 属 施

る使用・ とする。 条 令 料 第 貯 + 蔵 設 几 条 備 \mathcal{O} \mathcal{O} 附 原 属 子 施 力 規 設 制 は 委 員 非 会規 常 用 電 則 で 源 設 定 8

機 構 行 う 施 設 定 期 検 査

第二 す る法 十条 員 九 会が 第 のが 第 + 機 六 構 号 条 法 カュ に 第四 0 行 五. 第 わ 第 十三 兀 せ る 三 号 条 ま 検 項 査の 0 で 元に関定 + 及 び に 第 第 す る事 ょ -+ り、 項 務 に の原 お 第 子 力 部 7 は規制 制 に 用

第二十 2 基準 四三二 出 を 係 こに 機 定 7 る 0 る 請 又 原 行 \mathcal{O} 用 をの 規定 子 う検 に 警 は 8 準 検 検 使 書 条 構 の が 量 他 済 主 放 条 使 11 力 る 用 燃 う。 件 同 適 要 \mathcal{O} 用 射 報 用 査 査 率 放 合して 規 条 ŧ 查 す 実 す 提 行 及 射 料 済 な 性 装 \mathcal{O} 済 が 不第二項 然制委員 る 貯蔵 燃 に 施 燃 出 う 線 置 \mathcal{O} 方 る び 放 廃 充 とす 関 法 原 を 施 空 管 料 そ 要 法 料 原 射 棄 の足 第十 そ 子 受 子 気 施 さ す 領 貯 設 理 貯 線 物 作 \mathcal{O} 11 会 る。 る事 け 力 \mathcal{O} 蔵 定 中 設 蔵 書 る 力 を 管 動 れ 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 届は、 施 規 た 規 期 施 六 他 カュ 0) 特 \mathcal{O} 理 廃 検 な \mathcal{O} どう 条の 出 務 法 必 制 設 場 制 検 放 に 使 設 施 棄 査け 非 委員 一合に 用中 中人 [を受け 第十 第四 委員 要 査 射 必 設 常 \mathcal{O} 0 施 れ 性 要とす カュ 五. な \mathcal{O} 性 設 用 \mathcal{O} ば 会規 部 第三 十三 は、 九 事 に 物 特 が 能 会 通 性 機 装 \mathcal{O} は た場 質 条 常 器 項 に 置 9 が 知 処 に 能 Ś 第 条 係 書 時 項 を 則 法 令 0 人 理 を 及 いく \mathcal{O} 湾合に、 るも 第四 第二 場 が \mathcal{O} 定 7 で 等 濃 八 作 び \mathcal{O} 第 確 能 ち + 立ち 項 定 規 + \Diamond \mathcal{O} 度 所 認 力 動 連 \mathcal{O} 定 た 検 \Diamond + +九 に 入 さ 動 O \mathcal{O} 検 \mathcal{O} によ 第三 当 査に る る場 当 申 を 入 せ 装 兀 お 査 確 条 確 へる場 該 技 条 置 該 請 け 除 条 第 認 な 認 る線 申書 り 項 申 関 術 \mathcal{O} に 検 所 検 11 機構 規定 所そ 請の に 請 上 + 項 査 装 お に 定 に提 \mathcal{O} \mathcal{O} 使 置 \mathcal{O} 第二十条の一 出 行うもの 掲 げる 新新新 新 又 原 は子 設) 設 設 設 同力 技 とす 条 規 術 行 第 制 う 上 う。 。 委 施 0 一項の届出 設 新 基 設 定 準 期 12 出 検 適 を受 第 査 合 + L \mathcal{O} け 九 通 た場 条 知 V 第 る 合に か どう 項 \mathcal{O} 当 申 カュ 該 請 に 申書 0

いて

請の

に提

事務 記載 する事務 係 六 る した通 へ条の五 0 法 第 部 \mathcal{O} 几 第三項 十三 知 0) 書 実 部 施 に に 条 により、 0 に 0 \mathcal{O} いては、 規 + 0 7) 定によ . て 通 機構に 次 の り、 知 項 . 対 するも E 各 機 L お 号に掲 当 構 11 \mathcal{O} 該 が 7 とする。 検 行 準 査 げ う 用 に る 検 す 関 る 事 査 · 項 を 関 する 法 第

(略)

二 検査を受ける事業所の名称及び所在地

三~六 (略)

4 3

事

第二十二条 削除

す 項を変更したとき:原子力規制委員会: るも のとする。 はは 速 やか 項 \mathcal{O} 通 そ 知 0 書 日 に を 記 機 載 構に通

事 記 する事務 + 係 載 る法 務 六 条 の 一 した通 \mathcal{O} 第 部の の一部に 五. 兀 知 第三 + 書によ \equiv 実 施 項 に 0 \mathcal{O} \mathcal{O} り、 11 規 0 + いては、 定 1 第三 て に 機 構に により、 通 知す 一項に 次 対し当該なの各号に関係の各号に関係がある。機構がは くる も お 1 7 \mathcal{O} とす 検査 掲 行う 潍 げ 用 る。 に る 検 す 関 事 査 る · 項に 法 す を 関 る

(略)

検 査 を受け る 工 場 又 は 事 業 所 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在

地

二~六 (略)

3 | 2 | 原(

知 事 するものとする。 項を変更したときは 原子力規制 委員会は、 速 B か 項 に、 \bigcirc 通 その 知 書 に記 旨 を 機 載 さ 構 にれ 通た

施設定期検査の技術上の基準)

とする。 (会規則 十二条 で 定 法 \Diamond 第 る技 兀 十三 術 条 上 \mathcal{O} \mathcal{O} + 基 準 第 は 次に 項 0 撂 原 げ 子 るとお 力 規 制 り 委

て ること。 九 条各 号 に 撂 げ る 性 能 \mathcal{O} 技 術 上 0) 基 準 に 適 合

され その 使 て原子 ていること。 他 用 済 \mathcal{O} 性 燃 力 能 料 規制 が 貯 蔵 委 法 施 員会が合格 第四 設 + お け 条 る と認 0 九 災 め \mathcal{O} を た 使 防 状 用 止 態 前 す 検 る 維 査 能 力

(合併の認可の申請

合併

及び

分割

0

認

可

0

申

請

な 7 L け は た 申 れ 可 几 ば 署 を 請 ならな 名) 書 受 け 法 ようとする って、こ 当 几 十三 事 者 れ が 条 者 を 原 連 \mathcal{O} 署 は + 子 (新 兀 , 力 規 設 次に 第 制 分 撂 項 委 割 げ \mathcal{O} 員の る 合 会に 場 事 併 合 項 又 提 に を は あ あ 記 む 載 分 出 割

(略)

氏全れ 部を る法 名 合併 承 人 後 又は 存続 継 す する る 分 割 法 人に 法 \mathcal{O} ょ 名称 ŋ 若 使 しく 及び 用 済 は 住 燃 合 所 料 併 並 \mathcal{O} に び貯 ょ に 蔵 0 代 \mathcal{O} て 表 事 設 者業のの 立 さ

合 合併 又又 はは 分分 \mathcal{O} 方 及 び

六 五 四 合併 又 は 分 割割割 \mathcal{O} \mathcal{O} 時 理 次期由法

2 ばならな 前 項の 申 11 請 書 に は、 E 掲 げ る 書 類 を 添 付 L な け n

合併 は 契 約 分 割 書 計 又 は 画 書 分 割 契 \mathcal{O} 写 約 書 (新 設 分 割 \mathcal{O} 場 合 あ

及 登 蔵 事 合併 び 記 0) 業貯 事 損 益 項 者 蔵 後 で 証 計 \mathcal{O} 存 明 な事 続 書 11 業 す 場 並 を る 合 承 び 法 にに 継 あ 最 する法 又 2 は 近 て 吸 \mathcal{O} は、 収 財 人 産 が 分 そ現 目 割 録のに に 法 使 ょ 貸 人 用 ŋ 借 \mathcal{O} 済 使 対 定燃 用 照款料 済 貯 燃 表

前 す る に 説 規 定 明 書 す る 法 人 が 現 に 行 0 7 1 る 事 業 \mathcal{O} 概

兀 後 存続 す Ś 法 若 しくは 合 併に ょ 0 て 設 <u>\\</u> さ

> 書に、 受け 提 出 「手者が連署して、けようとする者は、 ~ 四条 + L なけ れ ば なら な \mathcal{O} 掲 + げ れ 兀 る事 を 第 原 子 項項 力 を \mathcal{O} 規記 合 制 載 委 \mathcal{O} 員た 認 会 申 可 に請 を

略

法 合併 人 \mathcal{O} 名 移 存 及続 Ţ す 住 る 所 法 並 人 び 又 に は 代 合 表 併 者 に 0) ょ 氏 0 名 7 設 立. さ れ

併 \mathcal{O} 及 び

合 合 併 \bigcirc

六 五 四 併 \mathcal{O} 時 理 方 期由法

ば なら 前項 な \mathcal{O} い。申 請 書 は、 次に 掲 げ る 書 類 を 添 付 L な

け

n

合併 契 約 書 \mathcal{O} 写

書 並びに最近場合にあ 合併 \mathcal{O} 当 0 近 事 て \mathcal{O} 者 財は、産 \mathcal{O} 産 そ 目 方 録の が 法 使 貸 人 用 借の 済 対定燃 照款、料 表 貯 及登蔵事 損事業 益項者 計証で 算明な

説 明 前 号 0) 法 人 が 現 に 行 9 て 1 る 事 業 \mathcal{O} 概 要 に 関 する

兀 合併 後 存続 す る法 又は 合併に ょ 0 て 設 立 さ ħ る

の全 れ 氏 部 る 名 法 を 及び 承 人 継 又 履 す は る法 歴 分 割 人 に \mathcal{O} ょ 定 ŋ 款 使 並 用 びに 済 燃 役料 員 0 لح 貯 なる 蔵 0 べ 事 き者 業 \mathcal{O}

五. 前 号に 規 第定 す る 法 が 法 第 兀 十 \mathcal{O} 六 第 号、

第 す る 号 又 面は 几 号 \mathcal{O} 1 ず れ に ŧ 該 当 L な 11 . こ と を

六 の内蔵れ る法 事 \mathcal{O} \mathcal{O} 合併 業 日 事 を含む 0) 業 人 後 の存 資 \mathcal{O} 金 全 合 続 計 毎 部 併 す 事 を 画 \mathcal{O} る 業承 及 日 法 又は分 び 年 継する法 事業の - 度に 若 しく お 割 収支見 ける 人 に は 0 ょ 合 使 分 り 併 用 積 使 割 に 済 用 \mathcal{O} ょ 燃 日済 0 以 て 料 燃 後 \mathcal{O} 料 設 五. 貯 \mathcal{O} 立 蔵 年 貯

る

七 L そ た \mathcal{O} 書 他 類原 子 力 規 制 委 員 숲 が 必 要 لح 認 8 る 事 項 を 記

3 とする。 項 \mathcal{O} 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本 及 び 写 L 各 通

それ れ け デぞれ ぞれ 糸所ごと 七 ば 同 同 表の 6 表 法 \mathcal{O} 第 下 中次四 欄 欄 \mathcal{O} + に に 表 掲 掲 \mathcal{O} 条 げ げ 上の る期 るところ 欄 + に 七 間 掲 \mathcal{O} げ 規 にる れ 定 を保 従 事 っ項 ょ て記って記っ 存 る 0 記 て 録い録 置 ては、

> 法 人 0) 定 款 並 び に 役 員 لح なる べ き者 \mathcal{O} 氏 名 及 び 履 歴

新 設

お 法 \mathcal{O} ける使用が 人の 収 合併 支見積 合併 後 存 済 ŋ \mathcal{O} 続 燃 日 す 料 以 る 後 \mathcal{O} 法 貯 五 蔵 年 又 内 \mathcal{O} は \mathcal{O} 事 合 業 日 併 を含 \mathcal{O} に 資 ょ 金 む 0 計 毎 7 事 画 設 及 業 立 び さ 事度れ 業に

五.

関 新 設) す そ る \mathcal{O} 経 他 理 合併 的 基 後 礎 に を有 な け すること る 使 用 済 を明 燃 料 5 \mathcal{O} か 貯 に 蔵 す \mathcal{O} る事 事 業に 項

する。 第 項 0) 申 請 書 \mathcal{O} 提 出 部 数 は 正 本

及

U

副

本

各

涌

3

記

そ そ 事 れぞれ け れ 業 +Ł ぞれ 所 ごとに、 法第 ば なら 同 同 表 表 \mathcal{O} 0 第 下 中次四 欄 欄 \mathcal{O} + に 表 掲 \mathcal{O} 掲 条 げ げ 上 \mathcal{O} 欄 る るところ + 期間 に 七 掲 \mathcal{O} これ げ 規 に る 定 を 事 従 に 保存 9 項 ょ て定 る 記 つ記 L て 録 い録 島 し、 て、は、 置 カュ

(ii)(i) の (ii) の (iii) の (ii	己使	(1)	ては次の記録	する場合にあっ	に封入して貯蔵	ものを除く。)	密封する構造の	器(溶接により	構造を有する容	貯蔵するための	で密封したまま	リ 貯蔵の終了ま	イ〜チ (略)	<u> </u>	けた場合を除く。	第二項の認可を受	四十三条の二十七	二 貯蔵記録(法第	一(略)	記録事項
												受入れの都度	(略)						(略)	記録すべき場合
											期間	払出しまでの	(略)						(略)	保存期間
-																				
(ji)(i)の 度 話		(1)	ては次	する場	に封入	ものを	密封す	器(溶	構造を	貯蔵す	で密封	リ 貯蔵	イ~チ	<u> </u>	けた場合	第二項の	四十三条	二貯蔵記	一 (略)	記録
(ii)(i) Ø 度 最高 高 焼) 己 使	(1) (略)		る場合にあ			封する構造	器(溶接により	造を有する	蔵するため	密		5	<u> </u>	けた場合を除く。	第二項の認可を受	十三条の二十	二 貯蔵記録(法第	一(略)	
度量。) 足录 使用済燃		は次の記	る場合にあ	封入して貯	のを除	封する構造	(溶接によ	造を有する	蔵するため	密封したま	貯蔵の終了			た場合を除	の認	十三条の二十	記録(法	一(略)(略)	録事

業用申量る一月 事の たに燃なび診子年を事 済出並各 日一七者放 者 書料い妊断 間始者放 (iii) が燃等 び三 を目 月の射 を 貯 旨娠さ妊の期の射 面 一四線除 で蔵をのれ娠線申事使意た不量 妊料にに月始及 のれ娠線 と四線 (i_{V}) よ本間期び日月り人のと一、一 業 す 娠 貯 月業 る一務 務 用思者 能 の蔵 り人の し業 一出者済の及 事事使の線す月十日従 略 と 女 日従 ごとに 三 に 線 あー 一月間一月ごと 量 回 っ年略 に て間 三 あ はの 回はのに つ月 毎 線 線一 て間年量 月量回はの度に る 期五 略) 間項 に 定 8 三 業用申量る一月 `事のたに燃なび診子年を 日一七者放者書料い妊断 済出並各 間始者 (iii)射 を面貯旨娠さ が燃 等 び を日月の の期の 射 妊 蔵をのれ娠線 妊料にに月始及一四線除で と 四線 (iv)く申事使意た不量。ル業用思者能 月 業 一 務 よ本間期び日月 す 月業 娠 貯 し業用思者能 Ś の蔵り人の と 一 一務 一出者済の及と女 事事使の線す月十日従 一日従 略 ごと 線 あー 量 回 っ年略 に て間 あ三はの つ月毎線 線 て間年量 月量回はの度に る第 期四 間項 に 定 \Diamond

制委員会が定め	歴及び原子力規	射線被ばくの経	当該日以前の放	る年度における	に就く日の属す	事者が当該業務	へ 放射線業務従	の線量	が定める五年間	子力規制委員会	一年間を含む原	務従事者の当該	超えた放射線業	リシーベルトを	の線量が二十ミ	期とする一年間	ホ 四月一日を始	一月間の線量	日を始期とする	までの間毎月一	にあっては出産	射線業務従事者	なった女子の放	実を知ることと
						務に就く時	その者が当該業				Ú	間以降に限る。	掲げる当該一年	度一回(上欄に	間において毎年	会が定める五年	原子力規制委員							
						る期間	第五項に定め									る期間	第五項に定め							
制金	歴	射約	当	る年	に当	事耂	^ +t+	の始	が会	子中		務分	超之	IJ	の始	期	ホ		日か	まっ	にょ	射領	な。	実か
制委員会が定め	歴及び原子力規	射線被ばくの経	当該日以前の放	る年度における	に就く日の属す	事者が当該業務	へ 放射線業務従	の線量	が定める五年間	子力規制委員会	一年間を含む原	務従事者の当該	超えた放射線業	リシーベルトを	の線量が二十ミ	期とする一年間	ホ 四月一日を始	一月間の線量	日を始期とする	までの間毎月一	にあっては出産	射線業務従事者	なった女子の放	実を知ることと
委員会が定	及び原子力	線被ばくの	該日以前の	年度におけ	就く日の属	者が当該業	射線業務	線	定める五年	力規制委員	間を含む	従事者の当	えた放射線	シーベルト	線量が二十	とする一年	四月一日を	間の線	を始期とす	での間毎	あっては出	線業務従事	った女子の	を知ること

二第二項第二号	結果	に掲げる評価の	二第二項第一号	ロ 第三十五条の		果	掲げる評価の結	二第一項各号に	イ 第三十五条の	果	定期的な評価の結	済燃料貯蔵施設の	の規定による使用	九 第三十五条の二	四~八(略)	ト〜ヌ (略)	線被ばくの経歴	年度までの放射	る当該年度の前	る五年間におけ
計画策定の都度				評価の都度					評価の都度						(略)	(略)				
第七項に定め			る期間	第七項に定め				る期間	第七項に定め						(略)	(略)				
二の第二項第二ハ第三十五条の	の結果	号に掲げる評価	二の第二項第一	ロ 第三十五条の		結果	に掲げる評価の	二の第一項各号	イ 第三十五条の	果	定期的な評価の結	済燃料貯蔵施設の	の規定による使用	九 第三十五条の二	四~八(略)	ト〜ヌ (略)	線被ばくの経歴	年度までの放射	る当該年度の前	る五年間におけ
計画策定の都度				評価の都度					評価の都度						(略)	(略)				
度																				

録	う調査に係る記	てあらかじめ行	射能濃度につい	認対象物中の放	イ 放射能濃度確	録	以下同じ。)の記	対象物」という。	「放射能濃度確認	とするもの(以下	く確認を受けよう	一項の規定に基づ	第六十一条の二第	能濃度について法	放射性物質の放射	他の物に含まれる	て用いた資材その	十二 事業所におい	十~十一(略)					に掲げる計画
																			(略)					
																			(略)					
録	う調査に係る記	てあらかじめ行	射能濃度につい	認対象物中の放	イ 放射能濃度確	。)の記録	という。以下同じ	濃度確認対象物」	の(以下「放射能	受けようとするも	定に基づく確認を	条の二第一項の規	ついて法第六十一	質の放射能濃度に	含まれる放射性物	資材その他の物に	所において用いた	十二 工場又は事業	十~十一(略)					号に掲げる計画
																			(略)					
																			(略)	間	するまでの期	後十年が経過	解体又は廃棄	料貯蔵施設の

(5) 評価に用い 選択の都度	件及び結果	、その計算条	行った場合は	による評価を	について計算	の放射性物質	確認対象物中	(4) 放射能濃度 その都度	その結果	った場合は、	染の除去を行	物質による汚	ついて放射性	確認対象物に	(3) 放射能濃度 その都度	材質及び重量	確認対象物の	(2) 放射能濃度 調査の都度	行った結果	ついて調査を	汚染の状況に	発生状況及び	確認対象物の	(1) 放射能濃度 調査の都度
事業所から搬						年間	出された後十	事業所から搬					年間	出された後十	事業所から搬	年間	出された後十	事業所から搬				年間	出された後十	事業所から搬
(5) 評価に用	件及び結果	、その計算な	行った場合	による評価	について計算	の放射性物質	確認対象物-	(4) 放射能濃	その結果	った場合は、	染の除去を	物質による	ついて放射	確認対象物	(3) 放射能濃	材質及び重	確認対象物	(2) 放射能濃	行った結果	ついて調査	汚染の状況	発生状況及	確認対象物	(1) 放射能濃
評価に	及び結	の 計	った場	よる評	ついて	放射性	認対象	放射能	の結	た場合	の除去	質によ	いて放	認対象	放射能	材質及び	認対象	放射能	った結	いて調	染の状	生状況	認対象	放射能

管理を行った	校正・保守・	装置の点検・	た放射線測定出され	(4) 測定に用い その都度 事業形	た結果	の決定を行っ	の放射能濃度	確認対象物中 都度 出され	(3) 放射能濃度 測定又は評価の 事業形	年間	の測定結果 都度 出され	(2) 放射能濃度 測定又は評価の 事業形	の測定条件	の放射能濃度 都度 出され	(1) 放射性物質 測定又は評価の 事業形	口 (略)	結果	評価を行った	方法について	の決定を行う	(6) 放射能濃度 評価の都度 事業形	た結果	の選択を行っ	
		\r\-	れた後十 た	所から搬 (4)	<u></u> た	<i>の</i>	の	れた後十 確	所から搬 (3)		れた後十 	所から搬 (2)		れた後十	所から搬	П				れた後十 	所から搬 (6)			
管理を行った	校正・保守	装置の点検	放射線測	測定に用い	に結果	決定を行	放射能濃	認対象物	放射能濃度		の測定結果	(2) 放射能濃度	の測定条件	の放射能濃	(1) 放射性物質	(略)	結果	評価を行った	方法について	の決定を行る	放射能濃	た結果	の選択を行っ	
理を行	正 • 保	置の点	放射線	定に	結	決定を	放射能	認対象	射能		測定結	放射能	測定条	の放射能	放射性			価を行	法につ	決定を	放射能	結	選択を	

	係る記録	を行った結果に	について点検等	認対象物の管理	ハ 放射能濃度確	時及び項目	訓練の実施日	に係る教育・	測定及び評価	確認対象物の	(5) 放射能濃度	結果
					その都度						その都度	
			年間	出された後十	事業所から搬				年間	出された後十	事業所から搬	
Г												

(5)

測

定 認 放

価

象 能

れ所工

た か 場 ろ 又

搬 は

出 事

間さ業

+

年

の度

そ

0

都

度

教び

育 評 物 濃

練 係

項実

目 施

日

2 5 6

7 九号 八 条 の二十七第三項 項 並びに対して 0) 確 認 を受け 第十 表第 号 の 一号チ及 12 る ま お 記録の で 11 て準用する法第十一録の保存期間は、 び 0) IJ, 期 間 とす 第 五. る。 号、 第 法第四 六号 条 \mathcal{O} 十三 六 第 第

(品 質 証

画 用 実 十五 [を定 施、 済燃 八 条保 め、 料 評 条 . 貯蔵 価及 法第 ま \mathcal{U} れ 事 兀 業者 十三 で に基づき保安活動 改善を行うととも に 条の十 規定する措置 は 保 安規 八 第 定 に、 を含 (第二 に 項 基 \mathcal{O} 品 む。 づ 規 質保 き品 定に 九 条から配質保証 より、 \mathcal{O} 証 計 計 画 画

> 2 6 略

をに

て点検等

対 放 時 訓

象 ** \

物 能 U \mathcal{O} る 及 対 射

 \mathcal{O} 濃

管 度

理 確

れ所

搬

間さ業

た後 から 場

年 出 事

射 及

そ

 \mathcal{O}

都

度

工

又 は

行 9

結

果に

る

記 0

録た

7 七に 認 に第十一号の記 を受け 第 項の るま 表 第三 で 1 記 · て 準 録 0) 号 期 \mathcal{O} 保存期 チ 及 間 用 用する法第十二条の保存期間は、法第E と する。 び リ、 法第四· 五. 号、 \mathcal{O} 六第八項 第六 号 *Ø* = 並 確十び

(品 質 保 証

第二 質 活 当 要な措 たって 保 動 +八 証 \mathcal{O} 計 計 条 は、 画 画 置 0 以 法 実 品 第 改 質保 が善を 施 兀 下 + 保安 継 評 証 計 続 価 条 及 び 活 L 画 0) 動 て を定め、 行 改善を行うととも 八 لح わ 第 なけ V これ う。 項 れ 0 にばなら に基 保 を 安 づ 講 \mathcal{O} き保 じる た \Diamond 安

0 改 を 継 続 L 7 行 わ な け n ば な 5 な

保 活 動 実 施

第二十 関 する 八 条 事 \mathcal{O} 項 五の は 品 次 質 に 保 掲 証 げ 計 る事 画 に 項 お と け す る る。 保 安 活 動 \mathcal{O} 実 施

略

な 他 役 画 措 五れ \mathcal{O} 技 務 に 置 部 る 使 術 \bigcirc 適 よう管 調 に 用 情 切 カュ 関 達 報 な 5 済 す 燃 後 調 物 ることを含む。)及びこれ、料を貯蔵する者と共有する 理 保 に 達 品 安に する方法を定めること。 おけ \mathcal{O} 又 実 は るこれ 係 施 役 るも に必必 務 を \mathcal{O} 5 調 要 にの雑 な 達 事 す る。 持 項 る 又は (当 場)を 合 が た 運 該 は め 確 取 用 物 実に守いに必要 得 に 品 実 し、必要 又施は計 要

 \equiv 略

用 済 燃 料 貯 蔵 施 設 \mathcal{O} 施 設 定 期 自 主 検 查

用 Ł 済 第 燃 料 查項貯法 蔵 にの 第 関 几 認 事 十三 業 可 を 者 は条 受 け 0 +た 場 次 \mathcal{O} 八 各号 合 第 なは 第 項 (法第四 の規 号を除 定 一十三条の ₹ • ょ か、

掲

げ

る

検

す

る

措

置

を

講

U

け

れ

な

る

に

す

を

じ

な

け

な

0

 \mathcal{O} ・ごとに 基 使 準 規 用 に 定 済 する 行うこと。 適 燃 合 料 原子: 貯 L てい 蔵 力 施 る 規 設 制 かどうか \mathcal{O} 委員 性 能 会規 が に 法 則 9 第 Į, で四 て 定十 のめ る 検 条 査を一人の十の

置 0) 他 0) 非 常 用 装 置に つ 1 て は 当 該

報

装

置

非

常

用

電

源

装

置

その

他

 \mathcal{O}

非

常

用

に

保 安 活 動 実 施

第二 に 関 +す 八 る 条 \mathcal{O} 事 項五の は、 次 質 に 保 掲 証 げ 計 る 画 事 に 項お と け す る保 る 安 活 動 \mathcal{O} 実

施

略

な 役 孩 れ措 他 画 置 に るよう管理 外部 \mathcal{O} に 使 術 \mathcal{O} 適 関す 情 調 切 用 カコ 報達 な b 済 ることを含 燃 後 調 物 保安 にお する方法を定 料 品 達 貯 \mathcal{O} 又 に け 蔵 実 は るこ 施 役 事 係 るも む。)及びこれ 業 に 務 者と共有 れ 必 を のに らの め 要 調 な ること。 達 限る。 維 事 す する 持又 項 る 場 (当 ため は が 合 を 運 確 該は 実 に 取 用 物 12 必 得 品 に 実 要な し、必要 守 又 施 要 は計

 $\frac{\Xi}{\varsigma}$ 五. の略

使 用 済 燃 貯 施 設 \mathcal{O} 施 設 定 期 É 主 検

第三 使 一十七 一十二条 掲げ 用 済 第 燃 検査項 料 貯 法 料 の蔵 第 関 認 事 四蔵 業 可 十 を受ける措置 者 措 は 条 \mathcal{O} た 次 の + 場合 講 八 各号 第 は 第一 (項法 の 項 れ 号を除 第四 規 定 + < ょ

に う 令 +第二 か 規 - 二条に 定す に 、 つ $\overline{+}$ る 兀 て 定 検 め ŧ 条 検 \bigcirc に る技 査 を 規 を 除 定 <_ 術 す 年ごとに 上 る 0) 使 基 は 用 準 済 に 行 当 燃 うこと。 適 該 料 合 施 貯 設 蔵 て \mathcal{O} 施 い性 設 る 能 次 カュ が

- 22 -

ごとに、 を一年ごとに \mathcal{O} 各 部 当該 分ごとの 行 装 る置全体の 当該作 うこと。 当 動 該 \mathcal{O} た 作 動 \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} 性 た \Diamond 能 \mathcal{O} 検 総 査 合 を 検 査 月

(略) 略

2

使 用 済 燃 料 貯 蔵 施 設 0 定 期 的 十な八評 価

第三十五 と及び十年を超 使 用 条 済 \mathcal{O} 燃 れ 料 ば え 貯 法 第四 な 蔵 事 い期間ごとに 業者は、 ない。 十三条 \mathcal{O} 使 次 用 第 \mathcal{O} 済 各号 燃 料 項 貯 に \mathcal{O} 掲 規 蔵 施設ご 定によ げる措

を

講じ

なけ

なら

2

3

4 項 略) \mathcal{O} 規 定 は 法 第 四十 条 \mathcal{O} 七 第 項 \mathcal{O} 認

L

な

受け た場合 は 適 用

を

防 六護

第三十 2 前 項 \mathcal{O} 表 第 号 か / / らず 第六号 ま で \mathcal{O} 特 定 核

防 護 0) ため に必 要 な措 置 は 次 E 掲 げ ると はおりとする

略

防 区 域 \mathcal{O} 周 辺 に 防 護 区 域 に お ける 特定 核 燃 料

> のの 0 た 性 め 能 11 7 \mathcal{O} は、 検 総 查 を 当 合 検 該 月ごとに、 装 査 置 を \mathcal{O} 年ごとに 各 部 当該 分ごと 行うこと。 装 置 \mathcal{O} 当 全 体 該 の作 当 動 該 \mathcal{O}

> > 作た

動め

三 (略)

2

第 た 法 り 三 十五 使用 第四 使 用 使 ごと及び十年を 条の 十三 済 用 済 済燃 燃 燃 条 料 料 貯 料 \mathcal{O} 貯 貯蔵 蔵 法 蔵 +施 第 施 事 兀 設 設 超えない期間ごとに次 業 十三 を 第 \mathcal{O} 除 者 定 一条の十二 < 期 項 的 0 規 以 な 下こ 用 八 定 評 第 に 済 価 \mathcal{O} ょ 燃 条に る 項 料 届 貯 \mathcal{O} \mathcal{O} お 出 蔵 規 各号に 施 定 1 \mathcal{O} 設に て あ 同 9

略

掲げる措

置を講じなけ

れ

ばならない。

3

2

(新設)

防 護 条 措

第 2 三 前六 項 \mathcal{O} 表 第一 号 カュ 5 第 六 号 ま で 0) 特 定 核 料 物

防 護 \mathcal{O} ため É 必 要な 措 置 は 次 に 掲 げ る لح お燃 ŋ 質 す る \mathcal{O}

略

防 護 区 域 \mathcal{O} 周 辺 に、 防 護 区 域 に お け る特 定 核 燃 料

確 に 及 を 辺 当 び人 防 該 構 が す 護 \mathcal{O} 障造容 る 区 防 こと を 易 壁 域 の有に を が 周 す 侵 ょ できる 辺 る 入 ŋ . う。 す に 柵 確 照 等 ることを 実 設 明 \mathcal{O} 装 障 備 置 壁 又 定 う は 等 に防 た \otimes 装 \mathcal{O} よ止 8 置容 0 当 で \mathcal{O} きる 易 7 を 該 区 設に区 周 域 置 + 人 画 辺 \mathcal{O} 以 す 分 L 防 ることを並び な 護 下 高 区 さ域周

8 入 は 1 ょ 止 できる を 装 V 2 当 \mathcal{O} 周 て 区 置 ン、 確 該 区 辺 を <u>\\</u> 域 認 防 を設置し、並び設置し、並び 設拡置声 +入 画 议 護 制 分 X な 限 下域 高 並 X \mathcal{O} び さ 域 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 周 で び 他 に 及 を 入 辺 きる設 に 当 CK 人 制 \mathcal{O} に 該 構 が 照 人 限 明 に障 造 容 X 人 壁 を 易 備 装 警 域 \mathcal{O} 置告の有に 立 又 は と 等 す 周 す 侵 入 入す のる 辺 る 装 1 り , う。 置 容た に 柵 を るこ 易 \Diamond 標 を 等 制 設 識 に \mathcal{O} \mathcal{O} 限 と を 置 人設 及 障 す を 定 すの備 び壁 る る侵又サに防めた

5 + 防 護 入域略

置 施 を を \mathcal{O} 鍵口 設 取 鍵 講 8 を \mathcal{O} ずる り を 管 出区 扱厳理 略 らことを す 鍵 重 П る者 に の周 管 鍵辺 時 理 لح 及 防 こさせ、 的に止 び 護 て 錠 区 す あ に域 るこ 当 0 及 6 該 いび カュ と者 じ て立 以 \emptyset は入 た外 指 制 だの 定 限 次 Ĺ E し者 区 が た 掲 域 たあそ者 げ並 者らのに るび

を

取

ŋ

扱

うこと

を

認

8

びに を 及を辺 確 び 人 認 当 構 が 護 \mathcal{O} 造 該 す 容 区 防 っること 障を 易 域 護 壁有に を する と \mathcal{O} 侵 が周 入 ŋ さく う。 するこ で 辺 確 きる に 実 に 照 等 とを防 設 明 \mathcal{O} を 装 障 備 定 う 又 置 壁 めた は 等 に 止 8 装 \mathcal{O} ょ で 当 \mathcal{O} き 置容 0 該 X 易 7 る を 周 域 設 に区 辺 置 人画分防 以 すの な 護 L 下 高 る侵 区 こ入 並 さ域 周

サ に イ よ ること。 侵 又 止 8 は \mathcal{O} 入 で 周 って区 きる十 を 該 装 V区 辺 置 ン、 確 域 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 防 区十入画分制 を 以 護 認 す 設 拡 区 いることが ・ 並び な 声 限 下 域 機 高 区 \mathcal{O} 域 立 そ 並 さ 周 及 \mathcal{U} を 入 \mathcal{O} 辺 にび 他 人 で び 制 に きる 当 構 が限 に \mathcal{O} 照 人該 造 容 X. 人 域 設 に障を 易 明 \mathcal{O} 警 壁 有 に 備 装 立 置 告 لح \mathcal{O} す 侵 又 入 は 等 周 る す 入 11 n つさく等の障碍人することを対 う。 装置 Oる 辺 を 容 に 制 を 易 \Diamond 標 限 を 識 設 に \mathcal{O} す 定 る 置 人設 及 の備 防 す び壁 めた

5 +

十 二 措 施 置 設 防 を \mathcal{O} 護 講 出区 ず 入域略 るこ 口 の周 とか辺 ぎ 防 及護 び区 錠 域 に及 つび 11 立 て入 は制 限 次 区 に域 掲 並 げび

口 略

そ \mathcal{O} そ カュ かの ぎ カュ ぎ カュ を ľ を ぎ管 理 め 取 を りす そ 厳 す の扱 重 る うこと 者 に カュ ぎ 管 と を 理 し を禁 さ 7 時 せ あ 的 止 5 に す 当 カコ Ś 取 該 じ としと。 ŋ 者 め 以 指 うことを 外 定 たの L だ者た しが

に 9 て は \mathcal{O} 限 ŋ で な

構 し侵並分の 造たみな高 周 固 区 人 見 囲な域の張 確当な人造の所が 筋 確 施 設 コ す 内 ン 障 び がの 鉄 横造を: るこ ク لح に 壁 構 時 IJ 設 \mathcal{O} コい 監 ĺ · う。 置 لح 周 視 クリー でする場 辺に 有す 侵に \vdash が を行 設 で 造 入 ,る柵等のi ハすること りの施る うた を 照 置 ※明装 合 ト防 す る造護めこり区の は 備 置 設 を応える。施内所 障 そ 又 等 のはの壁防 \mathcal{O} 容易 止た設又でだそは 限他 装 を 置 そは以 設 り \bigcirc 堅 で な

口 5 略

九 <u>〜</u> <u>-</u> +

5 チ 事 特 項 定 核 略 燃 料 物 質 \mathcal{O} 事 業 所 内 \mathcal{O} 運 搬 に 関 す る 細

兀 な <u>.</u>

3 五 掲 げ 0) る 防 も護 項 \mathcal{O} \mathcal{O} の た 表 十ほ め 第 五 かに 七 必 号 同第 要 か 略 なら 第項措第 第置 九 十 号四に _ 号つ号 号つ別かい ま らてで 号 口第はの を 七 特 で除く。)、と除く。)、次の各号にがの各号に

十 三 ~

 \Diamond

者

に

て

は

 \mathcal{O}

限

ŋ

で

な

、分 いな置 \mathcal{O} \mathcal{O} 張 構造の施 ・高さ及び ・高さ及びに当該 ・の施 ・高さ及び 構し侵 並な周 固 区 人 見 な域の張 さに構内詰人 造の所 が 設内 パコンク 鉄 常 障 容施筋と 構 すること 時 壁 造 易 に 設 コい 監 ンクリー を有侵に IJ う。 設 \mathcal{O} 視 周 置 。) を を)を防 す トが す 入 設 辺 yるさく等の吹 八することを吐 一造りの施設ができる設備 んる場 に 置 照 す \vdash っること。一造りの施区域内施区域の語所 合 明 装 は 備 置 設 そ又のは 等 障防 施内所 での容易 壁 0) 止た設又へ 限他装 を で だそは以 きしの周下る、他辺「 ŋ の置 設 で堅 をに置 な固設人し十その防見

口 5 = 略

九~二十二

チ 略

Ś

る の二詳定表十細核 第五な燃 事 料 号 (項物 質 \mathcal{O} 工 場 又 は 事 業 所 内 \mathcal{O} 運 搬 に

<u>二</u> 十 四す

3 五揭質 \mathcal{O} る 防 を ŧ 護 項 \mathcal{O} のた ほめ かに、必 七 同第要なられる。 第項措第 九第置 + 号四に 号つ号 同 かいま 号 らて で 口 第は \mathcal{O} 七 特 号 次 定 がく。)、かまで(第以の各号に以の各号に

に る。 1 t ち \mathcal{U} 号 号 区 護 及 同 読 7 照 = カュ 中域 制 区 U 項 \mathcal{O} 同 護 定 + 項 と、 に 4 吸 射 5 内 限 項 域 立 第 区 を 七 第 替 収 照 を 掲 第 前 区 第 域 さ 又 入 五 潍 号 + 除 線 九 لح 域 制 え 射 n げ 各 七 は 号 用 ま 号 号 あ 号 る 量 直 た る 防 内 立 限 中 周 す で 号 後 ŧ 率 同 物 ま \mathcal{O} る 護 に 中 入 X 及 辺 る 及 が に 表 質 で 措 \mathcal{O} 区 制 域 び 防 び \mathcal{O} 同 そ 防 第 لح を 第 並 \mathcal{O} 置 は域 そ 限 護 同 号 す グ 取 \mathcal{O} 八 び 特 は 内 れ 護 区 لح 六 \overline{X} \mathcal{O} 項 口 る。 1) レ 表 号 に 定 防 ぞ 区 域 あ 号 域 場 第二十 を とあ 扱 護 合 1 司 核 周 れ 域 ŋ 中 及 面 除 ハ ¿, 及 燃 لح 毎 カュ 表 X 辺 内 び に う 場 第 域 لح あ 防 時 5 び 料 る 防 及 立 お 号 内 護 あ 入 以 九 \mathcal{O} る U 護 合 = 物 周 11 カコ 制 メ に 号 質 は 区 る 辺 \mathcal{O} 区 て 5 下 で] 掲 と 域 防 域 前 に \mathcal{O} は防 限 同 掲 同 内 各 あ 1 げ 第 は 護 護 区 同 項 0 る げ 表 同 又 防 域 号 ル 区 区 周 項 + 第 第 項 は 防 た \mathcal{O} 物 る 項 域 護 域 第 + \mathcal{O} 辺 五 ŧ 距 質 \mathcal{O} 第 小. 護 内 لح 묽 措 物 八 区 防 兀 几 号 \mathcal{O} 離 に 質 表 入 区 及 域 周 護 あ 号 ま 号 はに 第 十 制 域 区 係 U 辺 中 で に のハ ŋ カコ う及 七四限内立と 限お る 防域 \mathcal{O} 5

(略)

入 制 防 限 護 区 区 域 域 を \mathcal{O} 柵周 等 辺 \mathcal{O} に 障 壁 立. に 入 ょ 制 0 限 て 区 区 域 画 を す 定 るこ 8 当 該 立

三~五 (略

(保安規定)

5 び号 لح る 1 t 号 区 に 護 及 同 防 規 第 同 入 読 中 域 護 7 \mathcal{O} 照 = カュ 制 区 項 定 同 び 項 に と 吸 <u>\</u> 5 項 域 第 4 射 内 限 X を 七 第 替 を 収 照 さ 掲 第 前 区 第 又 入 五 域 潍 号 + とあ 除 線 域 七 制 え 射 n げ 九 各 は 뭉 用 ま る < 号 号 防 内 中 周 量 直 た る 号 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 限 す で 뭉 に、 る t 率 後 同 物 ま \mathcal{O} 護 中 入 区 及 辺 る 及 で 措 に 表 質 \mathcal{O} 区 域 び 防 \mathcal{O} が 制 てバ 同 と を そ 第 並 \mathcal{O} 置 は域 そ 防 限 第 護 号 同 グ す 取 \mathcal{O} 八 特 は 内 護 と 六 区 \mathcal{O} 項 び れ 区 口 ぞ る。 号 防 号 場 レ 表 に X あ 域 n 定 域 第 を لح 扱 1 面 ハ 同 核 護 周 れ 域 ŋ 中 及 合 除 及 燃 あ 区 لح + Š 毎 か 表 辺 内 び に とあ 場 5 第 料 る 域 防 あ 防 \ 時 び 及 お 묽 内 = 九 物 \mathcal{O} 護 周 U 護 入 合 以 る 11 カコ に 区 区 下 メ 号 質 は る 制 辺 \mathcal{O} 7 6 で 1 掲 に لح 域 \mathcal{O} 防 防 は 域 限 前 同 同 あ 掲 第 内 は 同 各 \vdash げ 護 護 X. 項 表 号 ル る げ 同 区 防 区 域 項 + 第 0 又 周 項項 \mathcal{O} た \mathcal{O} 物 る 第 は 防 域 護 域 辺 第 五. + 措 t 距 質 物 八 \mathcal{O} 第 77 護 内 区 防 兀 号 兀 質 号 表 入 離 に 区 及 域 護 あ 뭉 ま 号 \mathcal{O} 周 置 第 十 制 域 区 はに に 係 \mathcal{O} び 辺 1) 中 で カコ ハ 限 お る う 及 七四限内 <u>\\</u> لح 防域 \mathcal{O} b

(略)

5 制 五. 防 護 限 区 区 略 域 域 を \mathcal{O} さく 周 辺 等 に 0 障 立 壁 入 制 に ょ 限 0 区 て 域 区 を 画 定 . すること。 8 当 該 立

(保安規定)

第三十 とす 規 提 を 定 る 出 定 七 め 事 \mathcal{O} な 業 認 ک け 所ごとに、 可 法 れ れ を ば 受けようとする 兀 を 十三 記 な 5 載 な L 次 条の二十 た申 E 掲 請 げ る事 書 者 第 は、 を 項 原 項 に 子 認 \mathcal{O} 力 可 規 2 規 V を 定 受 て 制 に 保 委 け ょ 員会規 よう る 保

5 十八 略

者す 九 との る技 共 術 守 有 情 点 報 に 検 関 を に すること。 0 行 1 0 た事業 て 0) 他 者 \mathcal{O} 使 か 用 5 得 済 燃 5 料 れ た を 保 貯 蔵 安 に す る関

<u>二</u> 十 · -+ 略)

2 又は るた する る者 を受けた保 これを変 法 変更 め、 は、 廃 第 止 四 L 措 当 法 十 更し た保 安規 第四 置 該 条 計 認 ようと 安 +定 画 可 \mathcal{O} <u>-</u> に 規 に \mathcal{O} + 定 日 0 条 定 す V \mathcal{O} 8 ま 七 \mathcal{O} て次に 三 十 いでに、 ると 第二 5 認 れ 可 きも 第 項 を て 受け 掲 当 \mathcal{O} 11 項 該 認 同 げ る 様 な る \mathcal{O} 廃 認 可 け 事 規 を と 止 可 す れ 項 定 措 を 受 る。 受 け ば を に 置 な ょ け 追 を ようとす 5 加 ŋ 実 ようと な 認 施 L す 可

5 十八 略

九 る 技 保 \mathcal{O} 共 術 守 点 情 報 検 を に 0 行 11 0 た 7 0) 事 業 他 者 \mathcal{O} 使 カコ 用 5 得 済 燃 5 料 れ を た 保 貯 蔵 安 す に 関 る

略

لح

有

に

関

すること。

3

4

略

質防 護規 定

> 第 に 定 \equiv 提出 する を定 規 + 七 定 事 L \Diamond \mathcal{O} なけ 業 認 ۲ 可 所 法 れ ごとに を れ 第 、 を 記 受 ば 几 け 十三 な ようと 5 載 条 な L 次 の 二 た に 1 する者 申 掲 請 げ + る 書 第 事 を は 項 原 項 に 認 \mathcal{O} 子 力 0 規 可 1 規 を 定 制 7 受 に 保 け ょ 委 員 安 ょ る 規 j 会 保

5 ÷ 八 略

十 لح 九 す の 共 る技 保 守点 有 術 に 情 関 報 検 に を行 すること。 0 1 0 7 た 0) 事 他 業 者 \mathcal{O} 使 カュ 用 5 得 済 燃 5 料 n 貯 た 蔵 保 事 安 に 業

> 者 関

+ · --+ 略

する 又 を る る これ 受け ため、 者 は 法 変更 廃 は、 第 た を 止 几 措置 十三条 変 保 し 当 法) た 保 更 該 安規 第 しよう 兀 計 認 十三 安 定 の二十七 画 可 規 に に \mathcal{O} لح 定 定 条 日 0 \mathcal{O} \aleph ま す \mathcal{O} 11 でに、 第二 て 5 るとき 認 次に掲 +可 れ を受け · 第 一 項 7 ŧ 当 0) 11 同 げ 項 る 該 認 様 な る \mathcal{O} 廃 認 可 と け 事 規 止 可 を 定に 受 す れ 項 措 を け る。 受 ば を 置 な 追 ょ を け ょ ŋ う 5 加 実 ょ うと ع 認 施 な L す す 可

~十八 略

+ لح Ź \mathcal{O} 共 技 保 守点 有 術 に 情 関 報 検 を行 すること。 に 0 **,** \ 0 7 た 事 0 他 業 者 \mathcal{O} カュ 使 用 5 得 済 燃 5 料 れ 貯 た 蔵 保 事 安 業 に

略

略

3

物 防 護 規 定

第 四十 条 略

2 申 請 四 使 前 | 号の 用 をす 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 済 る場 原子力 申 燃 請書 料 合 貯 に 規 \mathcal{O} 蔵 は 提 制 施 委員 出 設 \mathcal{O} 部数は、 正 うち令 会が 本 通及び 告示で 第 正 本一 六 十三 写 定 通 \otimes るもの 条 及 _ 通 び 第 写 とする に 項 L . 係る \mathcal{O} 表 通

核 物 質 防 護管 理 者 0 選 任等)

第

匹

一二条

略

2 正 十二条の三 るもの 本 法 第四 通)とする。 + 通 兀 十三条の二十六第二項に に係る届 条 及 一第二項 0 び 表 写 第 L 出 八 0 規定による届出 号 を 通 する場合に 0 原 使 用用 子 力 済 規制 燃 は 料 お 書 委 貯 11 て準 員 \mathcal{O} 蔵 正 会が 本 施 提 出 設 用 通及び 告 部数は、 部 \mathcal{O} 示で定 うち令 第

第 兀 + 条 略

2 とする。 前 項の 申 請 書 の 提 出 部 数 は、 正 本 通 及 び 副 本 -二通

核物 質 防 護 管理 者 0 選 任 等

第 四十二条 (略)

2 十二条 正 一本及び 第 四 \mathcal{O} 三 副本各 十三条の二十六第二 一第二 - 1 項の規定 規定による届 項に 出 お 書 11 0) て 提 準 用 出 部 す る 数 は 法

第

新設

特 定 容 器 等 0 種 類)

第四 則 済 で定め 十三 貯 燃 す 蔵 料 る 設備 条 貯 使 るも の 二 蔵 用 本体 施設 済 燃 \bigcirc 0 に は 料 法 うち 第四 係 \mathcal{O} 貯 第 る器具の 蔵 十三条の二 条 金属製の乾式 に 第 使 うち 用 項 す + 第二 Ź 原 六 子 容 キャ の -号 器 力 規 そ スクとする \mathcal{O} 制 第 \mathcal{O} 使 委 他 用 員 \mathcal{O} 項 済燃 会規 使用 に 規

式

証

明

0

申

請

- 28 -

(新設)

申請 匹 明を受けようとする者は、 規 + 書を原子力規 定により 条 0 特 の 二 定 制委員会に提出 容器等の型式の設計に 法第 四十三 次に掲げ 条 L 0 なけ る事 +つい れ 項を記載した 六 ばならな 0 て型式証 二第 項

 \mathcal{O} 代 氏 表者 名 又 0) は 氏 名 名 称 及 び 住 所 並 び 法 に あ 0 7 は

五四三二 特定容器等 \bigcirc 種類

定容器等 の名称及び 型 式

定容 器等 \bigcirc 構造及び設 備

を使用さ 又 又 へは条件 は 定 条件 容器等 することができる使用済 : を 付 を 使用 す る場 す の合にあ ることが 0 て で 燃料貯蔵 き は る 当 範 該 囲 施設 特定 を限定し 容器 0) 範

ならない。 前 項の申請 書に は 次に 掲 げ る書 類を 添 付 L な け れ

2

一ば 特定容器等 \mathcal{O} 安全 設 計 に関 はする説 明 書

施 混設に及、 特定容器等 ぼす を 使用 す ることにより 明 書 使 用 済燃料 貯 蔵

3

亦子力規

制

委員

会は、 響に

法第四十三

条

 \mathcal{O}

+

 \mathcal{O}

第

影

関

はする説

を使用することができる範囲を限 することができる。 証 項 明をするときは、 0 規定により 特定 容器等 T該型式 \mathcal{O} の設 型式 定し、 計 \mathcal{O} に係 設 計 る特定容器 に 又は条件 0 V)

項 0 申 請 書の 提 出 部数 は 正 本 通とする。

4

(新設)

型型 式 証 明 \mathcal{O} 変更)

四 げる事項 限 しなければならない。 る。 を受け 十三条 規 匹 定により 号 を の 二 に 又 た 記載 型式 は 特 の 三 第 1 L \mathcal{O} 定 7 五. た 申 容器 特 号 承認を受け に 定 法 容器 請 掲 等 第 だげる事 書を原子力規制委員会に \mathcal{O} 四 型 十三条 等 ようと 式 \mathcal{O} 設 項 \mathcal{O} 設 の 二 十 計 \mathcal{O} する者 計 変 \mathcal{O} 更 変 に に 更 0 六 の 二 は、 係る 1 前 て 型 第三 次に掲 条第 ŧ 提出 のに

 \mathcal{O} 氏名又は名称 代 表者の 氏 名 及 び 住 所並 び に法

人にあっ

は、

そ

三二 変更の理由

2

ば ならない 前 項 の申 - 請書に は 次 掲 げ る 書 類を 添 付 L な け れ

明 書 変更後に お け る 特 定 容器 等 0 安 全 設 計 12 . 関 す る説

3 使 法 第四 用 済 十三 燃 料 条 貯 \mathcal{O} 蔵 -+ 施設 六 に 及 ぼ 第三 す 影 項 響 に \mathcal{O} 承 関 認 す は る 説 当該承 明 書

変更

後

に

お

け

る特

定

容器

等

を使

用

す

ることにより

式 に 0 係る特定容器 設 計に係る る 等の 特定容器等 型式が、 \mathcal{O} 型式 その لح 型 同 式 証 一と認められ 明を受けた

る場合に行う。

4 項 0) 申 請 書 0 提 出 I 部数 は 正 本 通とする。

(新設)	ついて告示するものとする。 は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項に第四十三条の二の六 原子力規制委員会は、型式証明又(型式証明番号等の告示)
	取消通知書
	認を行った場合 特定容器等型式証明変更承認通知 一 法第四十三条の二十六の二第三項の規定による承式証明を行った場合 特定容器等型式証明通知書 一 法第四十三条の二十六の二第一項の規定による型
(新設)	るものとする。 場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付す 第四十三条の二の五 原子力規制委員会は、次に掲げる (特定容器等型式証明通知書等の交付)
	2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。 らない。 なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければな
(新設)	又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項三条の二の四 特定容器等の型式の設計につい式証明に係る変更の届出)

型式 証 明 \mathcal{O} 番 号

四三二一 特定容 特定容器等 器等 の名称及び型式 \mathcal{O} 種 類

五. た 蔵 法人に 者又は 施設 特定 特定容 容 \mathcal{O} 受け 器等 範 器 囲 等 あっては、 又は条件 を使用することが て \mathcal{O} 型式 いた者の氏名又は その代表者の \mathcal{O} 設 計 に 0 1 で 氏 氏 名 称 きる使 7 型 及 式 用済 び 証 住 明 を受け 燃 所 料貯 並 び

2 のとする。 項 原子力規制委員会は、 0 変更 えるも が第四 0) であるときは 十三条の二 法第四 <u>の</u> 二 十三条の二十六 第 そ 0) 旨 項 を告示するも 第五号に の 二 · 掲 げ 第

3 よる届出があったときは 子 力規 制 委 員 会 は 第 四 その + 旨を告示するも 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規定に 0

新設

式 指 定 0 申 0 範 囲)

第 四 式設 者 ら型式設計 特定容器等 定 十三 を製作することを業とする者又はその者 規 (外国に 定に 以 計特定容器等を購入する契約を締結している者で 条 下 の 二 の ょ 特定 型式指 る型 お を製作することを業とする者又はその て本邦に輸出される型式設 容器等を購入する契約を締 式 七請 定 設計 法 第 四 という。 特定容器 十三条 等 の二十六 \mathcal{O} \mathcal{O} 申 型 請 式 は に から当 結して 計特定容器 0) 0 型式 V 第 7 いる 者か 該型 設計 \mathcal{O} 指

をする型式 を業とするものを含む。 って当該 製作、 型式 設計 販売又は使用 特定容器等について 設 計特 定容器 以 下 (以 下 等 「製造者等」 を本 製 作等」 - 邦に輸 行うも という。 のとする。 という。 出すること

式 指 定 \mathcal{O} 申 請

次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会 十三条 の 二 の八 型式指 定を受け ようと する者は、

に提出しなければならない。

 \mathcal{O} 氏名又は名称 代 表者の氏名 及び 住所並 びに法人にあっ ては、

型式 主たる製造工 設 計特定容器等 一場の名 称及び 7の種 類)所在地

七六五四三二 型式設計特定容器等の名称及び 型式

型式設計特定容器等の型式 に証明の 番号

型式設 申 請 に 計特定 係る型式 容器等の設計の概 設 計特定容器等 要 0) 製作 等

品質 具保証の実施に関す に係 る組 織

 \mathcal{O}

する次の

事項

係る品

ポニハロイ質 管 品品品品品理 品質 保証 活 動 \mathcal{O} 計画

活 動 \mathcal{O} 評 実 施

品質保証 活 動 \mathcal{O}

を 限 型式設計特 品質 定 保証 又 は 定 活 容器等を使用することが 動 条件を付する場合にあ 0) 改 善 いっては できる範

該囲

L

(新設)

式 設 計 特定 容 L 器 等 を使用するこ لح が で きる使用済

燃料貯蔵 施設 の範囲 又は条件

2 前項の申 ならない 請 書 に は 次に掲げ る書 類を添 付しなけ

型式 証 明を 受け た 設 計 との 整合 性に関 す Ź 説 明

使用 済 燃 料 \mathcal{O} 臨界 防 止 に 関 する 説明· 書

치 시 뇌 치 되 四 三 그 使用済: 放射 線 燃料 \mathcal{O} 遮 等 0) 閉じ込めに関す する説 明 書 る説 明

使用済燃料 等 の除熱に関する説 明書 書

火災及び爆 発 \mathcal{O} 防 止 に関する説 明 書

耐震性に関 す る説 明 書

耐圧 強 度及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 耐食性に関 はする説 明 書

 \otimes 当該申 0) 組 織に関する説明書 請 に 係る品質管理の 方法及び そ 0) 検 査 のた

+|に あ 第四 って 十三 は、 条 当 の 二 の 該契約書の写し 七の 購入契約 を 締 結 L て 11 る者

式 証 明 申 し通 請に係る 知書 一又は特 る型式 定容器等型式 設計特定容器 等 証 明 \mathcal{O} 変更 特 定 承 容 器 認 等型 通 知

0 写

3

項 0) 申 請 書 0 提 出 部 数 は 正 本 通とする。

式 指 定 0 変 更 0 承 認)

第四十三条の二 前 条第一 \mathcal{O} 製造 者等 項第五 *O* 九 以 号から第八号までに掲げ 下 式 「指定製造者 指 定を受け 等」 た型 式 る事 設 . う。 計 項 特 を 定 容

(新設)

3																2							
O		十		+		ታኒ!	八	+	六	Ŧi.	兀	=	-		ば	<i>-</i>	\equiv	_		_	け	請	更
第	大 書		に	, ,	\Diamond	1	,							,	な	前	,		\mathcal{O}		れ	書	l
_	の証		あ	第	\mathcal{O}	当	耐	耐	火	使	使	放	使	型	5	項	変	変	代	氏	ば	を	ょ
項	写 明		2	匹	組	該	圧	震	災	用	用	射	用	式	な	\mathcal{O}	更	更	表	名	な	原子	う
\mathcal{O}	し通		て	+	織	申	強	性	及	済	済	線	済	証	\ \ •	申	\mathcal{O}	\mathcal{O}	者	又	5	子	と
承	知		は、	$\frac{-}{2}$	に	請	度	に	U	燃	燃	\mathcal{O}	燃	明	Ŭ	請	理	内京	の	は	ない	力	すっ
認は	書		业	条の	関す	に	及び	関	爆発	料等	料等	遮蔽	料の	を受		書に	由	容	氏夕	名称	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	規制	るし
14	又 は	型	当 該	<u>-</u>	9る	係る	耐耐	する	光の	ずの	ずの	例と	臨	タけ		には			名	か 及	I	刑	とき
当	特	主式	契	\mathcal{O}	説	品の	食	説	防	除	閉	関	界	た		13				び		委員	は
該	 定	設	約	七	明	質	性	明	止	熱	じ	す	防	設		次				住		会	``
承	容	計	書	\mathcal{O}	書	管	に	書	に	に	込	る	止	計		に				所		に	次
認	器	特	\mathcal{O}	購		理	関		関	関	\otimes	説	に	と		掲				並		提	に
に	等	定	写	入		\mathcal{O}	す		す	す	に	明	関	(T)		げ				び		出	掲
係	型式	容品		契約		方	る ***		る	る	関	書	すっ	整へ		る				に			げっ
る 刑	八 証	器等		約を		法及	説明		説明	説明	する		る説	合性		書類				法人		そ	る事
型式	明			を締		びび	書		書	書	記説		明	に		規を				人に		の	項
設	変			結		そ	H		ĦI	ĦI	明		書	関		添				あ		承	を
計	更	定		L		\mathcal{O}					書			す		付				2		認	記
特	承	容		て		検								る		し				て		を	載
定	認	器		1)		査								説		な				は、		受	L
容品	通			るせ		の ュ								明		け				7		けか	た
器	知	型		者		た								書		れ				そ		な	申

	するものとする。 する場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付
(新設)	十 丰
	(型式指定通知書等の交付)
	とする。とする。
	器等については、取消しの効力は及ばないものとする
	、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定容
	その指定を取り消すことができる。この場合において
	3 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、
	ばならない。
	日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なけれ
	器等の製造者等でなくなったときは、その日から三十
	2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定容
	会に届け出なければならない。
	変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員
	の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を
(新設)	第四十三条の二の十 指定製造者等は、第四十三条の二
	(型式指定に係る変更の届出等)
	4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
	型式と同一と認められる場合に行う。
	等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の

書式 定による型式 った場合 法第 四· 第四 指定を行った場合 第四 + 十三 十三条の二 条 型 条 指 式 0 定 0 -設 計 0 0) 取消しを行 特 九 +定 第 型式設計特 \mathcal{O} の 三 容 器等 項 第 第 0 規 変 0 五. た場合 定によ 定容 更 項 項 又は 承 0) 規 認 器 る承認 等指 定に 通知 第六項の 型式 定通知 よる型 書 設めまり、設計規 を行

特 定容器等指 定取消 通知書

品 質保 証 0) 実 施 \mathcal{O} 記 録 の保存)

(新設)

第四 保証 を有するようにするために行う検査 十三条 指 するようにし 定 容器等 定製造者等 0 実 施 \mathcal{O} 0) が 記 指 \mathcal{O} は、 なけ 十 二 録 定 たを受け を五 当 れ 年 該型式設計 ばならない。 指 た型式 定製造 間保存しなけ とし 者等 特 定容器 \mathcal{O} 7 は れ 結果その他品質 \mathcal{O} 0) 場 ば 設 当 部等が均 なら 合に 計 該 型 \mathcal{O} ない。 お 内 式 . 容 を 設計 V て 性

指 定 番 号 等 \mathcal{O} 告示)

第四 一告指 十三 定 0) 条 取 の 二 消 しをしたと \bigcirc 十三 きは 原 子 力 規 次に掲げる事 制 委員 会は ,項に 指 定又は 0

示するも のとする。

指 定 \mathcal{O} 番号

特定容器等 0) 種 類

四三二 型式 特定容器等 設計特定容器等を使用することができる使用 の名称及び型式

新設

- 37 -

燃 料 貯 蔵 施 設 0 範 囲 又 は 条 件

五. 0 て 製 は、 造 者 その 等 \bigcirc 代 氏 表者 名 又 \mathcal{O} は 名称 氏 名 及び 住 所 並 び に 法

六 主たる 製 委 造 工 場 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 条 在 地

2 す項 更 原 係るも が 子 力 第 規 \mathcal{O} 兀 制 で 十 員 あ 会 るとき 条 \mathcal{O} は は 第 \mathcal{O} 兀 八 そ 第 + \mathcal{O} 旨 項 を 第 \mathcal{O} 告 八 号 \mathcal{O} 示 するも に 九 掲 第 げ る 項 \mathcal{O} 事 \mathcal{O}

3 定 しする。 によ 子 力 る 規 届 制 出 委 員 が 会 あ 0 は た たとき 第 兀 は + そ 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 旨 を \mathcal{O} 告示 + 第 す え も 項 \mathcal{O}

廃 止 措 置とし 7 行 j べ き事 項

第

+

条

 \mathcal{O}

略

廃 止 _ 条 措 置 計 画 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 条

十

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

法

第

四十三

の 二

+

七

第

れればを \mathcal{O} 定 とい を 記 各 に 号に なら ょ 北載し より · う。 りない。 廃 掲 げる 止 に措 請 事 9 置 項い に 書 にて 関 を ける計 原 つ認 71 可 子 て廃止は 力 規 画 制 议 措 ようとす 委 員 置 下 会に 計 画 廃 る 提 を 止 定者 措 出 めは置項の L な 計 こ次画規 け

略

 \equiv 七 廃 止 措 置 に 係 る 事 所 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在

地

廃 止 措 置 لح し て行うべ き

第 几 + 条 0) 略

廃

止

措

置

計

画

 \mathcal{O}

認

可

 \mathcal{O}

申

第 記号 な 1 ょ 兀 う。 5 載 ŋ な 掲 廃 L がばる事ったっ いた申 げ 止 条 措置 \mathcal{O} · 請 三 項いに 書 につ認 を 関 法 原 す 第 11 可 る 兀 子 を受 て 廃 +計 力 三条の二 規 画 売止措置計一 といようと、 以 制 委 員 下 会に 十七 画す 廃 をる止 提 第 出定者措 一項の規定 では、次のたった。 これが にしなければ

ばを各

لح に

止 略

5 七廃 措 略 係 る 工 場 又 は 事 業 所 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在

地

2

3

略

止 措 置 計 画 法の 変 更 + の 認 可 \mathcal{O} 申 請

第 兀 子 る け 準 力 者 た 用 + は、 規 廃 す 三 制 Ś 条 止 委 法 次措 \mathcal{O} 員 \mathcal{O} 置 第 兀 各 会 計 + に 号 画 に 提 に 条 第 出掲 0 \mathcal{O} 兀 L げ 1 六 る事 第三 三条 な 7 変 け れ項 更 項 \mathcal{O} を ば \mathcal{O} \mathcal{O} 記 認 規 +な 載 定 七 5 可 を な L に 第 いた 受 ょ 申 け ŋ 項 ょ 認 に 請 書 う 可 お لح を を V 受 す 原 て

略

四廃 止 措 置 に 係 る 事 業 所 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在 地

略

2

3

略

廃 止 措 置 終 了 \mathcal{O} 確 認 \mathcal{O} 申

請

第

兀 な る \mathcal{O} け 事 終 用 十 三 れ 項 了 す á ば を \mathcal{O} 条 記 な 確 法 \mathcal{O} 5 載 第 認 七の な L を + た 受 11 法 け 申 条 第 ょ 請 \mathcal{O} 兀 書 う 六 + ンとする -三条 第 を 原 八 項 \mathcal{O} 子 者 力 \mathcal{O} 規は規 + 制 定 七 委 次に 第 員 ょ \mathcal{O} 会 各 n 項 に に 号 廃 提 に 止 お 出掲 措 1 げ 置 7

略

止 措 置 に 係 る 事 業 所 0 名 称 及 び 所 在 地

5 五廃 略

2

3

旧 使 用 済 燃 料 貯 蔵 事 業 者 等 \mathcal{O} 廃 止 措 置 計 画 0 認 可

0

2 3 略

廃 止 措 置 四計 画 法の 変 更 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請

第

る け 準 兀 者 た + 用 は廃 す 止 る 条 次措 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 置 第 各 計 + 号 画 に に 条 第 掲 \mathcal{O} 兀 0 げ 六 + 11 る 第 7 三 事 変 \equiv 条 れ項 更項の を \mathcal{O} \mathcal{O} 記 + 認 規 載 可 定 七 L をに 第 た 受 ょ 申 り け 項 請 ょ 認 に う 可 お 書 غ を を V

す 受 7

原

略

子

力

規

制

委

員

会

に

提

出

L

な

け

ば

な

6

な

四廃 止 措 置 に 係 る 工 場 又 は 事 業 所 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在 地

• 略

3

2

廃 止 措 置 七の 終 了 \mathcal{O} 確 認 \mathcal{O} 申 請

第 る \mathcal{O} 準 兀 事 終 用 + 項 了 す を \mathcal{O} る 条 記 確 法 \mathcal{O} 載 認 第 L を 十 た申 受 法 け 条 第 請 ょ \mathcal{O} 兀 う 六 十 書 غ 第 三 を す 八 条 原 る者の の 二 子 力 規 は規 + 制 定 七 委 次に 第 員 \mathcal{O} ょ 各 会 り 項 に 号 廃 に に 止 お 提 出掲 措 V しげ 置 7

略

な

け

れ

ば

なら

な

1

五 廃 止 措置 略 に 係 る 工 場 又 は 事 業 所 0 名 称 及 び 所 在

地

2 3

5

旧 使 用 済 燃 料 貯 蔵 事 業 者 等 0 廃 止 措 置 計 画 0 認 可 0

申請)

第 兀 力 ょ 規 ŋ + 三 制 兀 廃 十三 条 委 止 員 措 \mathcal{O} 会に 条 置 九 \mathcal{O} 計 提 三 法 画 出 の <u>ニ</u> に 第 L 0 兀 な \mathcal{O} 1 + 規定 け 7 認 条 れ ば \mathcal{O} 可 「こよりも」 \mathcal{O} <u>二</u> 十 なら 八 な ようとする場上項の 1 請 書 る を 規 者 原 定 子はに

(事故故障等の報告)

第 む。 兀 規 \mathcal{O} その 各 制 済 + 号の 委員 以 燃 状 料 下 条 会に 11 況 次 貯 \mathcal{O} 条及 及ずれ 蔵 + 報 事 告 そ カュ び 業 12 法第 第 L れ 者 な に 該 几 旧 . 対 当 け +六 ハする処 -八条に + れば するときは、 使 用 ならな 済 条 置 お 燃 \mathcal{O} を十 三 11 料 \ <u>`</u> て 貯 \mathcal{O} 同蔵 日 そ 規 以 \mathcal{O} じ 事 定 業 内 旨 に pを直, は、 に 者 ょ り、 原 三 子 た 次 含 使

(略)

たとき。 る場合 当 使 該 用 故 で 済 あ 障 燃 0 に 料 7 係 貯 る 蔵 使 修 施 用 理 設 済 \mathcal{O} \mathcal{O} 燃 た 故 料 \Diamond 障 特 が \mathcal{O} 貯 あ 別 蔵 \mathcal{O} 0 に 措 支 場 置 合 を必 障 を 12 及 要 お ぼ لح 1 て

ょ を ょ 機 済 使 る 限 使 能 燃 n 用 放 定 用 料 を 済 射 さ 済 喪 使 貯 燃 線 燃 れ 失 用 蔵 料 障 た 料 済 L 施 等 害 区 貯 燃 設 を 域 \mathcal{O} 蔵 料 12 崩 防 に 施 は お 壊 閉 設 0 止 喪 ける火災 熱 貯 す ľ \mathcal{O} 失するお るた 蔵 を 込 故 除 12 \Diamond 障 支障 去 8 る に 若 す 機 \mathcal{O} ょ そ を る 放 能 ŋ 及ぼ < れ 機 射 が は 能 線 外 使 爆 若 あ 用 \mathcal{O} 部 たとき 遮 放 0 発 済 たこと \mathcal{O} < 蔽 射 燃 防 は 機 料 使 止 能

申請)

第

制 ょ 兀 十三 第四 ŋ 委 廃 員 十三 会 止 条 に 措 \mathcal{O} 提 条 九 置 出 \mathcal{O} 計 L 法 画 な \mathcal{O} に 第 け 規 9 几 定 + 11 れ て ば \mathcal{O} 三 なら 例 認 条 に 可 の 二 を受 な ょ り + 1 申 け 八 請 ょ 第 うと 書 を 項 原 す \mathcal{O} る 子 規 力者 定 規はに

事故故障等の報告)

第

規 のむ用 兀 机制委員 その状 各号 + 済 燃 以 \mathcal{O} 下 料 条 会に 況 次 貯 \mathcal{O} 11 び条及び 及 蔵 + びそれ 報 事 三 告 かに 業 第 L 者 法 に 該 兀 第 な 旧 対 当 +六 け - 八条に す + す れ 使 んる処置 用 ば るときは、 なら 済 条 お 燃 \mathcal{O} を十 な 料 11 て同蔵 \mathcal{O} 日 規 U. 以 \mathcal{O} 事 定 日 内 業 _日を 直 は に 者 ょ 原 **上**ち 子 を 力に次含

(略)

ぼ 使 す 用 支障 済 燃 料 が 軽 貯 微 蔵 な 施 設 ŧ 0 \mathcal{O} を 故 除 障 使 用 が 済 あ 燃 料 0 とき 貯 蔵

(新設

+|九 八五 几 ミリシ 生じ 被 管 え (るとき。 ハイ が き 管理区 きそ いしたとき。 じたことによ 七 じ 1 線 ば 使 使 理 状 状 使 使 用 漏 用 等 口 ょ たことに たことに 漏 用 0 用 放 量 が 0 えいに係 射 が 済 済 \mathcal{O} え 認 る 放 が 済 放 済 域外に めら 線業 措置 燃料 略) 燃 他 排 射 放 あ 燃 射 燃 1 略 ル 線 料 料 漏 料 射 L 性 出 務 1 た を 業 線 た ょ 貯 が え 貯 廃 ょ 貯 れ \mathcal{O} を超 広が 新たに り、 り、 業 ただし、 状 従 務 る り 臨 1 使 蔵 た 棄 蔵 蔵 事 従 務 き 界 用 場 施 況 施 施 \mathcal{O} と 物 ·者 に え、 所に き。 事 従 管 設 に 程 ったときを除 使 設 0 に 設 で 済 気 講じ 者 事 達 度 用 異 体 あ 燃 排 理 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 状が Ļ 故 又 者 が 次 状 0 以 故 料 9 済 故 区 水 たとき は 1 外 に 障 11 \mathcal{O} 燃 域 軽 等 障 施 \mathcal{O} 障 いて人の立入が 料等 そ 放射 超 認 そ て第三十条 あ 又は 微 設 \mathcal{O} に そ \mathcal{O} えるおそ 者 当 立 \mathcal{O} な \mathcal{O} \Diamond \mathcal{O} 9 放 に < لح 又 該 5 他 達 他 ょ 5 性 他 に 7 射 が せる は 管 廃 あ は 被 入 \mathcal{O} 能 \mathcal{O} る れ \mathcal{O} 排 五. ば る 漏 理 たとき又 棄 不 0 不 量 不 を 除 ミリ おそ 第 れ 制 該当すると 7 者 測 え 測 区 測 出 物 が 限、鍵の 限、 に に 0 は 微 域 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 シ 内 項 あ \bigcirc 係 0 事 れ 量 事 状 排 事 ると] でる実 第 で は 気 態 態 態 況 が \mathcal{O} 施 五. 漏が て 物の 液 が あ が 七 六 三 (新設) 新 き (漏 えいし 新 5 新 物 生じたことにより、 イ \mathcal{O} が 設 設 管 設 五. 放 使 管 射 口 理 用 生等の措置を新な 伽えいに係る場形 線 理 たとき。 済 区 燃 略 務 域 略 料 従事 外に 貯 ただし、 蔵 者 広 施 たに 所 使 に が 設 0 0 に 用 0 次済の燃 0 1 たときを除 講 故 いて人の立れのいずれかに じ て第三十条 障 た 料 そ にとき又 等 0 が 他 < 管 \mathcal{O} 一人に該制 第 理 不 区 測 を除 項 え限 当すると 域 \mathcal{O} 内 0) 1 事 しかたぎ < 線 で 態

量

漏

が

が \mathcal{O} あ 線 0 量 たと 限度 を超 え、 又 は 超 える お そ れ \mathcal{O} あ る 被 ば

る おそ 要と 障 害 前 各号 れ L れがあるとき。 (放射線障害以 \mathcal{O} ほ カュ 除 以 使 外 用 0) 済 障 燃 が 害 料 発 で貯 生あ蔵 9 施 て 設 入 又 に は 院 関 発 治 L 生療す

(身分を示す証明書)

第 る法. 項はての、淮 によ 匹 準 + \mathcal{O} -用する: るも 様 第 九 式 十二条第-条 分を示す 第三の二 \mathcal{O} 法第 とし 法第 + = 証 七 兀 明書 によ 法 項 十三 条 第 \mathcal{O} いるもの は \mathcal{O} 兀 身 条の二 分を示さ 第 様 とし、 式 七 水の二十 第四 項 第 \mathcal{O} 六 によるもの 法 身 項 第 五書 分 に 六 を 第 はお 十八 示 1 項様に式 す 7 条 とする 証 準 第 明お第 用 書 七

様式

舥

 ω

徭

4

9

籴

뭂

庥

表

器

無

圉

たとき。 限 度 を超 え、 又 は 超 える おそ れ 0) あ る 被 ば < が あ 0

八 除 障 害 前各号の 放 射 が 発 線 ほ 生障 カュ L 害 以 使 外 又 用 は \mathcal{O} 済 障 発 燃 生 害 料 す で 貯 るおそ あ 蔵 って 施 設 れ軽 に が微 関 あな L ると ŧ \mathcal{O} 人 をの

(身分を示す証明書)

第

項はてにの、準よ る 兀 淮 用· よるも 法 + \mathcal{O} 様 第 九 する法 十二条 分 条 式 を示 第三 \mathcal{O} کے 法 一の二に す Ĺ 第 第 第 証明 十二 匹 七 + 法 項 書 条 第 \mathcal{O} ょ は、 る 0 匹 身 条 ŧ + 分 0 \mathcal{O} 第 \equiv を 様 成式第四 とし、 条 示 七 + の 二 項 す 第 \mathcal{O} 証 六 + によるも 法 身 明 項 第 分 五書 に 第二 六 を は お +示 \mathcal{O} 八 す項様 て とす 条第 に 式 証 明 お 第 用 書 六 い三 す

様式第3(第49条関係) (表面) (略)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第12条 (略

2~5 (略)

- 6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に 掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる
- 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 帳簿、書類その他必要な物件の検査

 \Box

関係者に対する質問

 $[\Pi]$

- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な
 最小限度の量に限る。)をさせること。
- 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の20 (略)

- 2~4 (略)
- 5 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受

けなければならない。

6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第43条の20第5項」と読み替えるものとする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第12条 (略)

2~5 (點)

6

- 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に 掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる
- 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 帳簿、書類その他必要な物件の検査

 $\downarrow \downarrow$

- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のために必要な最小限度の量に限る。)をさせること。
- 7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を 携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない
- 8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の20 (略)

- 2~4 (點)
- 5 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、 前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受
- 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第43条の20第5項」と、同条第7項中「前項第1号」とあるのは「第43条の20第6項において準

9

けなければならない。

第78条 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円

Z 質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による 第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項

様式第3の 0 (第49条関係)

贵 国

(器)

(無 国

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第12条の2 (略)

2 ~ 5

掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に

用する前項第1号」と、同条第8項中「第6項」とあるのは「第43条の20第

6項において準用する第6項」と読み替えるものとする。

第78条 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円

Z

料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず 条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項 において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50 若しくは虚偽の陳述をした者

様式第3の2 (第49 条関係

(表 国

不

(無 国

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第12条の2 (略)

2 5

6 掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に

0

- 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 関係者に対する質問

[1]

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。) をさせること。

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の25 (略)

第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の25第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製練事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。

四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項<u>第43条</u>
の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第
2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

0

- 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 関係者に対する質問

[1] [1

- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。
- 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7

第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

 ∞

第43条の25 (略)

2

第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の25第1項」と、同条第3項から第5項までの規定中「製練事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四の四 第12条の2第6項(第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の2第2項、第43条の2第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせ

ず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第4 による 第68条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定 規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつ に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする 合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項 律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げ 用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に 用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場 る原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法 、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄) (第49条関係) 熏 表 (悪) 国 国 核原料物質使 様式第4 による 第68条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定 用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に 規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつ 合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項 <u>用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場</u> 律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げ に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする る原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法 警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄) (第49条関係) (無 表 (器) 国 国

条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51 37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の 帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のた 所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査 計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務 力施設(製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。)の設 び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子 条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及 11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46 第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第 11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15 め必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料 規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国 5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第 できる。 、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることが に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り 10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項 を収去させることができる。 際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に 1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第 第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の 第43条の8第1項、第43条の9第1項 第43条の10第1項、

ω

2

規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場者しくは事業所に立ち入り、 應簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の10第1項、第46条の2第 1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2

(新設)

させ、又は関係者に質問させることができる。

原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項
の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8~11 (略)12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解してはならない。

13~20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3 第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、 同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活 動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査者しくは収去 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しく は虚偽の陳述をした者

原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5. 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 7 ~10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解してはならない。

12~19 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

上 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3 第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、 同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活 動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しく は虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 土一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3

第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、

回条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行

為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。 二 第68条第6項の規定による立入り若しくは檢査を拒み、妨げ、若しくは

忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の康述をしたとき

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

□ 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号

究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7号まで

第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2 (試

験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第2

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

+

二 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3 第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、 同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活 動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第12項の規 定による立入り、檢查若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

. 第68条第5項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

0

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第10号号の2(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第10号号が新研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第11号、第11号、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の4まで、第28号(試験研究炉

ļЦ げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑 円以下の罰金刑 は第30号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲 7号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)又 げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑 び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑 者及び使用者に係る部分を除く。)又は第30号(試験研究炉等設置者及 等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲

○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十三号) (第十九条関係) (傍線部分は改正部分)

第二条 特殊な設計及び工事の方法による使用済燃料貯 第二条(特殊な方法による施設) (特	規則」という。)において使用する用語の例による。 使用予規制委員会規則第二十四号。以下「事業許可基準 使用産業省令第百十二号)及び使用済燃料貯蔵施設の位置 法」産業省令第百十二号)及び使用済燃料貯蔵施設の位置 法」(定(定義) この規則において使用する用語は、法、使 第一条(定義)	限る。)について適用する。 (金属キャスクによって使用済燃料を貯蔵するものに三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設三条の規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子(新(適用範囲)	基準に関する規則使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術	改正案
- 特殊な設計及び工事の方法による使用済燃料貯殊な方法による施設)	用する用語の例による。別(平成十二年通商産業省令第百十二号)においては」という。)及び使用済燃料の貯蔵の事業に関するは、という。)及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「核燃料物質及び原子炉の規制に関する用語は、核原料物質(定義)	(新設)	基準に関する省令使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術	現行

は、 当 該 施 号 認 設 次 \mathcal{O} 可 条 に 技 に か 0 係 5 術 る 第 7 上 基 \mathcal{O} + 原 準 六 基 子 準 条 を 力 ŧ لح \mathcal{O} 規 しする。 制 0 て ま 委 での 法 員 第 会 規 兀 \mathcal{O} + 定 認 に 可 条か を カュ \mathcal{O} 受 八 わ け 5 た 第 ず、 場 三 項 合

2 (略

(火災等による損傷の防止

第 兀 器 報 設 が け そ 備 損 る 条 こと 及び なわ 0) 発 す 他 使 る設 警 に 用 \mathcal{O} れ るお 報 火 ょ 済 災 備 設 ŋ 燃 そ 及 備 使 料 に 限 び れ 用 貯 る。 爆 自 が 済 蔵 発 動 あ 燃 施 る場 火 料 \mathcal{O} 設 を 災 発 貯 が 施 生を 合 報 蔵 火 知は施設、設 災 設 自 設 L 設 又 動 な 備 必 \mathcal{O} は け 的 要 基 爆 12 に 本 漏 n 発 応 的 電 検 ば \mathcal{O} じて消・ 安全機 な 知 火 影 5 災 響 L 警 な を 警 報 火 能 受 1 第

- 2 な機 は 能 異 前 に 常 項 . 支 な \mathcal{O} 障 作 消 を 動 火 及 設 に ょ ぼ 備 す ŋ 及 使 お び そ 用 警 済 報 れ が 燃 設 料 備 な 11 貯 は t 蔵 \mathcal{O} 施 そ で 設 \mathcal{O} \mathcal{O} 故 な 基 け 障 れ 本 的 ば 損 な安 壊 全 5 又
- 3 限 り 損 安 . 応 じ け 不 傷 全 機 を n て 性 受 ば 能 な 防 け 又 を 5 火 は る 有 壁 難 お な す \mathcal{O} 燃 そ る 設 性 れ 施 置 が \mathcal{O} 設 材 あ そ で \mathcal{O} 料 る あ ŧ 他 を 0 て、 \mathcal{O} 使 \mathcal{O} 適 用 に 切 す 0 火 な る 1 災 ととも 防 て 又 護 は は 措 爆 置 可 発 を 能 に 講 必な ょ

使用済燃料貯蔵施設の地盤)

は、 号 認 蔵 施 \mathcal{O} 可 技 に 次 設 術 係 条 に る か 0 上 5 基 \mathcal{O} 11 基 準 第 7 をも 準 + 原 -とす 六 子 0 条 力 Ś て法 ま 規 で 制 第 \mathcal{O} 委 規 兀 員 定 十 会 に \mathcal{O} 認 条か か \mathcal{O} 可 わら 八 受け 第 ず、 項 た 当 場 第 該 合

2 (略)

る。 るに 兀 火 報 災 おそ 設 ょ 条 火 災 備 ŋ 0 を 発 ħ 使 使 施 生 自 が 用 用 ょ を る 設 動 あ 済 済 L 自 火 る 燃 燃 損 な 動 災 場 料 料 傷 合 け 的 報 貯 貯 0 知は れ に 蔵 蔵 防 検 ば 設 施 施 止 な 知備 必 設 設 5 要 L \mathcal{O} が 安 な に 漏 火 警 応 全 災 電 報 じ に 火 0 して、 災 著 影 を 警 消 L 響 発 報器 を受け す 火 い支障 設 る その 設 備 及 が るこ 備 他び 生 に 警 限の

2 いは 支 異 前 障 常 項 を な \mathcal{O} 作 及 消 ぼ 動 火 す に 設 ょ お 備 ŋ そ 及 れ 使 び 用 が 警 な済 報 燃 設 11 ŧ 料 備 貯 は \mathcal{O} で 蔵 施 な そ 設 け \mathcal{O} \mathcal{O} 故 れ 安 障、 ば 全 な に 5 損 な著 壊 1 又

3 は、 لح 火 非 災 常 置 可 能 に 用 を 講 ょ 必 な 電 ŋ 限 U 要 源 に な り 損 設 応 傷 け 不 備 U 燃 れ を そ ば 性 受 て \mathcal{O} け 防 な 又 他 5 火 は る \mathcal{O} 壁 な 難 お 安 \mathcal{O} 燃 そ 全 設 性 れ 上 \mathcal{O} が 重 あ そ 材 要 る \mathcal{O} 料 な 他 ŧ 施 を 使 \mathcal{O} \mathcal{O} 設 用 に 適 で 切 0 あ す な る 11 0 防 て 7

(耐震性)

(新設)	十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるお第五条の三(使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第(津波による損傷の防止)
	他の適切な措置を講じなければならない。全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的安
	3 使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第九条第三 るおそれがないように施設しなければならない。 三項の地震力に対してその基本的安全機能が損なわれ 2 使用済燃料貯蔵施設は 事業許可基準規則第九条第
(新設)	条の二(使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震による損傷の防止)
2 前項の地震力は、使用溶燃料則蔵施設の構造及びこれが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎和が損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎を関する地震が関係を表現して	施設しなければならない。
いように施設しなければならない。 による損壊により公衆に放射線障害を及ぼ五条 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用	燃料貯蔵施設を十分第一項の地震力が作条を使用済燃料貯蔵

なけ それ ればならな が な V よう、 防 護 措 置 そ 0 他 0 適 切 な 措 置 を 講

部 カュ 5 \mathcal{O} 衝 撃によ る 損傷 0 防 正

第五 を 損 地 条 なう 震 \mathcal{O} 兀 及 他 おそ び 0 津 使 適切な措置を講じなけ れ 用 波 済燃料 を除 がある場合は、 貯 蔵 に 施 設 ょ 防 ŋ が 想定 護 そ 措 \mathcal{O} 置 基 さ れる自 本 基 的 礎 安 地盤 全機 然現 象 能 \mathcal{O}

2 改良そのは 周 辺 監視 区域 に隣接する地域に 事業 事業所、鉄道、 道 路

危険 その が あ る場 他 の外 一合には、 載 部 カュ 5 事 \mathcal{O} 業 衝 両 介所に 撃が発生す 船 お 舶 ける火 るおそ 災又 は れ 爆 が あ 発 事故、 る要 他 因

て人為によるも 物 地 を搭 及 び 敷 地 た 周 \mathcal{O} 辺 車 故 \mathcal{O} 状況 意によるも から 又 は 想定される事象であ 航空機 \mathcal{O} を除く。 0) 事 故その によ ŋ 0

L

よう、 使用済燃料 防 護 貯蔵 措 置 施設 そ 0 他 \mathcal{O} 0) 基本的 適 切 な措 安全機能 置を講 が じ 損なわれない なけ れば な

らない。

第五 条 使 0 用 五 済 燃 使 料 用 貯 済燃料 蔵 施設 貯 蔵施 \mathcal{O} 人 設 \mathcal{O} 不法 を 設置 な 侵 す る事 入 等 業 0 所 防 止 以

0 事 業 不法な侵 所 入、 V . う。 使用済燃料貯 に には、 使 人用済燃 蔵 施 設 に 料 貯蔵 不 正 一に爆 施 設 発

ること及び 性又は易燃性を有する物件その他 他 \mathcal{O} 物 件 不正 - を損 傷するおそれ アクセ ス行為 があ 一不 る物 正 人 アク たに危 件 セ が 害を与え、 持ち込ま ス行為の れ 又

> 新 設

新 設

一条第四 等 12 関 項 す る . 規 法 定する 律 平 不正 成十 ア ク 年 セ 法 ス 律 行為 第 百 を +八 /号) を 第

止 一するた め 適 切 な 措 置 を 講 じな け れ ば なら いう。

料 及 び 構 造

第 の 基 六 を \mathcal{O} 項 条 確 れ 本的 いらを支 保できるも 該 に 容 お 使 器 安全 1 用 て 持 済 等 一機 が す 燃 その設 \mathcal{O} 容器等」という。 る 料 能 でなければ を 構 貯 確 造 蔵 施設 計上要求される強 保する上で 物 \mathcal{O} うち、 に ならない。 属 す <u></u>の 必 使 る 要 用 容 材 な 済 器 燃料 度 料 及 Ł 及び び管並 及 \bigcirc び 貯 以 蔵施 構 耐 造 下こ 食 び 性 は 設 に 第

2 施 と き、 設 済 使 用済 燃料 t な \mathcal{O} 燃料 け れ は 貯 に耐 蔵 れ ば 施 貯 適 え、 切な な 設 蔵 の基 施 な か 耐 設 本的 つ、 圧 に 試 . 属 験 安 す 著 全機 る容 又は漏え L 11 能を確 漏 器 及び え 1 1 いがないようにい試験を行った 保 管 す のうち、 うち、使いうち、使

2

除 熱

L

5

第 いう。 燃料 七 れ ば 条 なら によ 使 な \mathcal{O} 用 0 崩壊 7 済 汚 燃 熱を 染さ 料 貯 れ 適 蔵 た 物 切 施 に 設 除 は、 以 去するように施設しな 下 使 用 使 済 用 燃 済燃料 料 又 は 等 使用 と け 済

閉 ľ 込 \Diamond 0 機 能

第 八 条 使 用 済 燃 料 貯 蔵 施設 は、 次に 掲げるところに

材 料 及 び 構 造

 \sum_{i} 六 る 等 て「容器 \mathcal{O} ŧ が 安 条 れ その 全を のでなけ らを支持 使 設 等」という。)の 用 確 計 保 済 ける構 燃料 れ 上 す る上 ばならな 要求される強 貯 で重要なも 蔵 造 施 物 の設 材料及 う に 度及 ち、 属 \mathcal{O} す 使用 び る容 び 以 構 耐 下この 器 食 造 済 及び は、 燃料 性 を 確 項 貯 管 当 該 に 蔵 保 並 容 お 施 で び 器 き い設 に

に 用 れ 適切な 使用済 耐 ば 済 心え、 なら 燃料 燃料 な 貯 耐 カュ つ、 圧 蔵 試 施 貯 験 設 蔵 著 施 又は \mathcal{O} L 安全を 設 1 漏 に 漏 えい試験を行ったとき、 属 え 1 確 す る容 保 が な す る上 器 1 ように施 及 び で 管 重 要 \mathcal{O} かなも 設 うち、 L な 0) け れは使

除

第 安全 七 条 一に除 使 用済 去するように 燃 料 貯 蔵 施施設設 L は、 な け 使 用 れ ば 済 なら 燃 料料 な \mathcal{O} 崩壊 熱 を

閉 ľ 込 8 0) 機 能

ょ

第 八 条 使 用 済 燃 料 貯 蔵 施 設 は、 次 に 掲げるところに ょ

を 保 持 使 す 用 るように 済 燃 料 等 を 施 設 限 定され L なけ た区 れ ば な 域 5 に な 閉 ** ا じ 込 \Diamond る 機 能

るおそ 金 属 れ 丰 が ヤ な ス ク 11 は、 構 造 で 使 あ 用 ること。 済 燃 料 等 が 外 部 に 漏 え 11 す

すること。 る よって汚染され う設 部分に限る。 液体 候備が設置 : 状 の 使 置 用 た物 さ 済 は、 れ 燃 燃料によ る施 0 漏え 次に 設 つって · 掲 げ V) (液 が 体状 るところ 拡 汚 大す 染 \mathcal{O} さ るおそ 使 れ に 用 た ょ 済 物 りれが料 を 取 設あに り

. П

全 に よ うに に る が ょ ŧ よって汚染さ な る 事 のであ · 業 所 71 り で 事 廃 すること。 ŧ 汚染 項を は 棄 する設 \mathcal{O} \mathcal{O} な するおそれが 計 を除く。 0 外 測 に て使用済 ただし、 備 す れ 排 た物 及び る設 水を 0) 燃 排 第 に 備 ある を施 より 上に 当 料 + 出 該 に 五. す 排 設 条 汚 施 管 ょ る す 水路 排 染 設 理 第 0 る さ \mathcal{O} \overline{X} て 水 場 項 に 床 域 路 n 汚 第三号に 合 内 た 使 面 染 用 は 排 が に さ 湧 水 済 な 開 れ 水 燃 こ に を 燃 の 掲 安 料 た に 1 \Box よ部物 係

第 九 条 用 済 燃 料 貯 蔵 施 設 は 当 該 使 用 済 燃 料 貯 蔵 施

> り、 5 に閉じ込 〇 以 な 下 使 用 \Diamond 使 済 る 用 燃 機 済 料 燃料 能 又 は を保持するように 等 使 用 とい 済 燃 · う。 料 に ょ 施 を 0 設 限 7 成定され 汚 L な 染 け さ れたば区 n た な域 物

部 に 使 漏 用 え 済 燃 11 料 す るおそ を 封 入 する れ が な 容 1 器 構 は 造 で 使 あ 用 ること。 済 燃 料 等 が 外

三

すること。 扱 る ょ 部分に って汚染された物 う設備が設置され 液 体 : 状 の 限る。 使 用 済 は、 燃 る施 \mathcal{O} 料 次 漏 に に え 設 ょ 掲げ いが (液 0 7 拡大す 体状 汚 るところに 染 0 さ るお 使 れ 用 た それ より 物 済 燃 を 施が料 取 設あに り

口 略

それ 用済 た 物 だ を 及 水 <u>)</u> を 施 び 使 用済 設 第 が 燃 排出する排 に する場合は + ょ 当該 上に あ 料 る り 五. によって汚染 燃 管理 条 汚 排 施 料 第二号 染 水 設 貯 水路 3 路 \mathcal{O} 区 蔵 に 床域面内 れ 施 使用 に た 排 (湧 設 さ 0) 掲 が に を な 水 限 げ 水 済 開 れ 設 る を 燃 1 口 た に 置 ように で 事 料 物 安 部 係 す 1. I 全 に は 項 が る る な を に よって汚 な ょ ŧ 事 計測 ので 廃 すること。 いも ŋ 業 汚 棄 所 す 染 す \mathcal{O} あ \mathcal{O})染さ 介する る る を 外 0 設 除 て 設 に 使 排 備れ た < お 備

九 Þ

新

第

下 \mathcal{O} 口 か るよ 線 6 量 \mathcal{O} う が 直 に 原 接 施 子 線 設 力 及 規 L U 制 な ス け 委 力 員 れ 1 ば 会 シ な 0) t 5 定 イ な \Diamond ン る線 線 に ょ 量 る 限 度 事 を 業 + 所 分 周

2 障 ば 部 \otimes 止 害 に 又 な す え 事 l を 防 は 5 る 必 業 配 な 要 必 所 を 管そ 防 止 要 内 する 遮 止 が に ۲ す \mathcal{O} 蔽 あ お るた た \mathcal{O} 他 能 る け . Б る 場 \mathcal{O} 場 力 貫 合 \Diamond に を 所 外 ったおい 必 通 に 部 0) 要が は放射 部 措 置 が 射 ある 線に を講 放 射 て、 遮 あ 被 る よる放 ľ 場 場 当 線 設 な 合 合 障 備 該 け に で 遮 害 を は、 あ 施 を 射 れ 蔽 設 防 線 ば 0 設 て な 放 備 L 止 障 らお線 する 放 に な 害 射 開 け を いの線 口れた防

安 全 機 能 を 有 す る 施

第 + け 用 れ ば 料 済 条 なら 貯 燃 又 蔵 料 は 安 安全 貯 な 施 全 蔵 機 設 能を有 機 \mathcal{O} 施 設 能を有す 安 全 に する 性 お を損 V る施 て 施 共 な 設 用 設 わ を す な に 他 Ś 11 属 0 場 す 原 ょ うに 合 る設 子 に 力 施 は 備 施 設 を 設 使 と L 用 \mathcal{O} 共 な

2 け 維 ħ ばなら す る 全 á 機 た ため 8 能 な \mathcal{O} を 有 0) 検 保 査 す 守 又 る 又 は 施 は 試 設 修理ができるように 験 は 及 び 当 当 該 施 該 安 設 全 \mathcal{O} 安 機 能 全 施 を 機 設 健 能 全に を 確 な

> ため 合に た \mathcal{O} る 射 に 使 に必 による お め 貫 L 線 用 通 0) 11 Þ 障 済 要 部 て、 措 害 放 燃 置 が が 1 射 料 を を あ あ 当 設 防 線 貯 講じな る場 る場 該 備 止 障 蔵 す 害 施 L を **一合には、** 合で Ś 施 を Þ 設 ため け 防 を設 設 あ れ 1 止 L 置 ば 0 設 な に す なら 放 て け 必 備 る す 射 放 れ 要 る に 必 な な 線 射 開 ば 要 事 線 \mathcal{O} が 業 П な し 漏 障 部 5 Þ あ 所 :害を 又は え な 内 る V 場 1 \mathcal{O} 11 防 配 能 合 外 を 防 止 管 力 に 部 する を 止 その は 放 の場有 す 射

他

る

す放線

安 全 上 重 要 な 施 設)

第 + び ること。 を 子 次 二以 確 使 炉 条 共 再 保す 用 用 処 施 掲 理 設 上 す げ 施 非 設等 るところに 常 る る 施 \mathcal{O} 機 設 発 原 用 // 子力施 と 能 電 を 電 に 用 源 が 廃 1 う。 損 原 ょ 棄 設 設 な 物 子 ょ 備 0 埋 ŋ わ 7 炉 そ 施 加 施 れ 使 設 \mathcal{O} に るお 設 設 工 用 お 施 他 済 設 施 L \mathcal{O} 1 それ 設 燃 な 7 使 安 け 料 共 廃 用 全 用 が 貯 棄 済 試 れ 上 な 燃 ば 蔵 物 験 す 重 なら る場 料 研 1 施 管 要 よう 理 貯 究 設 な な 蔵 用 合 施 \mathcal{O} 施 に に 設 施 等 設 安 す 及 全 は 設 原 は

す 維 るた 持 使 用 す んるた め 済 燃 0) 8 検 料 査 0 貯 保 又 蔵 守 は 施 試 又 設 は 験 0 及 修 安 理 び 全 が を で n 確 きること。 5 保 0 す る機 機 能 を 能 健 を 全 確 認

送 設 使 備 及 び 受 入 れ 設 備

第 び ょ ŋ 入 条 施 れ 設の た 用 な \Diamond 済 け に 燃 使 料 ば 用 を ならな 方る設 封 入 L 備は金 備 属 次 丰 に t 掲 ス ク げ るところ 0 搬送及

入 う能 れ 使 を 用 力を有 行う設 済 燃 料 す 備 を る は 封れ t 入 0) 当 L であ 該 た 金 金 ること。 属 属 キ キ t t ス ス ク ク を \mathcal{O} 安 搬 全 送 に 及 取び 受 り

使用 金 れ をするた 属 済 キ 燃 t 料 ス ク \Diamond を を \mathcal{O} 封 動力の供給 動 安 全に 保持 属キ 給が停止 L てい t ス るも L ク た場合に、 0 0) 搬 で 送 及 あるこ び 当受

測 制 御 系統 施 設

第

十三 おい 計測 って替えることが することが困 て、 する 条 当 設 使 備 用 該 事 を 済 燃料 難 項 施 な場 できる。 を 設 計 L 貯 調する。 合は 蔵 施 間 設 接的備 ば に なら は、 にに計つ な 次に 測い 掲 7 す がげる は、 こ の る 設 場合 備 事 直 接 を 項 計 に Ł を

監視 使用済 溶接 使用 す \mathcal{O} 済 んる場 燃料 燃料 た \Diamond 合 を \mathcal{O} を 封入し を 当 封 入した 除 該 金 属 た金 キ 金 0) 属 属 t 圧 キ 丰 ス 力 ク t t 蓋 ス ス ク 部 ク 蓋部 0) 、ただし 表 \mathcal{O} 面 密 温 度 封 蓋性

略

2 用 済 料 貯 蔵 施 設 に は そ 0) 設 備 0) 機 能 0) 喪

> 送 設 備 及 U 受 入 備

第 設し \mathcal{O} た めに 使 使 用 用 す 済 る設 燃料 V) 備 を は 封設 入し 次 に た容 掲 げ 器 るところに \mathcal{O} 搬 淡送及び 受入 ょ り 施れ

う 設備 使用 なけ は、 済れ ば 燃 容 料 器 を な 封 を 安全 入 L にた 取 容 り 器 扱の 搬 う 能 送 力を有 及 び受入 する れ ŧ を の行

な

5

であること。

るため 安 全に 使用 保 \mathcal{O} 済 燃料 持 動 が料を封っ ているもの Aが停 に 合が停 入 に容器の搬送及 で あること。 搬送及び受入れ 0) 容 器 を

計 測 制 御 系 統 施

第 測 お計 + 0 て することが困 測 三 1 替 いする えることができる。 当 設 使 備 該 用 事 を 済 燃料 項を 施 難 な場 設 計 L 貯 合 測す な 蔵 は け 施 るれば 間 設 接 に 備 な は 的 に に 5 な 計 0 次 \ \ \ 測い に · 掲 げ 7 する は、 設 0) る 場 事 備 直 合 を接 項 計 ŧ に を

た めの 使 用 使 用 当 済 済 燃料 燃料 該 容 を封入 · を封 器 蓋 入 部 八した容器で た だし 蓋 \mathcal{O} 蓋 部 表 面 を \mathcal{O} 密 溶 温 封

接

す 性

る場

 \mathcal{O}

監

合 視

をの

度

略

除

0

圧

力

2

使 用 済 燃 料 貯 蔵 施 設 に は、 そ 0) 設 備 0 機 能 喪

ら物 液 外 的 質 体 部 安 を 項 が著の 確 放 第 全 射 実 機 そ に L 放 線 号 能 \mathcal{O} 検 < 射 に 他 \mathcal{O} を 知漏性 係 放 損 \mathcal{O} L え 廃 る 射 な 要 因 て 1 棄 線 性 う 速 す 物 量 物 お に っるおそれ Þ \mathcal{O} 当 質 そ ょ 量 か 廃 ŋ \mathcal{O} れ 棄 濃 に が が 使 施 著 生じ 警 度 用 若 が設 報 L 済 生から く 上 L す た 燃 < る 料 き、 設 た 液 昇 は 貯 ときに 備 体 L 同 蔵 た 状 項 を 第 施 にとき又 施 \mathcal{O} 第 + 設 放 設 兀 五 \mathcal{O} しこれ性は 号 条 基 \mathcal{O} 第 本

廃 棄 施 設

け

れ

ば

な

5

な

第 + を ょ 保 几 ŋ 管 条 施 廃 設 棄 放 す L 射 な る 性 け 設 廃 れ 備 棄 ば を 物 ならな 除 を く。 廃 棄) は 介する 1 設 次 備 に 掲 放 げ 射 るところ 性 廃 棄 物

る 料 力 に 周 規 貯 辺 能 お 制 け 監 力 蔵 を 施 委 る 視 有 設 員 水 区 す に 会 中 域 る お \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} t 1 定 放 外 7 8 射 \mathcal{O} 0 発 空気 で る 性 あ 生 値 物 ること。 質 す 以 中 Ś 下 \mathcal{O} 及 濃 放 に び な 射 度 周 る 辺 性 が ょ 監 廃 うに そ 棄 視 物 れ 区 使 ぞ 域 を 用れ 廃 \mathcal{O} 棄済原境

5 五.

放 射 線 管 理 設

第 十 11 て、 れ 五. 理 条 を 間 当 施 接 該 設 事 業 的 事 を に 項 施 所 施 を 設 に 計 は、 直 測 L す 接 な る 計 け 次 施 に 測 れ 設 す ば 掲 ること なら を げ ŧ る 2 な 事 て がい 項 0 替 困 を 育えることがで この場合は、 この場合にな で お射

> く射にの な検 を 誤 漏 知 性 係 放 著 動 ľ え 廃 る線 射 作 て 棄 性 < そ 11 速 物 損 す 量 物 \mathcal{O} Ś Þ 当 \mathcal{O} 質 な 他 カュ お 廃 量 \mathcal{O} う \mathcal{O} それ 棄施 濃 が お 要 警 著 そ 度 因 若 が設 報 L れ に <u>く</u>上 しく 生じ す カュ が ょ , 5 る 生 ŋ たとき 設 昇 は じ 使 備 l 同 た 用 たとき 条 を 済 に き、 \mathcal{O} 施 第 燃 , . . 放 料 設 兀 又 射 号 第 L 貯 れ性は な \mathcal{O} + 蔵 5 液 外 け 物 五 施 質 を 体 部 条 設 れ 確 が 状 ば 放 第 \mathcal{O} な実 著の射 安 に 放 線 全 5 L

棄 施

第 を + に ょ 保 四廃 り 管 施 廃 設 棄 放 L す 射 る な 性 け 設 廃 備 れ 棄 ば を 物 なら 除 を < 廃 な 棄 する は 設 次 備 に 掲 放 げ 射 る 性 とこ 廃 棄 ろ 物

使ぞ 側 を 廃 用 れ の周 棄 済 原 境 辺 界 監 す 燃 子 に る 料 視 力 能 貯 規 お 区 制 け 域 力 蔵 を 施 る 委 \mathcal{O} 有 員 水 設 外 会 中 す に \mathcal{O} る 空 おの \mathcal{O} 定 Ł 11 放 気 中 7 射 \mathcal{O} \Diamond で 発 る 及 性 あ 生 値 物 び ること す 周 以 質 る 下 辺 \mathcal{O} にな 放 濃 監 射 度 視 るよ が 区 性 廃 域 う その 棄 にれ外 物

五. 略

放 射 線 管 理 施 設

第 計け次 + れに 五. ば掲 す ること な げ 5 る 使 な事 用 が 項 11 済 を計 燃料 困 こ の 難 な 測 貯 場 場 す 蔵 合 る 合 施 に は 放 設 お射 を 11 線 設 て、 管 れ 置 理 を す 間 当 施 る 接 該 設 事 的 事 を 業 施 項 所 に 計 を 設 に 測 直し は す 接な

きる。

る原 使 子 用 力 済 規 燃 制 料 貯 委 蔵 員 会 施 設 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} \otimes 放 る 射 線線 量遮 当 蔽 量物 率 0) 側 壁 に お け

二·三 (略)

及 び 員 会 \mathcal{O} 放 理 射 定 区 める 性物 域に 線量 質 お K け よって汚 当 る 量、 外 部 空 放 :染さ 気 射 中 線 れのに た物 放 係 射 る 性物 \mathcal{O} 原 表 子 質 面 力 0 規 \mathcal{O} 放濃制 射度 委

性物質の密度

2 五. 制 射 委 周 員 辺 線 管 会 監 理 \mathcal{O} 視 施 定 区 域に 設 \Diamond る は 線 お ける外 量 前 当量 項 各 号に 部 放 掲 射 げ 線 る に 係る 事 項 0) 原 うち、 子 力 規

ければならない。

新に

表

示

で

きるように

施設

L

な

(予備電源)

第 + 他 な 必 電 け 要 気 条 0) な れ ば 設 供 使 給 ならない。 用 備 に が 済 使用 停 止 燃 料 す L 貯 ることが た 蔵 に場合に 施 設 12 で お は きる予 1 て 外 部 監 備 電 視 電 源 源 設 系 備 を 統 施 そ カュ 設 O5

る施設をもって替えることができる

おける線 使 用 済 量当 燃 料 量嚴 施 設 \mathcal{O} 放 射 線 Þ V 物 0 側 壁

に

二・三(略

几

染 気 介され 中 管 \mathcal{O} 理 た物 放射 区 域 に \mathcal{O} 性 物質 表 お 面 け \mathcal{O} 0) る 放射 濃 外 度 部 性 及 放 物 び 射 質 放 線 \mathcal{O} 射 に 性 密 係 度 物 る 質 線 に 量 よっ 当 量、 て 汚 空

周 辺 監 視 区 域 に お け る 外 部 放 射 線 に 係 る線 量 当 量

五.

(新設)

非

常

用

電

源

設

(備)

第 + な 持 蔵 \mathcal{O} 5 れ 施 電 す 六 設 る 条 気 同 た \mathcal{O} \mathcal{O} 等 供 使 \Diamond 安 給 に 全 用 以 上 を が 済 燃料 停 確 \mathcal{O} 内 機 燃 保 止 能 機 す 貯 L た場場 るた 関 を 蔵 施 有 を 合に \Diamond す 原 設 る設 に 動 に 必 力 お は と 備 要 1 す を な て 外 る 設 部 施 設 備 電 発 使 電 用 源 L \bigcirc な 設 機 済 系 け 燃 備 能 統 を 料 れ 又 カコ ば は 維 貯

2 能 使 を有 設備 用 済 する設 に 燃 は 料 貯 備を施 無 蔵 停 施 電 設 電源 設しな \mathcal{O} 安 装 全 置 け を れ 又 確 八はこれ ば 保 ならない。 す る と同等以 た \Diamond に 特 に 必

○使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十四号)(第二十条関係)

る規則を規定の溶接に関する技術基準を定め使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定め	改正案
る省令使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定め	現